昭和五年三月

宮崎縣史蹟調査報告

第五輯

兒湯郡之部

宮崎縣

宮崎縣史蹟調查報告

第五輯

兒湯郡之部

凡例

大正十四年三月、史蹟名勝天然紀念物調査報告書發刊以來、史蹟に、天然紀念物に、將美術品等にして發見したるもの尠なからざるを以て、茲に改訂補修を加へ、更に再刊するに至つたのである、而して本調査書は、事實の梗概を記し、學術的考證は可成之を避け、美術品の如きも其製作年時、及び優劣等は一切試みざることゝしたのである

調査は實地に就き之を爲し、關係記錄と參照し、口碑傳說にして、史實を補なうべきものは參考資料として載錄し、神社、寺院、佛堂の緣起書は、縣保有の記錄と實査と對照し、考證資料に乏しきものは省畧亦は登載せず、併し神社は格の上、下、由緒の有無を問はず凡て採錄せり

本書は之を以て未だ完成したりとせず、新に發見したるものは、後日更に補冊として出版す

引用書、大宰管內志、延喜式、日向記、日向地誌、島津家、秋月家舊記、菊池勤王史、一ノ宮巡詣記

其他民間所藏舊記

本調査は史蹟調査會委員河井田政吉をして調査せしむ

昭和四年十二月

宮崎縣

目次

兒湯郡ノ沿革略 …… 一

先史時代之遺蹟遺物

石器、土器、石劍、山城址 上江、富田、新田、妻、都於郡、三財、三納上穗北、木城、川南、都農等各町村 …… 四

原始時代之遺蹟遺物

古墳並出土品 上江、富田、新田、妻、都於郡、三財、三納、上穗北、木城、川南、都農等各町村 …… 八

神社之部

高鍋町 八坂、火産靈、毛比呂計、宮田、熊野、菅原、立花、多賀、鵜戸、菅原、熊野ノ各神社 …… 三

上江村 愛宕、舞鶴、金比羅、菅原、川田、菅原、菅原、美年、大年、愛宕、菅原、水天ノ各神社 …… 三〇

富田村 八幡、游賀美、富田八幡、下富田、紀伊、水沼、日置、川上、大淵、熊野ノ各神社 …… 三八

新田村 新田、諏訪、山坊、燒石、川床、春日、湯宮、伊倉、一丁田、今町ノ各神社 …… 四二

妻町 都萬、三宅、清水、右松、大歲、日吉、住吉、愛宕、霧島、羽黑、印鑰ノ各神社 …… 四七

都於郡村 鹿野田、山田、山王、荒武、岩爪、霧島ノ各神社 …… 八〇

三財村　上三財、下三財、伊勢、天神、藤田ノ各神社……八七
三納村　芳野、平郡ノ二神社……九一
西米良村　米良八幡、狹上、兒原ノ三神社……九三
東米良村　銀鏡、尾八重、鎭守ノ三神社……九六
上穗北村　南方、穗北、調殿、童子丸ノ四神社……九九
木城村　比木、伊勢、多賀、八坂、菅原、水分、八幡、菅原塚原、目子、石神、川原、三石、大山祇ノ十四神社……一〇五
川南村　多賀、甘漬、三島、細野、霧島、市那波、菅原、北山、平田、龍野、阿讀訪、御年、熊野、御年、鴨、愛宕、御年、稻荷、川南、八幡、山ノ神、金比羅、御年、春日ノ二十四社……一一四
都農町　都農、菅原、菅原、尾鈴、八幡、八坂、山神、八坂、熊野、平山菅原、金比羅、水神、菅原、仝、仝、仝、若宮祖靈ノ二十社……一二三
美々津町　立磐、愛宕、多賀、菅原、住吉、今宮、霧島、若宮、菅原、仝、仝、仝、若宮天鏡、龍宮、愛宕、霧島、仝、八幡、稻荷、元宮、若宮、菅原ノ二十三社……一二四

寺院佛堂之部

高鍋町　稱光、圓福、圓淨、光福ノ四寺ト寺院址……一四六
上江村　覺照寺ト寺院址……一四八
富田村　城福寺址、其他ノ寺院址……一五〇
新田村　松源寺址、其他ノ寺院址……一五二

妻町　仙光、清水、延命、宗光、東泉、麟祥ノ六寺院ト、其他ノ寺院址……一五三
都於郡村　大安、黒貫、光照ノ三寺ト其他ノ寺院址……一六八
三納村　淨土寺、長谷觀音堂其他ノ寺院址……一七六
三財村　東福寺、其他ノ寺院址……一八一
西米良村　西福寺址、其他ノ寺院址……一八一
東米良村　榮岸寺址、其他ノ寺院址……一八二
上穂北村　光源、長安、竹尾、如法、長德ノ五寺ト其他ノ寺院址……一八二
木城村　妙興寺、觀音堂ト其他ノ寺院址……一八六
川南村　妙章寺ト其他ノ寺院址……一八八
都農町　圓通、德泉ノ二寺ト、其他ノ寺址……一八九
美々津町　專修、正覺ノ二寺……一九〇

城壘址之部

高鍋城址　高鍋町……一九二
上ノ城址　富田村……一九三

下ノ城址　全村……一九三
穂北城址　妻町……一九四
有峯城址　上穂北村……一九四
都於郡城址　都於郡村……一九五
平野城址　三納村……一九六
三納城墟　全上……一九七
高城址　木城村……一九七
松山城址　全村……一九九
古墨址　全村……一九九
全　上　全　上……二〇〇
石城址　全上……二〇〇
美々津古戰場　美々津町……二〇一

政教史傳之部

秋月氏由來　高鍋町……二〇五
秋月種茂氏　全……二〇九

秋月種樹氏　仝　二二
城竹窓氏　仝　二三
秋月種殷氏　仝　二三
秋月種節氏　仝　二四
明倫堂址　仝　二五
孤兒院址　上江村　二六
菊池氏由來　米良村　二八
菊池忠氏　同　二七
甲斐右膳氏　同　二九
甲斐重遠氏　同　三一

驛址其他址之部

兒湯驛址　妻町　三三
當磨驛址　同　三三
去飛驛址　都農町　三四
美々津驛址　美々津町　三四

馬牧址　都農町……二三四
同　址　新田村……二三六
兒湯址　妻町……二三六
丹裳小野　同……二三六

金石文之部

兒湯之印　妻町……二三八
國分寺木版　同……二三八
座禪修驗址其他ノ址　妻町都於郡三財三納西米良上穂北川南ノ各町村……二三八
六地藏（カン〳〵佛二供養塔）　川南村……二三九

天然記念物之部

瑟彈ノ松　高鍋町……二五〇
座論梅　新田村……二五二
於賀玉樹　妻町……二五三
樟樹　妻上穂北村神社南方神社……二五三

圖版

一 川南村發見ノ石劒石鏃
二 妻町發見ノ石器
三 都農神社藏石器石鏃
四 西都原古墳群
五 鬼ノ窟墳
六 西都原古墳發見ノ短甲
七 同上漢式鏡
八 同上土器類
九 都農神社所藏ノ土器類
一〇 都萬神社々叢
一一 調殿神社藏古文書
一二 平田神社々叢
一三 同社女神像
一四 都農神社々叢
一五 立磐神社同上
一六 神武天皇御出船美々津港
一七 城福寺址藥師如來
一八 久福寺址觀世音菩薩
一九 坂本觀音堂觀世音菩薩
二〇 黒貫寺ノ佛像
二一 長谷觀音堂觀世音菩薩
二二 同上
二三 同上
二四 竹尾寺同上
二五 國分寺址
二六 高鍋城址
二七 都於郡城址
二八 高城址
二九 明倫堂額（一二）
三〇 秋月種殷
秋月種樹揮毫
三一 兒湯印ト
立磐神社所藏ノ面
三二 國分寺木版
三三 同上
三四 六地藏塔
三五 瑟彈松
三六 座論梅
三七 南方神社ノ樟

兒湯郡沿革の大要

宮崎縣史蹟調査會委員　河井田政吉調査

天孫高千穗に在りて、既に土蜘蛛を綏定し給ふや、高千穗の地、所謂膏腴之空國にして、永遠の皇居に適せず、乃ち奠都の地を覓め、路を易きに取りて巡幸し給ひ、遂に吾田長屋笠狹之碕に致り給ふ、その地國津神あり、事勝國勝長狹と曰う、伊弉諾神の子である、召されて勅問に應へ、依て天孫に奉仕す詔して曰く、此の國は朝日之直刺、夕日之照國也と、卽ち景勝の地を相して、宮殿を造り皇居を定め給う、是れ本邦古史に見ゑるの始てある。

而して吾田の地に就ては、素より異論尠くない、吾田は英多、阿多、阿加田に作り、又縣に作る、阿加は開（アケ）にして、阿加田は開田卽ち、廣濶開拓の地てある、天孫覓國の古傳に依りて、其順路を考へ、以て笠狹宮址を繹ぬるに地名、地勢、傳說、遺跡等は、今尙降臨の當時を語たるに似たり。卽ち高千穗の山間を出てゝ、皇居を日向に定め給はんには、唯五箇瀨河流に沿うて、東行するの一路あるのみ之に從つて東行し、更に南進し初めて廣野の地に至り、奠都し給うた、併し其地今定め難し。

兒湯は『景行天皇紀』に見ゑる、子湯縣にして、兒湯の郡名是より起る、惟うに兒湯は古由婁の約音にして郡（コホリ）、卽ち、大邑の義てある。而して縣は開田の義なるが故に、兒湯の縣は、土地廣濶にして田野開けたる大邑の地と解すへし、建久圖田帳に、兒湯郡穗北鄕あり、上世兒湯縣に屯倉（ミヤケ）を置かれ、其

倉址に印鑰祠あり、是卽ち國府のありし所て、其北西に國分尼寺址あり、惟うに天孫竟國の古傳に存する吾田は、景行紀に見ゑる兒湯縣にして、後世の穗北郷を稱し、現在の三宅は其主邑なりしが如し、仍て兒湯の地は、建國の歷史に、緣由頗る深く、就中當地方は、古代上世を通して、日向に於ける文化の中心地たりし事を想像するに難くはない。

兒湯郡境域の沿革は、之亦詳かてないか、日向五郡八院舊元集に

兒湯はたゞ新納穗北に御苗代
米良の尾八重に都於郡まて

とあつて區劃は明瞭てない約七百五十年前の記錄『建久圖田帳』に、兒湯郡の境域を明記され、尙亦鹿兒島島津家所藏の三國(薩、隅、日)圖田帳が最も古のて其に依ると

佐土原	十五町		倍木	三十町
新田	八十町		下富田	三十町
穗北郷	七十町		鹿野田郷	五十町
平郡庄	百町		藤太別府	二十町
久目田	八町		都於郡	百五十町
新納院	百二十町		宮頸	三十町

となつている。

日向記によると、建久元年庚戌正月二十六日、工藤祐經日向地頭に補せられ、其子祐時父の職を襲き

祐時五世の孫始めて日向に下り（都於郡城址ノ部ニ詳記ス）來るに及んで、土持氏亡ひ、長祿元年迄は、兒湯郡は悉く伊東氏の有となり、百二十一年を經た、天正五年丁丑、伊東義祐敗走後。十一年間は島津氏の管領であつた。同十五年丁亥豐臣秀吉、島津の地を割いて。日向に四藩を置くに及んで、兒湯郡は、島津以久、秋月種實の二氏に分與した。而して本郡の內、穗北。南方、童子丸、調殿、黑生野、岡富、右松、三宅清水、現王島等は幕領となした。

天正十九年の日向國郡分帳に依ると、兒湯郡は廿七ヶ村となつて居る、山田六十町、三財三十町、荒武三十町、加勢三十町、藤田三十町、平郡三十町、三納八十町、鹿野田八十町。清水三十町、三宅八十町、妻三十町、穗北八十町、童子丸三十町、調殿三十町、右松三十町、黑生野三十町、岡富三十町、井倉八町、新田八十町、富田八十町、三納代三十町、日置二十五町、倍木方百町、郡司方百町、平田方百町、擔見方二十五町、野別府五十町等に變革している。

明治四年十一月、全國新に七十二縣を置くに及ひ、兒湯郡は美々津縣に屬し、同六年二月廢縣宮崎縣に屬し、同九年八月鹿兒島縣管下となり、同十六年七月、再ひ宮崎縣の所管となり、以て今日に至る、現下郡內の町村左の通りてある。

高鍋町、美々津町、都農町、妻町、上江村、富田村、新田村、三財村、三納村、都於郡村、西米良村、東米良村、上穗北村、木城村、川南村等の四町十一ヶ村を有せり。

米良村の沿革畧

（東鑑廿四卷）に、建保七年妻良五郎云々とありと太宰管內志に見る、中古以前米良の由來詳かでない。其以後は菊池氏の所領て、西征將軍懷良親王の一子、爵松王（後に良宗親王）を擁し奉つて、米良山中に潛入し、姓米良と改め、歷世十五ケ村を領し、德川氏の代人吉藩に屬し、十二世忠に至り、祖先の忠誠に鑑み、勤王の志淺からず、家臣と圖り密勅を奉じて討幕の事に從はんとす。事露顯し人吉藩に幽せられ、後解かるゝを得た（忠ハ史傳ノ部ニ說ク）明治元年菊池と改稱したのである。

明治初年廢藩置縣に際し、人吉縣に屬し、四年十一月美々津縣を置くに及んで、全縣の所管となつた以下は兒湯郡の沿革に同じ。

先史時代の遺蹟遺物

石器土器　上江村大字持田の原頭、縣茶業試驗場開拓の際。地下約一尺より彌生式土器、高サ七寸回リ一尺一寸五分三個發見、該土器は皆底部尖りて色茶褐である、尙前記土器の中に磨製石斧三個入れあつた。

本村字岸上字上江の各所に、打製石斧石錘頗る多く發見し石鏃等も遺存して居る。

石　器　富田村字宮の首に於て打、磨製、石斧。石鏃及び石錘の類及び字辨指の丘阜、並に其附近にも前同器が多數發見せられた、宮ノ首には今尙遺存せるもの多し。

石器土器　新田村大字新田原は方二里の高原地にして、其間各所に磨、打製石斧、石鏃、石錘等發見せら

れ、小字祇園原、東又等には前記の器物及び土器類が發見せられ又は遺存して居る、石製曲玉等も出土し尚石器磨製用の砥石、字東又に於て採集した。

同　上　妻町西都原、清水、右松の諸所には彌生式土器を初めとし、磨、打製石斧、石鏃の類頗る多量に蒐集せられ、石鉋丁の如きは精功のものあり、石製勾玉の出土せるあり。

（挿圖第二）

同　上　都於郡村字高屋は、高臺の地にして石鏃、石斧の打磨製石錘、彌生式土器等が散在して居る殊に同所光照寺地域には從來多く發見した。

同　上　三財村大字上三財、同下三財の各地に於て、石器類及彌生式土器是等の殘缺が出土した。

同　上　三納の字黒須、同松本及百塚原等に於て、打、磨製石斧、石鏃の出土少なくなかつた、彌生式土器並に殘缺が發見せらる。

同　上　上穂北村字樓木、字西都原（西都原ハ本村ト妻町トニ跨ル）兒屋根原字童子丸の諸所に於て、土器、完、缺及打磨製石斧、石鏃石錘頗る多く出土發見せられた。

同　上　木城村大字高城、字山塚、大字椎木字茶臼原等に於て前記の同器物を發見した。

同　上　川南村字鍛治ノ別府に於て、彌生式坩、高サ六寸四リ二尺二寸一分二個、字竹濱に於て、同種長頸高サ七寸五分四リ一尺五寸、同細口一個、字黒岩にて、同種坩高七寸四分四リ二尺一寸一分、字十文字にて字百合野にて磨打製石斧各一個、字牟田小字野稻尾に於て、打製石斧

石劍

一個（第二挿圖參照　都農神社藏）字茂山、同唐瀨、熊野、垂門、西ノ別府其他に於て石斧、石鏃、打磨製石錘の類出土、川南驛より村役場へ通ずる道端の墓地、大松の根元より多數彌生式土器發見せるもの枚擧に遑あらず。

同村小字加勢に於て、地下四尺より發見した、劍は長一尺三寸八分、鍔元幅八分、厚五分、重量八十六匁、目拔穴は兩方より穿ち、石質硬密、青灰色を帶ぶ、碧玉岩に類似し、最も精巧なる磨製である。（挿圖第一）

本品は同所松浦順太郎の所有で、大正元年の頃、藪と耕地との境界線なる溝渠を掘る際出土したのである、該地は南北に隆起し其長一百二十間、其最高地約高六間、石劍の發見されし場所は、緩斜面で平地より一間の高所、此地方には今より百四十年前、現住者の祖が他より移住したるので、石劍所在地は嘗て開拓したことがない、然し附近には堤塘を築きし現狀を殘し在る、其形跡は近時の工にあらず、頗る古きを窺はるゝので、之に依り該石劍埋沒は悠遠の昔に屬するものと想像せらる。

附近の畠中より石器の類往々發見し、新に開墾する土地にては、口部を上にせる灰色又は茶褐色の土器出土すること多々ある。地勢は南北約四里、東西約三里の平原にして（海岸を距る一里半、尾鈴山の麓に約一里半、此の中央地點で發見）地質は黑色輕鬆の部、約一尺赤色輕鬆の部、約三尺にして砂利層に達す。

同　上　都農町大字川北字木戸平にて、彌生式土器尻尖高二寸四分廻八寸四分、高サ五寸廻リ一尺四寸等出土、字中平畑中に於て、同種の坩高サ七寸八分廻リ一尺九寸四分、字平山にて、祝部土器、字朝草にて石鉋丁長サ二寸八分幅一寸二分、石鏃打製二十五個、其他尾立、原田、立野、後谷、西原、尾野鼻山末等の各所に遺存す。（挿圖第參照　都農神社藏）

山城址（館址）　川南村大字平田字井手ノ上（川南驛より十五町）に在る、該址は當村全面積に連なる臺地の稍尖端て、日向灘の沿岸に近く突出し。長サ南北一百二十間東西三十七間、高二十七米、北方の丘域を本郭とし。方三十五間に區劃せり、北側は平田川其丘脚を流れ、東西の兩側は自然の天險にて、南方の地域三千余坪は、之れが外郭となして居る、而して本郭と此間に深さ十五尺、幅十二尺の壕隍を穿ちて防壘となし、西方の一端大地に聯接するケ所を切掘して敵來襲の設備をなして居る。

同　上　當址より磨製石斧を發見した、長サ九寸四分ノ精製品である。（同村　長友捨義所藏セリ）

上穗北村字千畑の上丘に在る、當址は兒屋根原に連接する臺地の尖端で眺望濶達、東南西の三面は懸岸千尺、自然の天險近づくべからず、北方の一派平地に深サ十八尺幅十六尺の塹壕を穿ち、該壕を境界として南方に展開せる地域を、縱三十間橫四十間の三郭に之を區劃し、各繞らすに高サ六尺幅（頂上テ）三尺の築堤を以てし、今尙現然と在して居る。

原始時代の遺蹟遺物

前方後圓式　一基上江村大字持田臺地の原頭丘端に在。基底部長さ四十五間、後圓部高さ二十四尺前方部高さ十二尺て頗る宏大のもの、本墳を里俗天秤塚と稱するも其起源並に由來不明、併し形狀天秤の容器に類するより起れるにあらさるか更に考うへし。

同　上　前墳の東方約一百間に前方後圓式か在る、基底部長さ二十七間、後圓部高さ八尺。前方部高さ六尺年時不詳後圓部を發掘して石棺を露出せしめ、兩斷せる棺石掘坑に傾立して居る、棺は身蓋の二部より成りて、其形チ刳り込み式である、蓋石は屋根形で把手を付し、棺身長約六尺（兩折ノタメ測リ難シ）高さ二尺二寸、幅二尺六寸、深さ一尺六寸。蓋石長七尺、幅三尺、高さ一尺五寸で、本塚は石舟塚と里民稱呼せり、石棺に依れる名なるを知るべし

同　上　一基、同村大字持田字眞米の田圃に在る、基底部長さ二十八間。後圓部高さ十七尺、前方部高さ十四尺五寸、墳の全面礫石を以て葺きあり土器の破片を見るに、築造當年埴輪圓筒を樹列したることを認む、本墳の名稱を龜塚と云ふ、其形狀恰も鼈甲の匍匐せるに似れるを以て名となりしものの如し。

仝　形　のもの七基と、圓形のもの十五基存在せり、同原は小丸川流域の平野を瞰視せる古墳群にして亦展望開濶、頗る景勝に富て居る。

横穴古墳　同村大字持田字大年持田の丘側海岸に沿うケ所に在る。羨道玄室を通して十八尺五寸、玄室高さ六尺二寸屋根形にして、入母屋である、年時不詳開口爲に遺物を存せず。

同所及び附近に同形の横穴古墳五坑あるも、何れも以前の開口で遺物の類發見せず。

同　上　同村大字上江舊高鍋城の北谷にある、開口年時不詳爲に遺物を見ず。玄室長十一尺八寸、横十一尺、高さ五尺八寸。羨道長三尺八寸、横三尺四寸、高さ四尺八寸等にして、坑内に足利時代の石造觀世音菩薩像か安置されてあるに依り、開口の遠き窺はるるに足る。

曲　玉　同村眞光寺の耕地に於て二個發見した、材料は滑石である、同所は嘗て古墳なりしを開拓したのであろう。

圓形式　富田村字越ノ馬場に、周圍三十六間、高さ八尺五寸、冢面に古樹森鬱として居る、墳は富田八幡神社後方の丘上にして、其境内なる故に完形を保つて居る。

同　上　同村字辨指に、大小五基と、字奥に七基あり、甲は大なるも周圍四十間にして高さ八尺、小なるは廻り十二間高さ五尺、乙は廻り五尺乃至七尺等である、尚字園に圓冢七基太さ前に同じ當地の古墳は明治四十五年頃、同村小學校職員の爲に發掘せられ、一として此厄に遭はさるものはない而已ならず、凡て四面耕地に屬し、削除して變形となつて居る、發掘した古墳の副葬品、勾玉、管玉、土器、刀劍の類多數發見せしに　現時祝部土器少數同學校に保存し他は散失して所在を明にせず。

横穴古墳址　同村小學校敷地開鑿の際、數壙發見して金環、直刀、土器等發見したと云、是又所在不明壙の構造亦窺ひ知るを得ず。

同　古　墳　同村字　園に五坑ある美道長三尺、横三尺二寸、高さ五尺二寸、玄室奥行六尺八寸、横七尺二寸、高さ五尺三寸、祝部土器類二十個、鐵製袋穗劒二口、長八寸、金環、小玉、管玉の類發見した他四坑の構鑿は本坑と同一形式である。

前方後圓式　新田村大字新田字古開に在る、基底部長さ五十六間。後圓部高さ四十六尺、前方部高さ廿一尺、本墳は三段に築成し、當年の形狀毫も損せず、其壯觀宏大で縣下稀に見る、里俗之を彌五郎塚と呼名稱の起原不明。

同　上　同村字石舟に在る。基底部長さ四十九間、前方高さ十九尺、後方高さ二十二尺、前方部より約二百年前、刳込石棺を發掘露出して居る、棺身全長八尺五寸、高さ一尺八寸二分、横幅四尺、刳込長さ七尺、幅二尺六寸、深さ一尺二寸、蓋石は屋根形と龜甲形の折衷形で全長八尺五寸幅四尺あるも兩斷せられて居る、本塚は石舟塚と云ふ、石棺露出より出し名である。**同　上**　大字同字祇園原に在る、基底部全長四十六間、前方高さ十九尺、後圓高さ二十二尺、前方の隍址現時開墾して居る、同所より埴輪人形の腕脚が發見した、縣内には埴輪人形の發見したことがないので縣内の奇蹟とす。（縣博物館ニ藏ス）

本墳を大公方塚と稱する所以詳かでない。

同　上

前墳の東方一百二十間に在る、形態亦同じ、明治三十五年中村文學士（德五郎）が發掘して漢式鏡、勾玉、金環、土器等を得た、鏡は妻町史蹟保存會に保存、他は所在不明である。

本村内には總數一百八十二基、前記古墳と共に存在して居る、而して其所在地は第三期層にして、北西より東に向つて發達し、妻町西都原と相對峙じ、一ッ瀬川の清流を脚下に瞰め、頗る景勝に富める地に古墳か群在して居る、古來當原を東都の原と傳稱せしは、西都原に對する卽ち相對的の稱呼である。

現時存ずる以外に多數の古墳群在せしに、耕地開發の爲め開掘堙滅に歸し、漸く前記の墳數を遺せしと雖とも、削除せられて變形となれるもの尠なくない、參考のため左に揭ぐ。

前方後圓式　十六基　此内瀨戸塚、百足塚の名稱を有するものあり。

柄鏡式　一基　墳名霧島塚と呼ぶ。

方形　一基

圓形　百二十三基

變形　四十一基

當原は西都原と直道二十町を隔てるに、墳内棺槨の構造の異なれるあり、西都原古墳には粘土棺のみにして、石棺一も見る所なきに當所には、粘土棺あり又石棺あり、斯る差異あるは考古學上頗る興味ある研究史蹟である。

横穴古墳

同村大字仝字城元小字林に入母屋形に穿つたのがある。玄室縦八尺五寸、横九尺二寸、羨道長三尺一寸、横三尺六寸、高六尺二寸、同村大字仝字山の坊に、妻入形に穿鑿したのがある玄室縦七尺三寸、横九尺、高さ五尺三寸、羨道高四尺二寸、長四尺横四尺等である。

前記二墳は開口年時不明にして、遺物の有無判明せず。

柄鏡式

妻町大字三宅の地域西都原に在る、男狹穗塚、陵墓參考地として宮內省の所管に屬して居る

該墳は仝長約二百間、（柄ノ部開削ノ爲メ確シ得サル所アリ）圓形の部徑一百九間、高さ七十尺にして四段に築き頂上徑三十間、二重の隍を有して居る、里俗之を天津彦火瓊々杵命の陵と云。

前方後圓

前墳に接して東南隅に位置す、之を女狹穗塚と稱し、前墳と同じく陵墓參考地として宮內省の所管である。墳の基底部長九十八間、前方高三十六尺、後圓部高四十八尺、繞らすに壕隍を以てせり、本塚は木花咲耶姫命の陵と云、併し前傳說は當を得たりとすへからず參考のため左に概記せん『景行天皇紀』に、十二年十二月、日向國に到り高屋の宮に居ます已に六年、於是其國隹人あり、御刀媛（ミハカシヒメ）と云、則ち召して妃と爲す、豐國別皇子を產む、是れ日向ノ國ノ造之始祖也『國造本紀』に、日向ノ國ノ造は輕島の豐明朝の御世、豐國別の皇子三世の孫、老男を國の造に定め賜うと記せり、（輕島豐明朝御世は仁德天皇の朝である）日向の國造は豐國別皇子とし又一書には老男命とせる更に後日の考究とす。

天孫竈國奠都し給ひしは、夫れ何處なるか今之を繹ねんとして、其定跡を得る事は容易の

業ではない。

墳陵の築設起原は、我邦何れの時に屬するかは、玆に論斷を避け、前方後圓の尨大なる墳陵の築成は應神・仁德兩帝時代を以て最盛期とせるは、學界の齊しく認むる所であつて、其前後に於て斯る形成は漸盛より後衰し、遂に其の姿を沒するに至つたのである。

隣邦支那史を繙けば、秦初既に厚葬の禮行なはれた事が記されてあるも、其陵形は如何なりし乎、定見し難いのである。

群墳の地三宅は、屯倉、國分、尼寺等の所在地なるを以て、傳說開國の祖地と想像するに難くはない、然し前記二大墳に對しては、遠く天孫當年のそれに當つべきや否やは多筆を要せずして、速かに見解し得らるゝ所であらう。

大正元年十二月、西都原に於ける古墳の調査を東京、京都兩大學、其他專門學者に依囑して同月二十五日より翌年一月六日迄に三十九基と、仝二年五月八基と前後二回に亘り調査を遂げたのである、調査者濱田博士は左の如く論斷された。前略

而して此れ等調査の結果は、幾多遺物の發見に依り、學術研究に貢献せる所、少なからざるは勿論であるが、古墳の年代等に就ては、固より遽かに斷定すべきものにあらざるも西都原古墳群を以て、應仁、仁德前後のものとなし、或は六朝文化の影響のみに付て云爲せむとすと雖も、思ふに西都原幾百の古墳は、同一年代の築成に係るものには非ずして、或は高塚時代の初期に屬するものあり、或は

其の頽廢期に屬するもの等一律に論じ難く云々、尚同博士ヵ大正二年中英國牛津より寄せたる、西都原古墳の時代に就ての叙述を見るに、其の築成形式少くとも三種ありとし、一は雄狹穗の前方後圓大古墳を中心として、其の附近にある關係古墳なり、此等は其の形式、全く當時の文化的中心たる、畿內地方のものと同一にして、其巨大なる土工を資けんが爲、丘陵の一端を利用せるを見るべし、或は前方後圓の車塚にして、段を有し濠を廻らし、土工を主とし外貌を盛んにせるもの云々、二は鬼の窟古墳を代表せるものにして、大なる土工を用ひさるが故に平地に之を築き、其の代りに石槨を嚴にし外形よりも內部の構造を以て、永久的墳墓の目的を達せむとするものには、大土工的墳墓の起らざりし時代の未完成的墳墓、及び土工、石工共に衰頽し來りて、前方後圓等の外形を具ふるもの、其の形狀整美ならず、構造亦宏大なるなく、石槨の構造も亦漸く嚴重を失ふに至りし、墮落的時代の古墳にして云々と述べてある。

西都原古墳群

（挿圖第四）

西都原は妻宮緣起書（永祿元年六月一日複寫）に依れば、齋殿原とある、或は音讀に依り西都農原（又ハ西都野原）に作る都農は卽ち殿である、地は妻町大字三宅に屬す、西都原は縣內第一の古墳群聚地にして、東西約十町南北約三十町に餘る高原である、現時は大半開拓して畑となり、松林荒野其間に點在してゐる、遠く日肥の山

脈は西に長蛇と走り、東は一ッ瀬の清流を隔てて、兒屋根原新田原の高原を望み、風光頗る秀麗、乃ち古代人の此地を撰して墳墓の地と爲すに至れる、死者に對する用意と、宗教的觀念とを窺知すべし、而して西都原に於ける古墳數は六百餘基と傳稱せるも、明治維新の當時幾多掘壞せられ、現在縣の古墳臺帳に登載せるものは二百十五基である、其二百十五基は大正十三年二月一日縣は史蹟名勝天然紀念物保存法に依り假指定されて居る其墳別左に（本町內ノ全數ヲ示ス）

一圓　形　百四十三基
一柄　鏡　十　基
一前方後圓　十七基
一方　形　二　基
一變　形　七十八基　圓塚を開削して變形となつたのである

石槨式

（鬼ノ窟墳）陵墓參考地の東南三町に在る、圓塚で墓底部徑三十四間五合、高サ二十二尺五寸壕隍を繞らすに土手を以てし、南側に坑口を現はし、全長三十二尺五寸、羨道高サ五尺三寸横五尺、長サ十二尺五寸、玄室縱二十尺、横九尺三寸、高サ七尺二寸、巨大なる岩板を以て疊んである、開口の年時不明、墳の南方兩側に松樹が並列し、往時此墳を崇拜した參拜道路と想像せられ、該樹齡より考察するに約二百年前の開口ならん乎。（插圖第五）

圓　塚

前墳の南西隅に在る周圍三十二間、高サ六尺、墳名、事塚と云事勝國勝長狹神の名を約した

同　上

ものと傳稱、墳域、巨樹鬱々村民畏敬し堆腐せる古損木に敢て手を觸るゝものなし。

前墳の北西隅の丘上に在る、周圍九十三間、高サ二十三尺五寸、大正元年一月發掘調査の際埴輪筒圓二重に樹て繞らし、墳内より短甲、頸甲、直刀　劒　土器類其他齒牙等發見した、本墳は幅八間の隍を遶らし、現時耕地となせるも遺形を認む、左に代表的古墳と出土品を示す。

番號	墳名	基底部ノ長	高 前方部	高 後圓部	備考
		間 尺	尺	尺	
一三	無名	四八、〇	一〇、五	一三、二	漢式鏡一、勾玉二、管玉其他百十個、刀子一、劍片等發見（挿圖第七）
一四	仝	三五、五	六、〇	一六、二	直刀二、茶褐色土器三、直刀提瓶等發見
四五	仝	四九、〇	一三、九	一三、四	勾玉一、土器二、直刀三、鉄鏃、古錢、經筒、管玉ノ類發見
七〇	一本松塚	四八、〇	一四、三	二〇、四	直刀、長劒、鏑矢ノ大ナルモノ土器等發見
九〇	大山祇陵	五〇、〇	六、六	一四、五	發掘セス
一一三	無名	四二、〇	六、四	一三、四	仝
一三六	船塚	三一、〇	一九、三	二一、〇	漢式鏡一、直刀三、管玉一九、矛首一、鉄鏃百十本、刀子二、發見
一七	雜掌塚	二五、〇	八、四		埴輪圓筒ヲ繞ラシアリ頂上ヨリ屋形埴輪發見
一八〇	方墳	一四、〇	六、四		銅釧一雙、刀劒二、埴輪圓筒アリ下方ニ、上圓ニ二重ニ繞ラシテアル
一八二	事塚	一〇、〇	四、五		發掘セス
一八三	高	四五、〇	九、六	二八、八	仝

二五	方墳	一四、〇	四、〇		鉄甲一領(短、短刀五、土器類發見(挿圖第六)
三三	無名	四三、〇	六、〇	二五、三	發掘セス
二四六	船塚	四三、〇	二〇、〇	二一、〇	仝
七	無名	二三、〇			鉄鏃二、劔二、矛首等發見
一七		三三、八			直刀四、土器類ヲ出ス
四三		一五、〇			長劔一、短劔一、鉄鏃等發見
四四		二一、〇			劔一、鉄鏃二、土器等ヲ發見
五一		一〇、五			劔一、鉄鏃、土器類發見
五三		三三、七			劔、鉄鏃、土器等ヲ出ス
五五		二一、五			仝　上
一五		一七、〇			直刀、鉄鏃、喰出鏃等出ス
三〇		一四、五			漢式鏡一、玉類九十八個(琉璃玉三八、管玉二、小玉五六、矛首、土器等發見
三一	姫塚	三五、〇	一九、三	三〇、三	勾玉、小玉、管玉、切子玉、直刀三本、土器類ヲ出土シタ(挿圖第八全般代表的ノモノ)

傳說高屋山　陵址都於郡村字高屋に在、本陵は延元二年丑四月、伊東祐時入國し高屋山に初めて城を築くに當り、傳說彦火出見命の陵を崩壞して城廓となしたと云、墳跡の狀態より考うるに圓形である、(古刹黑貫寺所藏ノ舊記築城以前ノ瞰撮圖ニモ圓形)當年發掘した棺石は、同所古刹一乘院へ運び置きありしが、同等は明治四年廢寺となりしを以て、部民は其棺石を舊の墳跡へ運ひ、堆積保存してある、該

石は長五尺七寸、幅二尺五寸乃至八尺二寸のもの十一個にして、本墳並に陪塚の材石と想像せらる。

圓墳 同所の西方丘端に高サ七尺周圍三十六間のものがある、里民之を鬼の塚と云

前方後圓 三財村大字下三財字龜塚に在る、基底部長サ三十間前方高サ六尺、後圓同十一尺墳形の龜狀に似たり、因て名を龜塚と呼ぶ。

圓墳 前同所五基あり、徑五間乃至八間、高サ五尺乃至八尺、何れも原形を損壞せり

同 同村大字上三財に在、徑十二間、周圍三十六間八合、繞らすに深隍を以てせり、本墳は常心塚と里民傳稱す、往時より怪火が出るとて恐怖して居る。

地下塘式 同村大字福王寺字福王の臺地に在た、深さ五尺二寸の地下に北方に向つて、縱五尺三寸、横六尺二寸、高サ三尺五寸に穿ちたる古墳か耕地中發見した、其塘内に茶褐色の土器の殘缺、鐵鏃並に人骨等出土したるも崩壞堙滅せり。

前方後圓 三納村字松本に在、同所は低地の田圃、築成當年の墳形を保ち、頗る壯美にある、基底部長サ四十二間、前方高十六尺、後圓同二十二尺、本墳は里俗火明命陵と稱し尊敬して居る。併し墳說に就ては男、女狹穗の部に所說と同し。

圓形 同墳の陪冢三基あり、徑十三間高九尺のもの一基、周圍三間五合高五尺外一基、何れも原形を損して居る。

前方後圓　同村字上ノ原に在、俗稱百塚原と云、基底部全長三十二間、高十一尺六寸、同所は妻町大字山路の境界、高サ四十米の丘阜一小平坦の地に、古墳群在せしに、現時開拓して僅かに二十余基を存す、嘗て開掘して馬具の裝飾品を發見し、其金覆輪、鏡版、杏葉の類凡て純金の延金を以て鐵身を包み、之に纖緻優麗なる彫刻を施し、其技工の秀美なる、眞に上代文化を窺ひ知るの最良資料品であつた、該品は今京都市某家に藏して居る。

圓　形　同村字下水深に在、高サ五尺徑八間、其頂上を開いて一小堂宇か建られてある。尙本村内には、前記字上ノ原には圓形古墳が十一基存在してゐる。

前方後圓　上穗北村の内西都原の北丘端に在り、基底部全長三十一間、前方高サ十一尺、後圓高十九尺大正二年一月發掘（發見品ハ表ニ記セリ第一三六號）本墳は舟塚と稱す同所には他に圓冢あり陪冢なるべし。

石槨式古墳　同村字千畑に、高サ二十六尺徑三十五間の圓形にして其南側にありし壙口を兒玉實滿が文化年間に開口したので幅葬品其他遺物の狀況不明、壙の全長三十三尺五寸羨道長サ十二尺五寸横五尺高サ五尺二寸、玄室奥行二十尺五寸、横十尺高サ七尺二寸、巨大なる板石を以て天上とし、四壁又大石にて疊み、西都原の鬼の窟より規模材石等大なるを見る。

前方後圓　同村字兒屋根原に在、里氏天兒屋根命の陵と傳稱し、地亦此名となれり、墳は全長四十六間前方高さ十六尺六寸、後圓高さ二十二尺四寸、頸れの部に兩輪の如く陪塚を築いてある、幅八間の濠隍を繞らし築設當年に差の異變なく、頗壯觀裝美である、尙附近に陪塚四基を存す

其原形を失はず。

圓形　同村字兒屋根原に接する高原に七基と、字舟坂の上原に六基あり、高サ五尺乃至七尺、徑四間乃至八間にして完全なるもの七基、他は開削せられて全たからず。

横穴古墳　同村字千田千畑の各所に四十三壙ある、大なるもの羨道高サ五尺六寸、長サ五尺横四尺三寸玄室奥行十三尺三寸　横十四尺二寸、高サ七尺等にして、他は大同小異寸法畧。

同　壁畫　同村大字穗北字上江にあり、全所は北方丘阜にして其南面せる傾斜の所、低地より高サ十米に穿てる横穴内、三方壁面及天上並に羨道等に人面、鳥、圓輪、其他判識し難き繪畫を縱横無碍に陰刻してある。

人面は長方形にして、宮崎郡瓜生野村柏田横穴壁畫と共通せり、坑は羨道長五尺七寸、横三尺九寸、高サ四尺八寸、玄室縱十尺三寸、横十尺二寸、高サ六尺七寸、天上は支柱形に穿つてある。（挿圖第十、十一號）

同　前所を北へ六百三十米の所、前丘阜に聯續する丘端の南面に五窗の横穴がある、其一坑には家屋其他不明の壁畫、及び羨道の左側に裸体人形を陰刻してあり、坑は羨道長三尺四寸横三尺七寸高四尺六寸玄室横七尺五寸縱十尺八寸高六尺四寸等（挿圖第十二、十三號）

圓形　前五窗の内、二坑及び他一ケ所の横穴に壁畫がある。

木城村大字高城字塚原に二十一基あり、從來四十八塚の名あり、其數多きを指稱せしものな

らん徑四間五合高サ五尺を始めとし。最大なるもの徑九間高サ十四尺六寸等である。農林省所管で、大正十二年前記以外の古墳約二十余基開拓して苗圃となし、金環、管玉、小玉、土器、直刀等多數發見せしも悉く紛失した、管玉二個徵古館へ出陳す。

當所は山間の小丘で、小丸川を俯瞰し頗る景勝の地である。

前方後圓　川南村字西ノ別府に六十九基ある、其内大なるもの全長七十六間前方高二十六尺五寸、後圓高サ三十六尺。全面樹木を以て覆ひ、宏大なる恰も西都原女狹穗塚に彷彿たり。

同　形　同所に在、全長四十六間。前方高九尺五寸。後方高サ十五尺四寸、本墳には前方後圓の陪塚がある全長十八間の小墳なり、當所の古墳には圓輪圓筒の配列したと認められるゝ其破片が散在して居つた、本村内に在る古墳の

總　數　六十七基
一前方後圓　十九基
一圓　形　四十六基
一變　形　二　基　開削の爲め形を變す

等で前方後圓の内四基は後方より前方は著しく基底部擴張して其形恰も龜に似たり。

圓　形　同村大字川南字熊田に五基ある。徑四間高サ五尺を最小とし、徑七間高六尺五寸を最大とす該所には首塚と云墓碣があつて、其附近に點在して居る。

八坂神社　高鍋町大字高鍋、字町鎮座

社格　鄉社

祭神　素盞嗚命、櫛稻田毘賣命の二柱

由緒　本社の創建詳ならず、舊藩主並に領民共に、厚く尊崇の社にして、藩主より神領高拾五石、例年要する祭典料米、社殿造營、其他一切の費用寄進せられ居りしに、明治初年高鍋縣となりて、祭典料米二石五斗、祠官給米三石、社當給與米二石等寄せられしが、維新の改革に逢ひて全廢せられ、明治四年十一月高鍋町外四ケ村の鄉社となつて、厚く奉齋し、例年擧行する所の祭典舊時に異ならず、嚴かに其盛大を極めて居る。

寶物　鏡一面、圓形、徑八寸、量百八十八匁
刀一口、銘高鍋藩盛定作、明治二年巳八月從四位秋月種樹寄進
甲冑一領、淺黃皮縅

社叢　社地高層樹木蓊鬱、頗る森嚴に拜せらる。

火產靈神社　同町大字同、字仝所鎮座

社格　村社

祭神　火產靈神

由緒　創建の由來不明

攝社　稻荷神社

祭神　宇賀魂命

仝　事代主神社

祭神　事代主神

仝　賀茂神社

祭神　賀茂別雷神

以上の三社は由緒不明

毛比呂計神社　同町大字北高鍋字屋敷村鎭座

社格　村社

祭神　三筒男命

由緒　創立の由來不明、永亨十三年三月十七日、田部金綱再興し以て今日に及ぶと云外不明。

傳說　社は高鍋驛の西方約五町に、地名毛比呂計と呼ぶ所がある。同所に建在せるのが卽ち毛比呂計神社で、祭神は北木神社の主神、朝鮮國王と稱する福智王が父王、禎嘉王と（神門神社祭神と云）多數の侍臣を從へて、上陸し海水に霑した、衣冠束帶等を乾かした所であつて、其地へ神社を建たのである、木城村比木神社の舊記に『戊成秋福智王、更到日州兒湯郡蚊口浦

及取二所レ著鞍韉衣帶一、寫二于岩上一以乾レ之、因名二其所一曰二毛比呂計一、一具良加計遺跡今存』とある、其附近に又石舟の地名もあり、朝鮮國王一行の乘り來りし、舟の沈沒せしに依り地名と成ると傳へて居る、前記の傳說は舊高鍋藩主秋月氏の、本藩實錄中に見ゐるか、百濟王にかゝる紀記中禎嘉王漂着云々の記事なく、且禎嘉王漂着の時を、本邦孝謙天皇の御代と記しあるも、百濟の滅亡はそれ以前にして、符合せざる點少なしとせず、禎嘉王を祀ると傳うる東臼杵郡南鄉村神門神社と、其子福智王を祀れる、兒湯郡木城村比木神社と、禎嘉王の妃之伎能を祀れる、全郡上江村大年神社との間に於ける、特種神事は古來繼承し、單に土俗研究上よりするも、頗興味深きものあり、其傳說の系統に付ても、尙考究の餘地がある。

（木城村比木神社上江村大年神社の部參照）

境內神社　熊野神社

祭神　櫛御氣野神

由緒　不明

社叢　境域狹隘樹木を存せず。

宮田神社　同町大字南高鍋字宮田に鎭座

社格　村社

祭神　速須佐之男命、櫛稻田長姫命、健御雷神の三神

由緒　詳ならず舊藩主秋月氏より、社領七石五斗並に祭典器一切寄進せられ、明治維新の際高鍋縣社となり、後合縣の節村社となつたのである。

熊野神社　同町大字同字町鎭座

社格　無格社

祭神　速玉男神、事解男神、菊理日賣神の三神

由緒　不明明治十一年十二月十三日、無格社霧島神社を合祀した其他詳ならず。

合祀社　霧島神社祭神、天津彦火瓊々杵尊

菅原神社　同町大字北高鍋字菖蒲池鎭座

社格　村社

祭神　菅原道眞公

由緒　不明

立花神社　同町大字北高鍋字小丸鎭座

社格　村社

祭神　天津彦火瓊々杵尊

由緒　を詳にせず、本社は舊と霧島神社と稱せしに、明治四十二年九月十八日、現時の社名に改めたのである。

合祀社　若宮神社、祭神倉稻魂命
　　伊勢神社、同　天照大御神
　　菅原神社、同　菅原道眞公

多賀神社　同町大字北高鍋字道具小路鎭座

社　格　村社

祭　神　伊弉諾命

由　緒　創建の由來詳ならず、延寶七丁巳年九月二十九日再興したる社なるに依り、其以前の建立なるを窺知し得るべし。

合祀社　八坂神社、祭神素盞嗚命

鵜戸神社　同町大字蚊口浦字蚊口鎭座

社　格　村社

祭　神　鵜草葺不合命、天照大御神、天忍穗耳命、穗々出見命、須佐之男命、邇々杵命の六神

境內神社　稻荷神社、祭神稻倉魂命
　　戸柱神社、同　秋津彥命、秋津姬命
　　翁神社、同　猿田彥命
　　火產靈神社、同　火產靈命

若宮神社、同火須芹命、木花咲耶姫命

以上境内神社の由緒不明

由緒

本社には舊記寶物の重要なるもの紛失せる爲に、建初並に由來確知し難かりしも、舊高鍋藩所藏の本藩實錄と、口碑傳說等に基きて作製したる社藏由緒あり、左に記して本社の由來遠く且領主厚く尊崇したるを知るに足るべし。

本社の創建年代詳かならずと雖も、古來鷁鷁首不合尊御上陸の舊地に、社殿を建設したりと傳稱し、境内本殿の西側にある高三尺縱横九尺五寸の小丘は、尊御上陸の舊址と傳へらる、社は又景行天皇熊襲征討の際、海陸安全戰勝祈願の爲、天皇十二年十月行幸あらせられしと傳ふるも據るべき史料なく、確證し得ざるを遺憾とす、古來海上鎭護の神とせられ、社傳舊記には其の鎭座地を、日州高鍋領内河口村と誌している、河口村は蚊口である、寛正三年十月御殿再興。天文八年同上、天正十六年同上、文祿四年再興願主大寺與三左衞門、大官源實久慶長十年再興、寛永四年再興、天明二年七月十三日鵜戸宮修繕に付領主秋月佐渡守公御許可同年十一月朔日遷宮を行、神主岩切加賀守代、寛政十年再興、明治十六年七月本殿再建、同二十年十一月幣殿拜殿を建立して、一層の尊嚴を加ふるに至つた。

寺社帳

蚊口浦　比木御幣下

社司

一、鵜戸權現　　伊豫

一、本地觀音　　十一月十八日祭禮

木寺社帳

神料高四石五斗文祿五年の坪付五合、秋月修理太夫種實公御寄付云々、慶長十三年元和二年等之坪付高五石、寛文十三年坪付四石五斗。

『續本藩實錄』

寶暦十一年辛巳十二月二十四日、蚊口鵜戸社代、伊豫社人並之進一代表通被仰付、吉田官致に付、天明二年四月二十日旱魃、御城下近邊は漸仕付候得共其餘は水無之仕付不出來、比木鵜戸龍宮に而御祈雨、鄉中諸神社に而祈雨躍等思々祈願、寛政元年乙酉五月九日尾鈴へ、泥谷兒毛彦尾へ内田友右衛門、蚊口鵜戸へ勘定奉行大塚七郎次爲祈雨差越、同年同月廿八日尾鈴、彦尾、蚊口、鵜戸御祈雨、尾鈴へ小坂平右衞門、彦尾へ坂田宇平次差城、同十年戊午七月七日龍の宮鵜戸社御祈雨、同十一年己未七月廿五日、九社並龍の宮、鵜戸諸寺社に而御祈雨、文化元年甲子三月廿四日、比木、鵜戸社に而御祈雨、同十一年甲戌八月十日鵜戸社、修覆用同社山之内に而松、元木三本被下願に付

『日向國神代の繪圖』

蚊口浦鵜戸宮御舊跡は、此より南保佐喜田と稱する地ありて、御手洗及大工苑等の古迹あり、彼所より中古遷座の由云へり、笠狹最寄の邑々夏越祓等、此神前に身濯の潔なり、尙由緒等の事略す。

『神名帳』蚊口浦

鵜戸神社、所祭神鸕鷀草葺不合尊

建立年時不詳、神殿一間半に九尺

祝詞屋九尺に、幣殿二間に三間半、境内二十八間二十九間、領主より寄進地四斗五升

菅原神社　同町大字蚊口浦字蚊口鎭座

社格　無格社

祭神　菅原道眞公

由緒　天正十五年舊高鍋藩主秋月氏、筑前より當城へ移封に該り、太宰府の分靈を城内へ奉祠せられ、其分靈を此地へ移奉したのは、慶長年間の事に屬す、本社の鳥居に、元文元丙辰年正月再興と刻し、社藏棟札には、寛政十戊午年三月十四日再興の記事あるに依り、以て慶長年間の奉齋なると共に、其起原稍々舊きを窺知し得らる。

合祀社　粟野神社、祭神素盞嗚命、大巳貴命、少彦名命の三神

寶物　棟札寛政十戊午年三月十四日再興

熊野神社　同町大字南高鍋字上地頭用鎮座

社　格　無格社

祭　神　磐長姫命、稲蒼魂命の二神

由　緒　本社は治承四年五月二十五日（七百五十四年前）兒湯郡長谷住、宇治彌平太兼通の時、長谷三所權現を移轉遷宮したる記錄、寛文延寶年間ものに見らる、社殿は文明より寛政八年迄二度再興し、現在の社殿は嘉永年間の改築に係り、以て今日に繁盛せる社である故に、本社の由來頗る遠きを窺ひ知らるべし。

合祀社　稲荷神社、祭神稲蒼魂命同町大字同字地藏坂下に鎮座であつた。

稲荷神社　同町大字北高鍋字御屋敷鎮座

社　格　無格社

祭　神　宇賀魂命、倉稲魂命の二神

由　緒　光明天皇之御宇、曆應四辛巳年の創建にして、舊藩主の崇敬厚く祭祀料米の寄進あり、地方民衆亦尊仰厚かりし社であつた、今に其盛崇を致して居る。

愛宕神社　上江村字黒谷鎮座

社　格　鄉社

祭　神　火産靈大神鉾を以て神体となす

由緒　創建の年時を詳にせず、舊藩主秋月氏歴代及民衆深く尊崇し、藩主より神領七石、祭典料米四斗並に祭器等一切御寄進の社でありしを以て、舊藩主の崇仰如何に崇かりしかを窺はるのである。

寶物　刀一口長二尺二寸二分、鎗高鍋住岩下盛定作

社叢　高層の地にして、松樹鬱蒼森嚴なり。

舞鶴神社　同村大字上江村字嶋田鎮座

社格　鄉社

祭神　品陀和氣命、住吉三筒男命、武内宿禰、菅原道眞、漢高祖、後漢靈帝、阿知使主、闇游加美神、熊野三神、財部貞綱、大藏春實、秋月家歴世神靈（大正九年四月二日追加）秋月種樹靈。

由緒　品陀和氣命、住吉三筒男の諸神は、舊藩祖對島守春實、勅を奉して賊純友を討つ時、男山八幡に冥助を祈り功ありしを以て、天慶六年九月十五日、筑前國夜須郡秋月邑、南岳上に勸請し八幡宮と尊稱した、天正十五年種長高鍋へ封を移さるに及び、本神を奉して高鍋城内に社殿を建立奉安したのである。菅原神は、種長の嗣子種春が勸請し、本國太宰府の原廟とし、漢高祖の靈及阿知使主は、高鍋藩の祖神にして、初め築前白髮嶽に祭りて白山と號した、南遷のとき種長奉携して城内に安置す、闇淤加美の神は、俗に龍宮と稱し、築前に於て八幡勸請以來の攝社なり、熊野神は、紀の三神を祭りて八幡の攝社とす、不知城主は、祭神不詳、

蓋し城内の后土を祭れり、財部貞綱は、財部城建初の城主、以上の諸神は、舊藩主秋月氏歴世崇敬する所であつた、明治四年廢藩に際し、藩民遺敬に耐へず、總て之を一祠に合祀し、秋月家歴代の靈を配し、舊城名に依り、舞鶴神社と崇稱し、以て今日に至れるのである。

舊藩時代には、八幡神社の社領高二十石、白山神社二十五石、熊野神社料米一斗二舛、闇淤美神社同一斗二舛、財部神社同上の御寄進かあつて、其崇仰の厚かりしを窺はる

大正元年四月二日、從二位勳二等秋月種樹の靈を合祀し、同十四年一月九日鄉社に列せられた。

社　叢　舊高鍋城域にして、巨樟老樹鬱蒼として森嚴に拜せらる。

金刀比羅神社　同村大字上江字飯長寺鎭座

社　格　村社

祭　神　大物主神

由　緒　不明

合祀社　稻荷神社、祭神、豐宇氣比賣命

菅原神社、同、菅原道眞以上明治四十三年八月二十日合祀

菅原神社　同村大字同字市の山鎭座

社　格　村社

祭神　菅原道眞

合祀社　牧神神社、祭神猿田彦大神、明治四十三年三月三十日合祀
愛宕神社、祭神迦具土神、明治四十三年三月十八日合祀

由緒　本社並に合祀社共、創建其他不明

川田神社　同村大字同字楠木鎭座

社格　村社

祭神　速秋津日古神、事解男命、速玉男命、菊理姫命の四神

由緒　本社は永祿五壬戌九月七日、速秋津日古神を、川田寺十二代の住僧、法印大乘坊周儀か勸請する所にして、天正十五年丁亥九月三日秋月氏筑前より移城に該り、部臣竹原忠左衞門か、事解男神、速玉男神、菊理姫命の三神、所謂熊野三社大神を勸請し、住僧山城坊大周舜を合祭した、後元祿十六年癸未六月、城主秋月種政公御參拜し、神領地七石五斗寄進あり、竹原氏より勸請の由來を紀緣として、毎年祭典米料一斗五升寄進今に繼續せり、明和六年己巳十一月、盤若院、成就院等より鳥居一基寄進、享保八年癸卯正月十五日、神殿渡殿の改築、弘化二年乙巳三月同上の改築あり、往時より川田大權現と尊敬し來りしが、明治維新の際一時荒廢に傾きしも、舊体に復し川田神社と改稱したのである。

菅原神社　同村大字上江字青木鎭座

社　格　村社

祭　神　菅原道眞公

合祀社　愛宕神社、祭神火產靈神、明治四十三年三月十八日合祀

菅原神社　同村大字同字老瀨鎭座

社　格　村社

祭　神　菅原道眞公

美年神社　同村大字持田字柳丸鎭座

社　格　村社

境內神社　四座

攝　社　稻荷神社、祭神宇賀魂命

愛宕神社、同　火產靈命

稻荷神社、同　宇賀魂命

山神社社、同　大山祇命

以上の神社は、創建其他の由來不明なり。

大年神社　同村大字持田字大年鎭座

社　格　村社

祭神　稻田姫命

由緒　本社の創建は孝謙天皇御宇以前と傳う、本郡木城村比木神社の由緒に、同社は仁壽二年壬申の創建にして、同祭神の母神を祀れりと云により、本社の創建は同時代と傳うる所である。而して當社の祭神は、比木神社祭神、速須佐男神の御妹、稻田姫命にして、古來より十一月初申の日大年下と稱し、比木神社の御神幸式今に繼承し、歷代領主の信仰頗る厚く神領地三段歩、屋舖一段一畝五歩、畑三段歩、田二段五畝歩、並に毎年祭典料米貳石、薪貳拾五駄、土器七束等寄進、祭典には藩主の代參ありしを以て恒例とし、其尊崇の厚かりしを窺ひ得らるゝのである。左に比木神社緣起の一節を揭げて參考とせん、併し同緣起と神門、比木、本社等の由緒に付ては尠なからざる信疑が挿まれてある。後日之れが解說をなす可きである。

比木大明神緣起

（上畧）禎嘉王與二福智王一、戮レ力拒戰、遂得三以却二賊凶一幾禎嘉王病レ創、竟不レ起、葬二于塚原一、立レ祠稱二神門大明神一、及祠二其妃之伎野一、稱二大歲大明神、又祠二王次子伊佐賀坂、稱二伊佐賀大明神一（下畧）

寺社帳

鴫野村　　比木御幣下

一、大年大明神　　社司　黒木勘兵衛
一、本地十一面觀音
一、屋舗一段一畝五歩
一、米一石　是は十一月祭禮料として渡る

比木寺社帳
一、大年大明神
一　祭料米四斗八升、本一石之處、御減少
正月六日十一月初申神樂祭
一　屋敷一段七畝拾五歩　拜領

高鍋藩調書
大年神社
祭日　正月六日、六月廿九日、卅日、十一月初申日
一社地三段歩
祭典料玄米壹石

境内神社攝社三座
朝倉神社、祭神不明

愛宕神社、同　火產靈神
稻荷神社、同　宇賀魂命

愛宕神社　同村大字同字坂本鎭座
社　格　村社
祭　神　火產靈命

菅原神社　同村大字同字勝り鎭座
社　格　無格社
祭　神　菅原道眞公

水天宮　同村大字同字元の下鎭座
社　格　無格社
祭　神　水波女命

境內神社攝社四座

三古稻荷神社、祭神宇賀魂命
愛宕神社、祭神火產靈神
稻荷神社、同　宇賀魂命
荒神社、同　火產靈神

以上の數神は、創建の由來詳ならず

八幡神社　富田村大字三納代、字辻鎭座

社格　鄕社

祭神　仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の三神

由緒　本社は災火と二度の盜難とにて、舊記寶物の類散失し、爲に由緒不明なり

寶物　鏡　一面　徑五寸無紋量百二十匁

鈴　一個　回七寸量十五匁

珠玉　一個　量五十匁、火災ニ罹リ原形ヲ損シ居ルニ依リ記載シ難シ

嚴島神社　同村大字同、字宮の前鎭座

社格　村社

祭神　市杵島姫命

淤賀美神社　同村大字同、字辨指鎭座

社格　村社

祭神　闇於賀美神

由緒　以上の二神、創建其他の由來不明

富田八幡神社　同村大字上富田、字越馬場鎭座

社格　村社

祭神　帶仲津日子命、品陀和氣命、息長帶比賣命の三神

由緒　本社は天慶年間（九百八十餘年前）の創建にして、地方開拓に偉業顯著の祖神を奉祀せらるゝと傳う、社藏の舊記寶物類は、元龜天正年間、屢々兵亂あり、爲めに悉く燒却せられ、後年慶長十三年戊申臘月七日再興の棟札、其他數枚新藏せるにより、創建の由來遠を窺に足る、舊佐土原藩主厚く尊崇し、社領高十石寄進せられ、社殿の營造並に例祭には代參ありし社であつた、保元年間源爲朝當地に來り、社の東方十町、字木津久目（今は木付女）に城砦を築き占居の際本社を厚く尊仰し、大なる鐵鎖甲袖を神寶として寄進したりしも、明治十年西南役の際紛失したのである。

境內神社攝社三座

社號不詳祭神、大正主神、少彦名神、大年神、猿田彦神、宇賀魂神、大山祇神社社號不明、櫛岩間戸神

同　上、豊岩間戸神

祖靈社、祭神不明、明治四辛未年氏子中創立

『舊佐土原藩主島津家記錄御神領高付』に

一拾石　富田八幡領

内七石　高山和泉
外に壹ケ所　大宮司岩見
九月九日祭り
内壹石　高山常隆
内壹石　高山讃岐
内八斗　長友織部

寶物

棟札十數枚、奉再興八幡宮、慶長十三年臘月七日、大壇那藤原朝臣以久、奉再興御寶殿一宇、寛文八戊申九月七日、犬公司高山十左衞門弘次、奉再興御寶殿一宇寶永五戊子年九月六日、大壇那島津氏藤原朝臣惟久、奉再興八幡宮御寶殿一宇、享保十一丙午年九月吉日、大壇那島津以下不明、奉再興八幡宮御寶殿一宇寛保元辛酉年十一月吉日、奉再興八幡宮御寶殿一宇、島津氏藤原朝臣忠就、奉再興八幡宮御寶殿一宇、明和六己丑年四月廿五日、遷宮大壇那源朝臣久柄、奉再興八幡宮御寶殿一宇、天保巳亥年九月八日、遷宮大壇那島津忠寛、奉再興八幡宮御寶殿一宇、安政三丙辰年九月八日、大壇那島津忠寛外數枚藏セリ

下富田神社　同村大字下富田、字王之鎭座

社神　村社
祭神　天尾羽張神　國狹槌神の二神
由緒　詳ならず
紀伊神社　同村大字日置、字富田鎭座

社　格　村社
祭　神　五十猛神

水沼神社　同村大字同字六百田鎮座
社　格　村社
祭　神　水波女神、鳴雷槌神、闇於賀美神

日置神社　同村大字同字、日置鎮座
社　格　村社
祭　神　彦火出見命、火彦靈命の二神

川上神社　同村大字下富田、字春口鎮座
社　格　村社
祭　神　彌都波熊賣神

境内神社攝社四座
猿田神社、祭神猿田彦命
天　神　社、同　菅原道眞公
板敷神社、祭神品陀和氣命
櫛岩間戸神社、祭神櫛岩間戸神

大淵神社　同村大字上富田、字大淵鎮座

社格　無格社

祭神　彌都波熊賣神

熊野神社　同村大字三納代、字荒田鎮座

社格　無格社

祭神　伊弉諾尊

以上の諸神社は、由緒詳ならず

新田神社　同郡新田村大字新田、字樋神鎮座

社格　鄉社

祭神　彦火出見命の一神

由緒　本社の創建詳ならず、舊佐土原藩主島津氏、歷世厚く崇仰を致したる社にして、神領高十石寄進せられありたり明治四年廢藩置縣に當り鄉社に列せられたのである。

『御神領高付』佐土原舊藩主島津家所藏舊記

一拾　石　　新田八幡領

內貳石五斗　　鏡學坊

六月廿八日九月九日祭り七人分出來十一月始午ノ日

外に一ヶ所　大宮司屋敷
内貳石壹斗五升　河野肥前
十一月子ノ日星さし
内八斗五升　池田彌五左衛門
七月七日祭り勤之
九月八日晩
内七斗七升　政所役長友土佐
正月元日祭り六月廿二日
内壹石壹斗　正市　井上出雲
六月九日祭り米出す
内貳石八斗　井上筑前
二月始の日
外に牧神屋敷三ヶ所
内壹石　伊勢若狭

寶物

棟札六枚慶長十一年丙午三月吉日、藤原朝臣忠就、明和五年戊壬七月七日、島津久柄、延享四年丁卯七月十九日、島津忠雅等藏ス

鏡一面徑　量百三十匁

諏訪神社　同村大字同、字平山鎮座

社格　無格社

祭神　八重事代主神、建御名方神の二神

寶物　棟札一枚、正保三年二月二十四日、再興願主不明

山坊神社　同村大字同、字小堤鎮座

社格　無格社

祭神　大山祇神一神

寶物　棟札一枚　安永七年九月朔日、再興願主不明

燒石神社　同村大字同、字鬼ケ久保鎮座

社格　無格社

祭神　迦具土神一神

寶物　棟札一枚、寛文七年十一月二十四日再興

川床神社　同村大字同、字宮之後鎮座

社格　無格社

祭神　大山祇神、須佐之男神の二神

寶物　棟札一枚、寛文二年十一月吉祥日再興

以上の諸社は創立其他の由來詳ならず

春日神社　同村大字同、字花園鎮座

社格　村社

祭神　天津兒屋根命一神

由緒　本社は長祿三年巳卯十月二十九日創建とあるも、社藏棟札には、建保二年月日不詳創建の旨記載しあるにより、今を去る七百十七年前の勸請であることが窺はる。

寶物　棟札二枚建保二年改建立、長祿三年十月二十七日、奉棟上春日宮一宇、當國城主藤原朝臣祐賀、明應七霜月十八日、慶長六辛丑十月廿一日、寛永七庚寅年十一月吉日、寛文四年甲辰十月二十九日、仝丁未七年二月、元祿十四年正月吉祥、享保十年乙巳三月十八日、藤原朝臣、延享二年三月吉日、安永二癸巳霜月十五日以上九度再興

佐土原舊藩主島津家ノ舊記

『御神領高付』ニ

内五斗五升五合　花園春日領（都於郡天神領の内である）

常學坊

社叢　古樹巨木鬱蒼として古社たる莊嚴を拜す

湯宮神社　同村大字同　字湯宮鎮座

社格　無格社

祭神　猿田彦神

由緒　本社は大永三年癸未十一月二十八日の創建に係り、舊藩時代には湯ノ宮權現と稱し、遠閭近鄉より賽拜せる社で、今尙盛崇せり

寶物　棟札一枚、大永三曆癸未霜月二十八日、願主不明

伊倉神社　同村大字同、字門江鎭座

社格　無格社

祭神　速須佐之男神

佐土原藩舊記

『御神領高付』に

一壹石參斗　井倉權現領

六月十五日　良壽院

十一月卯ノ日

寶物

緣起二卷元祿七年申戌曆霜月、井上十兵衞尉光ノ筆、仝十三年庚辰六月初三月、右同人七十歲書寫ストアリ

棟札一枚元和五年巳未九月二十六日、島津右馬頭源朝臣忠興

鏡　一面徑三寸四分、量七十五匁

琵琶一張、傳和泉式部下向ノ際持來リシモノト云

一丁田神社　同村大字同、字鍋山鎮座

社　格　無格社

祭　神　須佐ノ男之神、大年神の二神

寶　物　棟札一枚、文化二年十一月二十五日、再興願主不明

今町神社　同村大字同、字後鶴鎮座

社　格　無格社

祭　神　岡象女神

以上三神社は由緒詳ならず

都妻神社　同郡妻町大字妻、字上妻鎮座

社　格　縣社

祭　神　木花咲耶姫命　一神

由　緒　本社の創建年時を詳にせずと雖も『續日本紀』仁明天皇承和四年八月壬辰、日向國兒湯郡妻神社に官社を授けられ『文德實錄』天安二年十月二十二日巳酉、日向國從五位上都妻神社に、從四位上の位階を授けられ、醍醐天皇『延喜式』に日向國兒湯郡式内神社二座の一に列せられ、仁明天皇の御宇、四位上に叙せられ、田二十八町御寄進あり、建久年間伊東氏日向を領せらるに及び、深く尊崇して供田を捧げ以て奉祭し、天文弘治の舊記に、妻萬宮三十町、外屋敷

十八ヶ所、三宅村の内六町三反、外屋敷一ヶ所、夫外比木方、宮崎諸處の分、二十町三反歩神領あらせられ、島津氏の所領となりて、慶長六年辛巳九月十四日、供田三百十五石五斗四升八合寄進せられ、神人三十戸を定め、木の下相模守をして之が宰司となし、毎歳大、中、小七十五度祭典擧行あり、以上により、如何に本社の創建其舊きを窺ひ得ると共に、歴代朝廷の尊信、且歴代領主の尊仰崇かりしを窺知し得らるべし

『舊佐土原藩元祿年間神領調書』に

妻宮領

一三百十五石四升八合

内七十七石七斗五升　御修理免

内二十石　一乘院

霜月吉日　田之神祭有

二月彼岸　大般若有

内二十一石八升五合　神宮寺

正月四日中祭り　觀音修業

七月六日小祭り

九月九日大祭り

同日御名代賄有尤御手掛御手鉢出して
内二十二石三斗九升　大宮司　法元藏人
正月三日中祭り
三月五日中祭り　若宮
五月三日小祭り
九月十九日射手供僧賄
同日供僧布施六斗六升四合
御カヅキ綿
内二十二石四斗五升六合　政所　杉田内記
正月元日朝拜祭御供御菓子三寸方
正月十一日御負請始祭
五月五日中祭り
八月五日中祭り
十一月一日大祭り
神前御歳之餅上る
井料祭り

内三十一石九斗四升七合　河野右近

正月元日朝拝祭り

二月二十七日星指祭り

三月三日大祭り

九月十九日供僧布施料六斗六升四合

六月晦日大祭り

十一月大祭り

抹香

内二十石三斗四升五合　本部主計

二月一日大祭り

霜月酉ノ日中祭り　伊勢宮

内三十二石四斗　橋口和泉

三月朔日小祭り

八月彼岸日中祭り

九月十九日供僧布施六斗六升四合

二月十三日大祭り

霜月冬籠小祭り
十二月晦日大祭り
内二十石五升六合　黒木丈右衛門
三月三日大祭り
二月四日中祭り
内十七石八斗三升九合　黒木豊前
五月一日中祭り
九月十八日中祭り
霜月八日大祭り
外に
舞折敷料出す
内十石二斗八升　大岩根勘左衛門
霜月子ノ星指小祭り
霜月冬籠大祭り
内四石五斗二升　橋口長左衛門
六月十五日中祭り

内五石九升　河野主水
九月十九日中祭り　四社へ
燈明油料出す
内七石九斗二升四合　正市
四月四月中祭り　風神エ
七月七日小祭り
内三石七斗四升　内侍
二月彼岸小祭り
御化粧料上る
内八石五斗三升　杉田儀兵衛
正月二日釋迦修正
八月一日大祭り
内三石一斗六升　橋口六左衛門
九月十九日一乘院宿賄
内八斗　兒玉新左衛門
内八斗　兒玉左近

内八斗　　鐘司　法元甚左衛門

内一石　　法元主殿

御修理免之内九斗九升七合二勺五才

外に御神領百姓六人内四人御輿之役扱有

社の附近に流るる小川は、櫻川の遺水と云傳へ、神橋に接する地は、妹田の里と（井門田と書しあり、呼んで木花咲耶姫命、入侍前の御持田でありしとの傳説がある

『大日本史二百六十四』都萬神社（或作妻今在妻村穂木原）（蓋祀大已貴神妃）（參取續日本後記延喜式神名帳頭注大竟按土人相傳爲祀木花開耶姫命是蓋播摩風土記所謂大已貴妃許乃佐久夜比賣命而瓊々杵尊妃也姑附供考）『神名帳考證』都萬神社狐津姫命『續日本後紀』作妻神日本紀云素盞嗚尊之子狐津姫命能分布木種紀伊國都麻都北賣神社の如きである、然れども又『神社記錄』には、都萬神社、都萬は假字也、祭神詳ならず（考證狐津姫命と云う）今從はず、妻町に在す（社家注進）とあり、其他の舊記は、悉く瓊々尊妃、木花開耶姫命を祀るものとしてある、孰れにしても、社は日向國中屈指の古社にして、日向に於ける二の宮と推定せられたる社である、社藏の古文書中、日州二宮、妻萬神社儀者、從來三位殿、被致信仰、御感得茂敷多有之候付、此度御翠簾一懸被成御奉納候、已後御本社江、御懸可然存候以上、天保八酉年十二月十五日

慈光寺三位殿内

東條左京判

法元駿河殿
杉田丹宮殿
河野播磨殿
本部遠江殿

なるものの存するは、其の傳來の古きものあるを思はしむる貴重なる資料である『續日本後紀』（巻六仁明）承和四年八月壬辰朔日、日向國子湯郡都濃神、妻神、並預官社』と見るに依り、神社の存せし事は、遙かにそれ以前に遡るものと思考せられる。後二十一年を經て、天安二年十月二十二日己酉、日向國從五位上、都萬神を從四位下に位階昇叙の事三代實錄（巻二清和）に明けく、『延喜式』（十名明）日向國兒湯郡二座（並小）都農神社、都萬神社として、其の神事の如き初めは火闌降の命の裔、日下部氏之を掌り、後日下部氏は、姓を法元と改め、社司十八家に長たる事、都萬宮大略記に記載あり、今尚法元家祠官たり、且建久圖田帳に依れば、都萬神社は、建久以前神領九十八町を有し、天文弘治の交に至りては、神領田畑三十四町五反二畝神戸十八ありし事舊記に見ている（建久圖田帳）抄（舊石貫社社祠官（横山家藏）古文書を左に

一神領田畠三十六町三段

一年中御祭禮田

清水社　六十丁、右兒湯郡内、郡司國高

江田社　三十丁、右那珂郡内、辨濟使宗遠
高智尾社　八　丁、右臼杵郡内、土持大郎宣綱
福野宮神田　二十五丁、右兒湯郡内、執印字三大夫保仲資
以下略
右去元暦年中之比、武士亂逆之間、於譜代國之文書者、散々取失畢、雖然寺社公、總圖田太略注進如件
建久八年六月　日

日下部依包、權椽矢田部恒
權介日下部盛眞、權介日下部行眞
權介日下部重眞、權介日下部宿禰盛綱

『社藏古文書』主要ナルモノ摘記ス

敬白
御立願之事
一、妻萬宮御本領三百石、御進上之事、初之十五石御拜進候事
右意越者、奉爲當家御跡目之儀、御神慮之應護於無相違、以來相續御安堵之在之旨如件
慶長六年辛丑九月十四日　女大施主敬白

日州兒湯郡之內

妻萬宮領於同郡高三百拾五石餘、內七拾石餘御修理領（目錄有別紙）事今度相改之如先規奉寄附之訖全可收納也、神事祭禮不致陵夷、神前諸役勤行無怠慢可抽　武運長久家中安榮之祈精誠者也、並境內山林竹木猥不可伐採之仍如件

延寶元年十二月四日

忠高
別當
神主

日州兒湯郡之內

妻萬宮以下前文に同し

元文元年十二月四日

忠高
別當
神主

御高拾石遠

妻萬宮廻廣前

寄附之奉流事

右竟趣波去慶應四戊辰年逆臣故廼征夷將軍源慶喜會津城主源容保等追討廼勅命乎蒙里東海北陸廼兩道爾兵遠出寸許多偏仁神明西擁護遠神里奉流所靈驗正爾新之天速爾廓清遠奏寸是爾依天悠毛賞典高三萬石遠賜婦故爾永世米拾石遠献里天供御爾備訖奴是心願成就遠報謝之奏流所也

明治三年庚午二月吉日

従四位　源朝臣島津忠寛判

○ハ不明文字

永祿五年壬戌十二月十一日辛酉日辰の時計に、義祐様御社參之砌、御社新御立願有△、亥廿年二月廿三日丙申日午時御釿立、○三月十九日丁酉辰時打立、同十二月十五日庚申棟鞘、同十二月廿八日辛卯日成就、時御還宮入用鞍置馬壹疋壹○○○引惣大工之祖、請取又作太刀二○、此内一ッ御社内籠、一ッ満地○○引惣大工請取、又○馬疋御中間引、小工請取り、之又柱二○○如奇合クル○馬疋出鍛治請取之執印太刀一腰出を鍛治請取之御○足三十貫組三疋○物四ッ有り六十○○ヲ六十帶三タケ錦四丈七尺二寸二面布三ッ紙壹束一○使紙本目一束厚紙五帖懸魚小懸御水イシ一御イスエマイシ一御イ餅數三百六十　形三束折二ッ折敷五束二重一ッエサシ提一ッ御水桶五ッ四八寸斗水桶選○土器大一束小二束米五升此レハ入用ニテ○迂宮御水膳妻萬宮御水代官司給也神御水御上參山之神御水大工給又大工之酒飯二度ハ御藏ヨリ晝

間酒飯執印○　茶番廿八供ヨリ仕候迂宮御時○○東門トモ十二○○三宅名より南門カカリ○○三納カカリ北門○ニモキレ○二ケ所ヨリ○○ヨリアヤヘ布六十尋御藏ヨリ○○○折御水桶大二ツ小五折敷一束又御參籠時二内四方ノ垣七日中カカリ穗北三納ヨリ○懸的三宅五十丁ヨリカフラ木三宅ヨリ昨年ハ穗北ヨリ臨時祭米五升折一ツ○○五折敷一束御藏ヨリ參候墨油茶執印ヨリ出スコフリカタイラ折大宮司請取○大日本惣妻萬宮紙ヱサシヒサケ紙○○

永祿八年十二月廿八日

大檀那伊東義益公

上奉造宮

大願主伊東藤原義祐

代官司日下部立親

御○○迂二度乍大工　藤原

○○○天御社參有小工青木左衞門次良宣豐

鍛治沼口新九郎定清

野村助右衞門

壹岐助右衞門

奉行宮田監○○荒武右近亟○木屋奉行

大工青木左衛門次郎以上（番匠廿人）部當中間

藏右衛門

新右衛門

參籠御供湯地長門守兵士（深草太郎右衛門尉　竹内七郎兵衛尉）

侍史奉行清水四郎左衛門尉

茶番之事

〇〇寺〇〇山路治左衛門尉三日比〇〇守〇〇〇〇〇〇〇守法元壹岐守一日法元次郎〇〇大宮司一日三納脇之坊一日アリ〇〇〇〇〇〇〇一ハ郡司方一ハ〇〇〇〇〇〇〇良右衛門尉一ハ眞福寺一ハ眞珠院一ハ〇〇院一ハ〇〇來院一ハ天福寺一ハ壹岐彦六右衛門一ハ落合之越中寺〇〇三間六間御ホヤ富田六十町ヨリ作リ候〇〇一間四間御ホヤ三宅五十町ヨリ作以〇〇二間三間雜事ホヤ三納代卅丁ヨリ作リ〇梁ノ内二間〇〇〇富田六十町ヨリ〇〇ホ屋之〇〇高岡八十町二八三宅へ八十丁二八〇〇〇ロヤシクシ三名ヨリ一人又カツヤ〇〇同所北方青山十九ケ別府ヨリ御出打テ〇〇〇〇墨塗供僧衆ニヌリ社家衆々金物御土彦〇〇ヨリ細工河原田彌三郎〇〇攝津介兒玉次郎左衛門陳〇〇法元治部〇〇〇九年丙丑三月九日丁卯日辰時釿立〇〇〇〇〇〇〇〇午時御鳥居立（義益御迁宮）義祐御〇〇〇〇〇月十九日玉〇西時東南一時迁宮〇〇〇〇〇〇〇一疋壹岐名〇引惣大工祖〇請取〇〇〇〇工〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇キヌ二疋キル物四ハタ六十コキ

ヲ○○○太ク錦四方一尺二寸二面布六十染布○○○○○○○使紙一束折敷紙五帖粁足三十貫縣
魚○○○使紙一束○○○○一御ヒ餅○○○○○○○○○○○○○○○○○○折敷ヘ
サシ柄提○○○○○○○○元米五升富田三郎左衛門尉○○○○○○御鳥居○仙取山奉行山田
備前守○○○○○番匠足以下三萬一千五百人トナル

平原大炊助

山田李左衛門

○○○○大宮司給之山之神御惣大○○○○○○○○御水御屋○○御前ニ參ル

妻萬宮

元和元年乙卯五月八日甲刀大阪一戰之時

奉立願壽鐘之事

元和三年丁巳四月二十八日壬戌日午時

奉鐘成就願主菊田次五衛門重次

大檀那藤原御朝臣島津忠貞

大宮寺

大工木本彌兵衛尉

小工甚右衛門尉

鍛治勝右衞尉

妻萬宮奉立願御鳥居ノ事

寶永三年丙刀八月十六日戊午同午時

奉御遷宮、成就立願菊田次五衞門尉重次

大檀那藤原御朝臣島津忠貞

代宮司

大工　泊九左衞門尉

小工　甚兵衞衞尉

鍛治　野間口勝右衞門尉

寶永貳年乙酉二月五日中之立ハ、（釿立ノ誤ナラン）同二十二日ヨリ大工

一奉行河田權兵衞、役人本部右兵衞、墨木右衞門

一御假殿ニ匿同キ下セシ宮之事

大檀那主藤原御朝臣、島津淡路守惟久公御家老樺山人舍、澁谷監物、酒谷源左衞門、伊集院三右衞門、寺社御奉行、日高七右衞門、澁谷集人、上山鄉右衞門

一御假殿、御酒壹升錢壹匁、番社アウヌ、米二升錢壹匁ハツケン仕候、神樂社人衆皆々御出被成候

乙酉二月二十五日ニ、上遷宮杉田伊豆宮ヲ移シ被成候事

妻萬宮本殿

一、寶永六年己丑四月五日御、サヒクウ有之遷宮之事、中ノ祭ニテ、一乘院御出被成、神樂中場御寶物御改被成候事、御神ヘ御穀御酒、次ニ御假殿ヘ御行被遊、三ノ大キナハ、河野兵部墨木伊豫、大岩根丹後、嫡子迂之ヘ持之、御〇代鏡ハ、正税子持之、アフンハ下宮ノ衆持御寶物箱者大宮司、待士駿河預之、當所曖衆ハ〇與右衞門修理役人ハ本部宇兵衞門、惣大工青木重右衞門〇、ヒノ物九ツハ永長ノ〇シニ上ル、並請御奉行、神宮次郎兵衞見分ニ御出被來、繪師ハ小和田幸兵衞青木〇殿御越被來

一、六月十六日上遷宮有之御テウテシ時寅卯之時、遷宮之時巳午之時ニテ、御代ノ樂ニ、澁谷監物殿御被來、大宮司方ヘ參分ナクマキ布壹タン御酒ガヘ、壹正税子方參分アヤハヘ布壹タントモ

一、明代參ト大宮司惣大工之三懇有之社人ハ遷宮之、時正税子大宮寺一乘院之懇有之、河野仁兵御マサコノ河野大二郎榊ノ役、大工候ケウケ河野宇右衞門御戶ノ役、諸右衞門御本代錢一同相渡シ、〇キ清取將又步行目附御出被候〇、之足輕當所足輕出申候事

境内神社四社

宇戶神社、祭神大山祇神

霧島神社、同　瓊々杵命、火照命、彦火出見命、火須理命の四神

四所神社、豊受大神、天兒屋根命、岩長姫命、太玉命の四神

中島神社、祭神素盞嗚尊

寶物

絲起書一巻多樂院住僧、前大僧正道養法卿、永祿元年戊午六月一日書

棟札　上棟奉建立妻萬〇〇〇承和四丁巳年九月十八日、辨官日下部道長、代官田部秀長、同秀盛心中所求一々成就

上棟奉造宮、太檀那伊東藤原祐立朝臣

仝應永廿四年大歳丁酉六月八日、大施主伊東藤原祐立殿大宮司日下部立盛

仝寶德四年大歳壬申南呂廿三日、大施主伊東藤原祐堯殿、大宮司日下部立重、長享二年大歳戊申九月廿日、大施主伊東藤原祐良殿、大宮司日下部立永、天文七年大歳戊戌九月十九日、大施主伊東藤原善祐殿、大宮司日下部立次、永祿八年乙丑十二月二十八日、大施主伊東藤原義益殿、大宮司日下部立親、文祿五年丙申九月十二日、大願主藤原忠豊殿、元和六年庚申霜月十三日、大願主藤原忠興殿

一鏡　貳面

無銘寸法七寸六分、圓形鐶文龜鶴竹、重量三百二十匁、無銘寸法三寸七分圓形鐶文鶴龜松竹、重量七十六匁年號月日不詳

一錫　一前

無銘、寸法高サ六寸、廻リ一尺二寸五分、十字紋入リ、文久元年酉九月、島津忠寛寄附

一劔　一口

無銘、寸法五寸五分、形兩刃、直燒刃、重量拾六匁、白鞘入リ、景行天皇土蜘蛛御退治御下向ノ節、被爲献候由ニ傳來

ス

一脇差　一口

無銘、寸法一尺五分、形一分反、直燒刄、重量六拾八匁、白鞘入、年號月日寄附人傳來ノ所由不詳

一太刀　拾一口

無銘、寸法九寸一分、形一分ぞり、直燒刄重量貳百目、緣頭緣鐺鍔帶取直鍮目貫、赤銅獅子切羽、眞鍮赤銅、柄八幡絹卷鞘黑塗年號月日寄附人傳來の所由不詳、無銘、寸法二尺一寸、形六分反、眞燒刄、重量百四拾六匁、大樋通、白鞘入年號月日寄附人傳來の所由不詳、無銘、寸法四尺五寸、形一寸二分反り、直燒刄、大樋通、重量七百二十匁、緣頭鐵鐺太刀取鍔革切羽銅鋼鐵柄革卷鞘黑塗、寄附人年號月日傳來の所由不詳、無銘、寸法四尺六寸八分、形七分反り、燒刄、漆止にて不分明、重量七百匁、黑塗鞘入年月日寄附人傳來ノ所由不詳、無銘、寸法五尺四寸、形一寸一分反り、燒刄仝上、重量一貫貳百匁、大樋通黑鞘入、年月日傳來の所由不詳、無銘、寸法五尺四寸八分、形一寸三分、反り、燒刄小亂れ、重量一貫貳百目、大樋通、黑鞘入年月日傳來の所由不詳、無銘、寸法五尺七寸、形壹寸反り、燒刄、漆止にて不分明、重量七百七拾匁、黑鞘年月日寄附人傳來の所由不詳、無銘、寸法五尺八寸五分、形八分反り、燒刄漆止ニテ不分明重量一貫二百五拾匁、大樋通黑鞘入、年月日寄附人傳來ノ所由不詳、無銘、寸法五尺九寸、形壹寸反り燒刄、仝上にて重量壹貫五百匁、大樋通黑鞘入、年月日寄附人傳來ノ所由不詳、銘、波平宗安、寸法六尺壹寸、形壹寸三分反り、燒刄仝上にて不分明、重量壹貫百貳拾匁、大樋通黑鞘入、寄附人應永九年壬子六月、鳥津久義、銘、備前則次、寸法八尺壹寸二分、形貳寸壹分反り、燒刄不分明、重量拾七貫八百匁、白鞘入備前則次外四人、寶德二年庚午三月廿三日至卯月十七日廿五日間造之願主日州兒湯郡鹿野田住人日下部成家

一古錢　壹枚

銘大泉五十、寸法八分、圓形重量四分、享和二年壬成七月七日、寄附人金丸郡兵衞

甲冑　二副

甲頭鐵形圓黑皮、青糸、鎧重量貳貫三百六拾匁、無銘、甲頭鐵形圓黑鐵黑糸鎧重量貳貫七百匁、無銘寄附人佐土原島津家ノ由、傳來年月不詳二副共同家ノ由

鐵棒　壹振

文化十三年二月吉日、田村拾五郎作、長八尺ニテ八角回リ四寸、重量五貫六百匁、文政十二年十一月十九日、寄附人郡司範平

曲玉　貳箇　但大小

大寸法壹寸二分、形三分反リ、重量二匁二分五厘、寄附人傳來ノ所由不詳、小寸法八分五厘、形一分五厘反リ、重量七分五厘、寄附人傳來ノ所由不詳

一冠　壹箇

景行天皇日向國ヱ御下向ノ節、御寄附ノ由ニ傳來候事、但大破損

境内神社

摂社　宇戸神社、祭神、大山祇命

末社　霧島神社、祭神、瓊々杵尊、火照命、彦火々出見尊、火須勢理命

同　四所神社、祭神、豊受大神、天兒屋根命、岩長姫命、太玉命

同　中島神社、祭神、素盞嗚尊

社叢　老樟古樹鬱蒼として、頗莊嚴に拜せらる、殊に回り四十尺の巨樟は、齢ひ一千有餘年を保てるもの〻如し（挿圖第一四）

三宅神社　同妻大字三宅、字笠狹鎭座

社格　村社

祭神　天津彦火瓊々杵命、天太玉命、天兒屋根命、木花咲耶姫命、大物主命、神日本盤余彦命、石凝姥命、天鈿女命、譽田別命、玉屋之命の十神

由緒　本社は文化七年十二月十六日の災火に、舊記寶物悉く燒失せし爲、其由來詳ならざるも、社地は舊稱中笠狹の地にして、上の宮と云、初め覆野大神宮と稱し、其地を大尾又は大王城と云ふ、石貫神社、舊社家横山氏古文書中、三宅郷五色の一に大尾あり、又宮崎市奈古神社緣起中『兒湯郡府中は大王城なり、之を三宅と稱す、覆野大神宮あり瓊々杵尊を祀る』云々建久八年日向國圖田帳には、福野宮神、田二十五町、執印資管之と見ゆ、以前三宅神社所藏の應永元年三月の舊記には、三宅郷福野御祭禮の文字あり、弘治二年六月の記事に至りて、始めて福野八幡宮の名が見ゆる、明治二年兒湯郡神社、取調書には、西都農神社とあり、同四年に至り三宅神社と改稱せられた、古來三宅郷並右松村の產土神にして、三宅、清水、黑生野、現王、岡富、右松、調殿、童子丸、南方、穗北、十村の宗廟であつた、祭神は天孫瓊々杵命を正殿、中央に天兒屋根命を、其の左右に配祀し、相殿には大物主祖命、石凝姥命、木花開耶姫命、神日本盤余彦尊及び應神天皇を祀りて、供奉六十四神を之に配し、攝社には大山祇命、事勝國勝長狹神、火闌降命等の七神、末社には倉稻魂命、合社には保食神、門

社には豐磐間戸命、櫛磐間戸命を祀る、總て八十四神にして、明治五年更に、三宅村字山路の川上神社、五穀社、天滿社、字上ノ宮の五穀社、霧島社、字酒元の筑波山篠貫社、字石貫今宮社、字山王の山野社等三十九神を合祀した、其の祭典は一年九十七回に及び、大、中、小祭の別あり、就中六月夏至の日の天孫降臨祭、八月十五日の國家安穩祭、十月一日及び十一月初卯ノ日の、山陵祭を三大祭とし、其の大祭式の壯嚴なる事加茂の祭式に類するものがあつた、右の中山陵祭は、卽ち西都原に於ける、傳說可愛山陵（男狹穗塚）、及び木花開耶姫命の陵（女狹穗塚）を祭るものにして、國家安穩祭を行ふに當つては、都萬神社々家の代參（四人ヲ以テ定例トス）あるを待つて當日の祭禮を擧げ、都萬神社の祭式に當つては、又覆野大神宮社家の代參あるを定例とし、之を神靈御幸式と稱へ、其の式日の通路を御幸道と呼ぶ、都萬神社は前記の如く、木花開耶姫命を奉祀する神社にして、乃ち兩社古來の關係を窺知する事が出來る、建久圖田帳に依れば、建久以前神領田二十五町あり、土持ち（上世以來日向國ノ豪族）伊東（鎌倉開府以後日向地頭職ト爲リ天正五年迄日向大守ナリ）二族の獻田五十五町八反に達し（橫山文書）弘治年間神田十八町三反一畝二十步、畑六反、神戸十八あり、神苑又百六ケ所に及した、三宅村に二十三苑、穗北邑に七苑、童子丸に六苑妻邑に二苑、南方邑に三苑、右松保に四苑、花園邑に六苑、調殿邑に一苑、岡富村に四苑、清水邑に六苑、長野邑に七苑、上田島邑に一苑、平群邑に七苑、三苗代に三苑、下田島邑に五苑、三納邑に一苑、久米田邑に三苑、新田邑に十七苑にして、今尙地名に遺れるものに花

園、園の本、眞名井田邑、神苑、坊の苑、隅の苑、中苑、外苑、宮苑、森苑、榎本苑、堂の苑、迫の苑、大苑、下苑、王苑、奥苑、北の苑、大苑、後苑、妻苑等あり、惟ふに苑は神領地の稱かと察せられる、社職には大宮司、權大宮司、主稅儀大宮司、器大宮司等あり、神社の創建年代は詳かならざるも、桓武天皇の勅額と傳ふるものありたり、且つ建久以前既に神田ありしに徵すれば、其の由來必ず遠きものありと思考せられる、天正十五年十二月兵燹に罹り島津義久之れを再興し、文化七年十二月十六日又火難に遇ひ、舊記寶物殆ど焼失した、現今の社殿は其後の建造にして、往昔の宏壯に比すべくもあらず、社地も亦いたく減縮せらるに至つた

石貫神社の祠官であつた、横山家の古文書中、本社に關する記事を左に

三宅鄉福野御祭禮日定

正月朔日 御飯壹斗三升御供御酒壹斗升 同壹斗貳升御供二膳御酒八大
同三日 鈴口開 御供壹斗壹升 一膳御酒壹斗 二膳シトギ百七十五 小 同壹斗 中
同七日 祭禮 同八日 祭禮中 同十一日 天地神
三災祭禮 壹斗御供壹膳 小 御供六升 中 同十四日十五日 祭禮黑米にて 同中酉日 梅花にて 祭禮
同中卯日しとぎ計三十五にて 祝言 同廿日 大般若
一二月日 祭禮 正月日より二月日迄 中 正大宮司祭禮

大 二月初卯日 御飯壹斗貳升御供一膳御酒八升
同 八升御供二膳御酒六升
小 同十五日同十八日同廿三日酒計也
小 一三月日同三日 草花三百六十九枚
御水壹斗九升
小 小 同十三日同十五日同廿五日同廿八日
小 小 一四月日同三日御酒計 二月初卯日より四月三日祭禮 權大宰司
中 同八日田作風神祭禮 社家中に而聖米三升出宛し卯花籠壹つ宛し而成就祭禮
小 同中酉同亥日忌刀卯日御飯三升祭禮
一五月三日 御供壹斗一膳御酒八升ヤ、米四升
同九升一膳御酒五升
同九升一膳御三升
中 小 同五日大節句祭禮十五日同廿七日八日
中 中 一六月日同七日風神上天祭禮中卯日
小 小 同三十日四月八日ら六月 世日迄祭禮 福同寺
中 一七月七日七夕祭禮同十八日御先祖祭禮
大 小 一八月日 御供八升一膳 御供六升二膳御水壹斗同卯日

小
同辰日同巳日七日七夕ゟ八月巳日迄主院祭禮
同十五日御飯壹斗貳升御供餅十二御酒八升同壹斗御供二善同廿同壹斗四升
内殿木膳也
内宮社祭禮七十六膳
外宮社祭禮餅三百五十五枚
御酒三斗九升
中壹膳御供正宮司
左壹膳ハ　權大宮司
右壹膳ハ　福同寺
内宮社七十五膳ハ黒大宮司
外宮社モチ三百五十五枚御酒三斗九升は
儀大宮司
神主兩人

大祭禮
八月十五日晩酉刻ニハ天神地神祭禮ト申天ノ八左男琴ツカニ天放生會之大御供同十六日朝

福野ニ社家中下向

小 同廿五日同卅日八月十五日ら世日迄祭禮
正大宮司
中 大祭禮
一九月九日同十五日御供壹斗一膳御酒壹斗
八升八升二膳飯餅三十五
小 小 小 小
同廿日同廿三日同廿四日同廿九日
中 中
一十月日シトギ五百四ツ
白コギ午五十四本八左男中覽ニ祭禮ル
小 小 小
同十日祭禮同十五日同乙卯日
大
一十一月初酉日祭禮鎭忠始黑米御供壹斗
四トギ百六十五御水八升
九月九日ら十一月酉日迄祭禮

儀大宮司

大
同三龍ノ祭禮同卯日卯一刻ハケヲロシ
御供壹斗貳升壹膳
同壹斗貳膳
御酒貳斗三升
四トギ三百五十五
小 小 小
同十五日同十六日同十八日同廿八日
初卯ら廿八日迄祭禮白祝子

一十二月日無飯黒米ニテ祭禮同七日ゟ十五日迄御水ニ小祭禮同廿日同廿三日御供御水十二月
日ゟ廿三日迄黒天宮司

大祭禮

同廿九日八升御供一膳御水二斗六升御供二膳四トギ三百四ツ五園寺

一年内ノ御祭禮上中下七十六度

内祭禮廿一度合九十七度也

一歳祝本社五十六數内宮外宮貳百四十五數也

正宮司　藤原助大夫　義房華印

權大宮司　黒木兵部大夫　重友華印

儀大宮司　野村正大夫　道秀華印

器大宮司
同名藏人大輔　道長華印
神主　杉尾相模大夫　宗家華印
權主　三宅宮內尉　義久華印
內宮守　小野內記亟　別秀華印
內宮守　岩切權大夫　良滿華印

以上の記錄が見えて居る、以て參考とす

清水神社　同町大字清水、字松崎鎮座

社格　村社

祭神　火闌降命。栲幡千々姫命。大巳貴命三神

由緒　本社は字松崎に鎮祭したのは、天喜元年であつた。現地へ遷座の年時を詳にせず、本社は石貫神社祠官であつた横山家の古文書中建久年間のものに神領田畠日向清水宮九町四段三十歩一年中御祭禮とあり以て其由來の遠きを知るべし、古來若宮大明神と尊稱し明治五年延岡縣三宅出張所の命に依り村社清水神社と改稱したのである

清水御祭禮日定帳（横山家所藏）の古文書を左に記す

正月朔拜祭禮（中）御供一斗一膳（小）御水八升　同二日御酒計

大祭禮

同五日鈴口開　宮川木神祝言　膳餅三十五　御供八升飯五　御酒一斗五升宮川神社山祗祭

同十五日同廿日同廿三日御酒計（小小小）正月日より廿三日迄

正大宮司

二月初午日祭禮同中午日（中）同乙午日祭禮（小）

三月三日草花九十五數同七日喜輪祭禮（中小）

同十六日同卅日（小小）

四月八日清水田作祭禮ニチサイ二つ御酒六升黒米飯三膳

二月初午ゟ四月八日迄清水寺と祭禮

中五月五日同小十五日ヨムギ祭禮

小六月日同小午日同小子日祭禮同卅日秡

七月七日七夕祭禮カチ羽葉ニホ花生羽衣二重御秡三十二ぜん調へ祭禮秡納所宮中川に納再古川上にかち葉納也五月五日より七月七夕迄祭禮正祝子と

同十七日先祖祭禮　松崎寺祭禮

小八月日同小八日同小十五日同小廿九日

九月日御供五升飯五膳御水八升

大祭禮

同午日御供壹斗貳升御酒八升一膳壹斗八

大宮司分御供六升飯四膳御水五升六升飯四は餅百八十四四とぎ五十九權宮司二膳清水寺二膳

小同廿五日同廿八日御水は松崎寺分もち四とぎは正祝子分

十一月辰日一天ケ鎮火初

大祭禮

同午日午一刻祭禮納飯一斗一膳御酒一斗五升同六升七膳大ヌサ五本宮川二納四トギに而祭禮

小十二月四日同小廿三日同小廿九日十二月神主祭禮

清水御祭禮三十五度内宮廿四十二度
歳祝本社四十五宮内六十三數也
神領田畠
日向清水宮九町四段三十歩
一年中御祭禮田

境内神社　稲荷神社、祭神保保神
歳神社、祭神大年神

社叢　古樟老木蓊然たり神威粛然襟を正す

右松神社　同町大字右松、字瀬戸畑鎮座

社格　村社

祭神　少彦名命

本社は人皇百二代、稱光天皇の御宇、正長元戊申年の創建で、初め字岸見に勧請せしを、年時不詳現地へ移奉したのである

境内神社　大年神社、祭神、御年神
宮地嶽神社、祭神、神功皇后

稲荷神社、祭神、倉稲魂命

末社　門神社。祭神、豊磐間戸神

同　祭神、櫛磐間戸神

以上は由緒不明

社叢　古樟老樹鬱蒼として頗森厳なり

大歳神社　同町大字黒生野、字西の薗鎮座

社格　村社

祭神　御年神

由緒　不明に屬す

社叢　巨樹老樟蓊然たり、以て本社の古きを窺はる

日吉神社　同町大字現王嶋、字村の東鎮座

社格　村社

祭神　大巳貴神

由緒　本社は人皇七十一代、後三條天皇、延久三辛亥年十一月二十九日の創建である。鎮座記に本地大巳貴命也、二十一社内に大若子神を勸請鎮座有、承和の頃より祭祀始まり、永延以後例祭となり來れりと傳ふ

住吉神社　同町大字岡富鎮座

社格　村社

祭神　上筒男命、中筒男命、底筒男命の三神

由緒　本社の創建は、人皇五十一代、平城天皇御宇、大同元年丙戌十月十二日にして、貞享三年四月十一日回縁に逢ひ、舊記寶物の類悉く燒失し。其後の由來不明である

境内神社二神

大歲神社、祭神、御年神

稻荷神社、祭神、倉稻魂命

寶物　鏡一面、圓形徑三寸

社叢　巨樹巨樟蔚然たり、文政二年秋當社に在りし大樟を伐り、嚴島神社一の鳥居左柱となし、其今に存せるもの、特別建造物として保存せられて居る

愛宕塚神社　同町大字三宅、字丸山鎮座

社格　無格社

祭神　天孫途々杵命、倉稻魂命、木花咲耶姫命、菅原道眞公の四神

由緒　本社創建由來詳ならず、社地近くに鏡の陵、御舟の陵と稱する所あり、天孫並に咲耶姫神兩の靈所と傳へ　因て茲に神靈を奉祀しものと云う

霧島神社　同町大字右松、字北鶴鎮座

社格　無格社

祭神　天津彦火出見命

由緒　本社は年時不詳、字瀧下の地に勸請したのである、社地は一ッ瀬川の左岸山上なる、霧島塚にして、往古河川變遷に依り、社地を貫流し住民等は西岸に居を移すに至り、元龜元年九月現地へ移奉、瀧下、薗元兩部落の産土神として崇敬し、霧島塚は今尚衆庶の崇拜する所である

社叢　古樹鬱蒼として森嚴に拜せらる

羽黒神社　同町大字右松、字羽黒坦添鎮座

社格　無格社

祭神　級長津彦神、級長津姫神の二神

由緒　本神は貞觀年間の創建と傳う、當村有峰城主、料友佐土守行安、深く尊崇し、神領田を寄進し、例年九月九日を大祭日と定め、神殿改築祭典料米等供進し來りしが、天正年間伊東氏の爲めに攻亡され、部落民の私祭神となり以て今日に至れるのである

社叢　老樹蔚然嚴肅に拜す

印鑰神社　同町大字三宅、字尾節鎮座

社格　無格社

祭神　大巳貴神

由緒　本神は人皇十三代、成務天皇の朝、此地に國府設置せられ、其當時の創建と傳う、日向一ノ宮印鑰大明神と、往時より尊崇し來れり、而して本社には、日向一ノ宮の額面を藏し、創建の由緒正確なるも、明細帳脫漏のため、明治四十一年七月三十一日、無格社として編入したのである、御神体に印及鑰を、奉載せると傳うるも定かならず

鹿野田神社　都於郡村大字鹿野田、字潮迫鎭座

社格　鄕社

祭神　彥火出見命

由緒　小字潮に在る鄕社にして、彥火々出見尊を祀る、社地は高屋連丘の岬角に當り、三十餘階の石壇を登りて丘間の田園眸底に輝く幽靜の地に、社は南面して建立せられる、往古は潮妙見大明神と云ふ、又潮妙見樣或は單に潮樣とも稱へ奉り、近鄕の崇敬極めて厚く、島津氏亦社領十石を寄せて尊崇を加ふる所あり、其の創建頗る古き傳稱あるも、憾むらくは舊記の藏せらるゝものなく、僅かに一二所藏の棟札に依りて其の創建の古きを窺ふのみ、社地は又神籠の里とも傳へ、賽者四時絶ゆるなく、社の低地鳥居の元に、潮の井戸あり、口碑に依れば、祭神の御寶玉潮滿潮干の兩玉に緣由し、陸上三里を隔て、尙海水噴湧すと傳へる

寶物

永祿二巳未年二十九日再興、願主藤原義量朝臣、寶永三丙　十一月十四日、願主藤原朝臣惟久公、明和七年八月十七日
願主源朝臣島津久柄を藏す

一刀　一口　銘、山城國住藤原則定（長二尺五寸亂燒）
一刀　一口　無銘、長二尺四寸八分、亂燒
外に五口
一槍　一本　無銘　長一尺
一槍　五本　無銘　長各八寸
外に二本あり何れも無銘
一鏡　一面　柄付徑五寸八分
一同　一面　但銘清元河内守宗次郎徑六寸三分重量百九十四匁裏に鶴龜の模樣あり
一同　一面　但丸形徑四寸八分重量五十八匁銘藤原周重裏に舞鶴に松の模樣あり

傳說

昔年二玉を盜みしものあり、持ち歸る途中變怪ありしにや、二玉を拋棄し去りたり、其の所に每夜光を放つものあり、里民怪しんで近寄檢すれば、二玉の光明なるにより直に社官に告げ奉還したりと、今其地を光谷と云い、其後同所に少量の潮水出づるとなし、潮神社より西南約三町にあり而して社の口傳に、二玉を祭神と共に奉祀以來嘗て開扉拜觀せしことなしと舊佐土原藩主島津家ノ記錄『御神領高付』に

一拾石　鹿野田潮領
內五石　光照寺

三月三日六月二十九日霜中の午の宵ノ祭リ勤之
内五石　丸山宮内
歳ノ餅三十上ル
二月彼岸日五月八日彼岸霜月中の午の日祭り勤之

社叢　高丘の地にして老樹鬱蒼たり
山田神社　同村大字山田、字宮田鎮座
社格　郷社
祭神　伊弉册命
由緒　本社は康暦元年十一月二十日、舊藩主島津惟久の創建に係り、紀伊國熊野有馬村那智、新宮を勸請せるものにして、那智權現と敬崇し來りたるもののやうである、社地は高丘上にして七十餘級の石階を登りて達すへく、境内には古杉翁鬱として天空を覆ひ、神氣自ら人に迫るを覺ゑる、島津氏の寄進建立に係ると傳ふる神殿は、風光明媚の淨境に東面して建ち、匠工頗る精致を極めたるを見る、社は舊藩主島津氏の尊崇厚く社領高拾石、並祭祀料を寄せられ社殿の改築等は悉く藩主に於て行はれたりと傳へらる、所藏の棟札數枚内左の棟札がある

『御神領高付』舊藩主島津家ノ記錄

一拾石　山田

内五石　權現領　清宇之助
霜月二十日祭勤之
内五石　山王領　青山土佐
霜月二十一日祭勤之

寶物　棟札二枚奉東宮殿一宇建立武運長久祈云々大願主藤原朝臣島津淡路守惟久公奉再興山王權現一宇文明三年十一月吉日大願主藤原祐堯大宮司丹波

境内神社　大將神社、祭神猿田彦命
本宮神社、祭神天子命　歳神稻荷大神本宮大神

社叢　高丘の地にして大杉檜雜樹蔚然たり頗る森嚴に拜せらる

山王神社　同村大字同、字高下鎭座

社格　無格社

祭神　大物主神、國常立神、譽田別命の三神

由緒　本社の創建詳ならざるも伊東氏所領時代厚く尊仰し島津氏領有せるに至り社領五石寄進し歷代尊崇すること頗る厚き社であつた（舊藩主島津氏神領高付は山田神社の部に記してある）

寶物　棟札二枚（一枚は山田神社の部に掲く同社の寶物となつて居る）
正德元年十月日不詳、桃山清右衞門、新納隼人、緒方長門、清喜右衞門

劍　壹口

無銘、寸法長二尺五寸、幅壹寸重量參百拾匁、燒直又、裝具鍔圓形、寸法直徑貳寸五分、鞘黑塗縁頭赤銅柄鮫柄目貫赤銅にて唐獅子の打物、鐺眞鍮明治八年八月日、寄附人舊五小區元戸長倉長與

鏡　壹面

銘天下一圓形寸法直徑五寸、鑄文鶴龜松竹模様、重量貳百匁、年號月日及寄附人姓名不詳

社叢　雜樹蔚然たり

荒武神社　同村大字荒武、字土橋鎭座

社格　村社

祭神　彦火出見尊、火明命の二神

由緒　本社は、康曆元年十一月二十五日の勸請にして、當時都於郡城址の西北谷間に社を建立し、年時不詳字荒武へ移し奉り、更に亦下三財へ遷奉し明治四年現地へ移奉した　伊東島津の兩氏厚く尊崇し、島津氏の代には社領拾石寄進せられ居たる神社にして、古代より東宮又は彦様と稱し、上下頗る嚴尊崇仰せし神社であつた

『舊佐土原藩主島津家ノ舊記御神領高付』

一拾石　荒武權現領

內五石　兒玉新太郎

霜月廿五日祭勤之

寶物　棟札壹枚　延寶八年庚申霜月廿二日、地頭樺山佐京殿憲外三名

一仝　仝　享保十八年癸丑十一月廿三日、濱宮御家老桃山清右衛門外三名

一仝　仝　文化戊辰年十一月六日、御家老樺山舍人外二名

岩爪神社　同村大字岩爪、字元村鎭座

社格　村社

祭神　伊邪那岐命

由緒　本社は天長三丙午年十一月、空海大師の建立である、社地は景行天皇の皇子、日本武尊熊襲御征討に下向、此地より紀伊國熊野大權現に向はせ給ひ兇賊退治の御祈念あらせられし靈跡へ、空海來錫し、其尊蹟相滅を、慮はかりて神社を創立したのである、然るに後年に至り、卽ち永祿十一年三月回祿に罹り、舊記寶物灰滅に歸した、天文年中時の領主伊東義祐再興し後島津氏所領するに至り、社領三十石寄進し、現時の社殿は、島津惟久の母、米松壽院慧明公、此地に產せし緣故に依り、祭祀禮拜能く崇仰し、白金を献し以て、別當法印權大僧都慶傳に命じ修築せしめた、本由緒は文化五年正月、鬼塚慶京、黑貫寺所藏の舊記に因り、拔書したのである

當山の寺號、山號由來之事

往古此里に一人の奇女あり、名をあらさけと呼べり、父名詳ならず、身の長七尺餘、膂力最も強く、常に山野を跋渉して、猛獸を捕ふるを以て業ひとせりと云ふ、五指の爪鋭く、堅固なる事岩の如く、故に土人名をいわす、岩爪とあざなせるとかや、人其怪異に恐れ各服す、然れ共衆人の嫌ふものとなり殺されりと云、其惡虛のたゝりにや、種々の怪異災禍ありて、人棲息する事を得す、終に荒さる原野となれりと云、后人皇五十三代淳和天皇天長三丙午年、空海大師勅命を蒙り、九國巡錫の途次、此境に渡らせ給ひ、鬼女の惡靈を鎭め給はん爲め、光明眞言の功德を授け給ひて災を拂ひ、永く福を保たしめしと、山號を長福山となし、寺號を岩爪寺と名けしとなり、此功德にや、其後何の怪異凶事等の沙汰もいつとなく消失、次第〳〵に人々集ひ來りて一村をなせり、是に由て村名も岩爪と號けたりとあり、右者本山舊記燒失してさだかならずと雖も、當時本村黑貫寺寶藏の古記傳より、拔書して後代に遺す者也

干時文化五辰年正月吉日　慶京寫之

社　叢　巨樟鬱然たり

霧島神社　同村大字鹿野田、字霧島鎭座

社　格　無格社

祭　神　彦火瓊々杵命

由　緒　本社の創建詳ならずと雖も頗る舊建と傳へ舊藩主歴代厚尊崇し島津氏所領するに至り社領高十石寄せられ別當寺等付せありしことは同藩所藏の舊記に依り窺ひ知るを得べし

島津家藏『御神領高付』

一拾石　　同所霧島領

九月廿九日霜月初午の日祭勤之　　一乘院

正月三日御餅三寸上る

社　叢　高層の地にして樹木蔚然たり

上三財神社　三財村大字上三財字諏訪鎭座

社　格　村社

祭　神　稻田姫命

由　緒　本社創建の年時詳ならず、川上神社と稱した、伊東氏時代より尊崇し、御神領の寄進あり、島津氏所領するに至り、高十石寄進し以て厚く祭祀を擧行し、明治四年村社に列し、上三財神社と改稱したのである

境内神社　霧島神社、祭神、彦火瓊々杵命

大將軍社、祭神、猿田彦命

稻荷神社、同　宇賀美玉命
左門神社、同　豐岩窓神
右門神社、同　櫛岩窓神

下三財神社　同村大字下三財、字宮迫鎭座

社格　村社

祭神　宇賀美玉命、大宮姫能命、大田能命の三神

由緒　本社傳に、伊東祐持日向の國主と爲り、伊豆より下向するに際り、該神を奉戴し來りて、現地に神社を創建したのである、同氏累代深く尊仰し、神領高千石寄進し、宏大なる神殿を建築せられ、神職十八員、內侍一員、修驗者一員、及別當寺僧を置き、每歲九度の祭典擧行ありたり、伊東三位義祐は、六地藏塔を寄進現存せり、島津氏領有するに至り、社領高二十四石六斗寄進し、以て嚴肅に祭事を行ひ來り、明治四年五月四日村社に列せられたのである

境內神社　大將軍神社、祭神、猿田彦神、承曆二年八月十五日勸請

寶物　棟札六枚

享和十二年十一月廿日、願主源朝臣島津忠就、享保十二年丁未正月十日人名不詳、天保十三年壬寅龍集十月吉祥日、緒方佐內、明治八年五月二十三日、緒方武一郎
仝、十二年十月八日人名仝上
仝十九年十二月十八日人名仝上

鏡　參面

銘天下一、寸法四寸四分、圓形重量六拾五匁、年月日寄附人不詳、寸法三寸九分、圓形重量百廿五匁、年月寄附人不詳

上ニテ寸法六寸、圓形重量百四拾匁外仝上

銅幣　參振

寸法貳尺三寸重量貳百匁年月日寄附人不詳、仝三尺貳寸重量三百五十匁年月日不詳、寄附人緒方儀門、仝七寸五分重量五匁年月日寄附人不詳

鎗　壹本

但寸法壹尺、重量貳百拾匁柄樫ニテ穗先黑

社藏記錄　兒湯郡荒武鄉彥權現、稻荷大神、牧神、下三財鄉稻荷若宮、東宮、祖母女明現、東宮權現

山田鄉那智權現、山王上三財鄉川上社、諏訪社、小松一乘、白鳥權現、新宮權現、年神加勢

鄉王宮年神內宮外宮年社三社二十五社祠官緒方大神惟次着風打烏帽子紗棕衣任先例專守社職

格式可抽奉精祈者

神道裁可狀如件

享保二年四月十一日

神祇官領長上三位侍從卜部朝臣　良連　花押

加勢神社　同村大字加勢、字南薗鎭座

社　格　村社

祭神　猿田彦命、大年神、天細女命の三神

由緒　本社は創建年時を詳にせず、唯伊東氏の代に創立したと傳うるのみ、舊藩主島津氏より社領高十石寄進せられ、頗る厚く崇敬した社である

『御神領高付』

一拾石　加瀬神領

内五石　王之宮領　赤木彌八

霜月十八日祭勤之

内五石　年神領　兒玉壹岐

境内神社　大將軍神社、祭神、岡象女命

天神社　同村大字寒川、字立花鎮座

社格　無格社

祭神　天穗田命、大山祇命の二神

由緒　本社の創建不明である、本郡東米良山、兒原稻荷神社傳に、（前略）其西陲に寒川と名くる地有、是卽ち大山積神誕生所の地なり、爰に舊祠有、山神神社と稱す、卽大山積命を祭る云々とありて、本社を指稱するも誕生の地に付ては、之を確證するの徵憑なし

社叢　丘阜の地にして雜樹繁茂せり

藤田神社　同村大字藤田、字堀内鎮座

社格　無格社

祭神　大年神、倉稻魂命の二神

由緒　本社の創建不明、天保四年四月二十二日災火に罹り、舊記寶物燒失したりと云う他に徵証とすへきもの更になし

芳野神社　三納村大字三納、字宮後鎮座

社格　村社

祭神　國常立命

由緒　本社の創建は、人皇第三十四代、推古天皇の御宇、百濟國淸寧王子、琳聖太子、上下七人乘船、着二大和國周防多々良濱一、二月十三日、奉二崇妙見三社大明神於吉敷郡氷上一是妙見鎮座初也、從レ是漸次現干美作妙見、下總妙見、阿波妙見。遷二座干諸所一本地爲二辨財天一也後又勸二請干九州肥後國八代郡白木一、永正元年自二肥後一八郡一、歷二米良山奥一多河原暫留二干上米良本山一又掛二腰於坂腰之尾八方塚一而後着二座干吉野山一、稱二吉野妙見三社大明神一是也、日州兒湯郡三納鄉鎮座爲宗廟也

前記社藏の由緒に依るときは、本社は永正以後の創建なること明瞭である、舊藩主島津氏より神領高拾石寄進せられ、內五石を以て黑木肥前をして祭主となし、正月元日、三月三日、

七月七日、九月廿八日晩、同廿九日、大祭十二月廿九日勤之
内三石黒木新左衛門をして、二月彼岸、六月廿九日、八月彼岸、同十五日、霜月始申ノ日、
祭勤之、神樂舞有
内七斗權祝子、黒木役十郎、二月十六日祭勤之
内一石三斗權祝子役、黒木玄番をして、五月五日、十月亥日祭勤之

平郡神社
同村大字平郡、字宮尾鎭座

社格　村社
祭神　大巳貴命、倉稻魂命の二神
由緒　不明、舊藩主島津氏の代、神領高寄進せられ、以て崇仰したることが窺はる、同藩家所藏の神領高調書、元祿七年のものに左の記事がある

一拾石　平郡神領
内五石　山王領　吉祥寺
二月七日、九月九日、祭勤之
十一月中の日
内貳石　同領　光妙院
六月二十九日、祭勤之

内三石　矢久度領　貴嶋肥後

霜月初午ノ日祭勤之

米良神社　西米良村大字小川、字中水流鎭座

社格　鄉社

祭神　大山祇命、岩長姫命の二神

由緒　本社の創建由來詳ならず、元祿十六年申五月七日の洪水に、神殿流失した、時に大洪水の爲に山岳崩壞し、河流を壅塞して、流域汎溢し、社宇漂浮流に溯ること數町、水凋るゝに從つて停止した所へ、拜殿を建て社殿は、丘上に再建したのである

傳說　磐長姫命、天孫の御意に叶はず、慙愧に堪へず五十鈴川を遡ぼつて此地へ入來り、遂に身を深淵に投じて薨去せられ、其御頭髮を神体とせしに、洪水の爲流失したと云ふ、遙拜所の南側に、紺碧を湛へる淵が夫れであると傳ふ

社叢　巨杉天を摩せんとせるの景趣なるも、社殿の構造眞に頽廢せる、特に痛嘆する所である

八幡神社　西米良村大字村所、字鶴鎭座

社格　村社

祭神　八幡大王宮

由緒　本社の創建は、延元十四年月日不詳、懷良親王の靈を奉齋する爲めに、菊池重爲が建設せし

社である、社傳に延元三年、征西將軍懷良親王鎭西に下降し、同十三年肥後國八代郡小野に薨ず、親王に一子あり、爵松丸と云　後宗良と號す、母は菊池武重の女にして、菊池重爲、宗良を奉して當地へ潛住し、延元十四年月日不詳、懷良親王の靈魂を尊崇して社を設け、大王宮と號し、其後宗良の靈魂を小大王と崇めて合祭せしものと云、年時不詳、菊池家米良彌太郎重鑑、豊前宇佐に請て宇佐八幡の稱號を用ゆと、棟札に曰奉再建宇佐八幡宮一宇、天正二年甲戌六月晦日、領主米良彌太郎重鑑とあり、社中に不開筐と名づくるものなり、中に齒骨と毛髮を藏す、是ぞ良宗の齒骨毛髮なりと云ひ傳ふ、亦刀身なき箒鞘のみあり、刀身は盜賊の手に奪はれたるものなりと云ふ、該刀は懷良親王の佩用せしものならんと

寶物

棟札壹枚天正二年甲戌六月晦日、奉再建宇佐八幡宮一宇領主米良彌太郎重鑑

劍　壹口

銘備州岡山住、國宗作長貳尺五寸通常刀にして、裝具銀地重量三百五拾匁、寄附人年月日及傳來の所由不詳

幕鎖　一口

無銘寸法四尺刀身なし、塗地剝去せり、懷良親王の佩帶せられたるものなりと云傳う

社叢　高丘の地にして雜木繁茂し、頗る森嚴に拜せらる

狹上稻荷神社　同村大字同、字狹上鎭座

社格　無格社

祭神　倉稻魂命縣保存の神社臺帳にあるも、事實左の四神である

大山祇命、大宮姫命、大巳貴命、菊池武光の四神を祭る

由緒

本社の創建年時詳ならざるも、社藏由緒により、頗る舊き社なるを窺知せらるべし、(畧)磐長姫命、米良山中に隱れ給ひ、大山祇命跡を慕ひて狹上の深山に跡を垂れ給ふ(畧)爰に御陵あり、然るに空國にして祭る者なし、時に人皇三十代欽明天皇の御宇、國中疫病發り、五穀不實、死者幾千萬と云ふを知らず、(畧)世降て當社御陵知る人稀なり、(畧)山中堂榮、奥田之尾勝房、山佐禮左近、西世法師の、四人兄弟狹上の東西南北に柴庵を結び(畧)西世法師夢に白髪の老翁來て、我は大山祇命なり、我陵を以て稻荷と祭り尊敬せば(畧)法師は山谷の狐魅我を犯すと敢て不用、又夢あり依て此神を祭る、(畧)其後米良佐太夫の時に新に建立あり其子孫米良右衞門と云ふあり、(畧)其子孫神司となり茲に居住す云々

安政三年丙辰十月十五日

國城山人便了房寫之

前記の由緒によれば、創建舊くして菊池氏入所後、氏の弟米良佐太夫の再興に係り、懷良親王及菊池家の祖先の靈を合祀したるものである、別當寺を附しあり、伽藍の幾部を存じ、附近に馬乘馬場の地名を殘している

寶物

釼一口　銅地に金箔長七寸五分の三叉

鏡一面　圓形徑三寸八分

棟札一枚　寛政元年十二月再興

社叢　大檜雜樹鬱蒼として森嚴なり、社地は村役場より嶮坂邊路四十五町の所にありて、頗る幽邃の地である

兒原神社　同村大字越野尾、字小春鎭座

社格　無格社

祭神　火明命、大山祇命、木花咲耶姫の三神

由緒　本社は創建詳ならず、享保五年十二月領主米良則信時代の棟札を藏するも、當時の創建なるか將再興なるか不明に屬す、舊米良領主時代、五社の一として頗る信仰し　祭事には領主自ら參拜し、或は代參せしなるを以て恒例となした社である

境内神社　年神社、祭神、大年命

地主神社、祭神、大國主神

霧島神社、祭神、彦火出見命

寶物　棟札　壹枚

寛政二年十一月、再興甲斐刑部

社叢　一ッ瀨川底を登る八町の山腹に社があり、老杉巨竹蔚然たり

銀鏡神社　東米良村大字銀鏡、字上原鎭座

社格　村社

祭神　岩長姫命、大山祇命、懐良親王の三神

由緒　本社の創建は、長享三年（延徳元年）三月十六日にして、往時同處に岩長姫命を奉祀せる社へ懐良親王の靈を合祀して、銀鏡神社と號したのである

境内神社　矢村神社、祭神、濱砂氏先祖の靈神

由緒　鈴木七郎重昌の靈魂及濱砂氏先祖の氏神にして、延享三年亥十一月二十九日、大願主天氏則祇

豆州八幡神社、祭神、應神天皇

由緒　延寛六年二月十五日、米良主勝天氏順公の創立で、小字中島山林へ勸請したのである、明治三年十一月十四日合祀す

皇天神宮、祭神、天照大神

由緒　寛永七年庚十一月十一日勸請した

神倉神社、祭神、山之神

由緒　萬治二年米良岩見守之采地へ重良の創立である

寶物　棟札弐枚創建長享二年二月、天氏丸重續添氏兼續奉再建延寶三年十二月米良主膳天氏則重、同彌次郎則治、神主濱砂伊右衛門、矢多邊重賢

鏡　四面

無銘寸法幅八寸形、上ニ記）重量弐百七拾匁

寄附人天氏、丸重續公源氏兼續

但寄附年月鑄文不詳

仝　無銘鎭社大明神、寸法幅八寸圓形、重量六拾匁

但し年月及鑄文寄附人不詳

仝　無銘寸法幅五寸、圓形重百六拾匁鑄文なし

但し年月日不詳寄附人菊池忠

無銘寸法幅五寸圓形重量九拾匁

但し年月日寄附人不詳

面　壹前

寸法長八寸幅六寸重量百五拾匁

但年月日寄附人不詳

社叢　雜樹蔚然壯嚴なり

尾八重神社　同村大字尾八重、字上村

社格　村社

祭神　大山祇命、大國主命の二神

由緒　本社は永正八年十一月二十三日、舊領主黑木吉英が鎭守の神として勸請したのである（尾八

重は舊字雄を用いしが米良氏領主となりて尾の字に改めたのである）

境内神社　靈社、祭神、岩枯彦命、天兒屋根命

社　叢　樹木蓊蒼たり森嚴に拜せらる

鎭守神社　同村大字中之又、字中野鎭座

社　格　無格社

祭　神　神武天皇、八幡大神、稻荷大神の三神

當社は永正元年七月二十一日、舊領主都甲惟忠の創建で。舊所の産土神として爾來部民厚く尊崇せし社である

上穗北村

南方神社　上穗北村大字南方、字宮畑鎭座

社　格　村社

祭　神　素盞嗚命、天樟日命、大山祇命、宇賀魂命、大巳貴命、足名椎命、手名椎命の七神

由　緒　本社の創建年時詳ならず、社藏棟札に。弘安九年丙戌九月二十九日と記せるものあるに依り當時の創建以前の社なりとせば。頗る遠く遡ぼり其舊き社なるを窺はる

寶　物　棟札弘安九年丙戌九月二十九日、觀應二年辛神十月十二日、正長二年己酉十一月二日、天文十三年、神五月五日、當御守護藤原朝臣義祐、令觀虎丸、並に御代官藤原祐富、大願主大宮司杉尾五郎三郎、日下部宗正、並に甚左衞門吉定內千鶴女文祿二年癸巳十二月二十日、大日那、高橋九郎殿元種、並に御代官花田民部殿行榮、元祿七年五月吉日、享保十九年甲寅

五月四日、御戸司寶乘寺、智光院、祠官長谷川石見守、義長、穗北村庄屋、松浦與兵衞、南方村庄屋兒玉儀左衞門、仝六年辛丑三月十七日、當領主延岡城主牧野幸之助殿、宮崎御代官、江尻喜多衞門、森左太夫、御戸司寶乘寺、祠官長谷川伊豆守、穗北村庄屋松浦與兵衞、南方村庄屋兒玉半左衞門、元文五年庚申十月吉日、御戸司寶乘寺智光院、祠官長谷川石見守義長、穗北村庄屋右仝人、南方村庄屋兒玉儀左衞門寶次、延享三年丙寅十一月二十日前仝上

寶曆三年癸酉三月吉日御戸司前仝人官祠前仝人、前仝村庄屋松浦與吉郎、前仝村庄屋兒玉宇右衞門、明和元年甲申十月吉日、御代官揖斐十太夫殿、富高御手代三島嘉兵衞殿、御戸司寶乘寺、祠官長谷川相模守、權祝子菊池筑後守、穗北村庄屋原楨吉次郎、南方庄屋兒玉卯右衞門、年寄新名七右衞門、松本慶兵衞、黑木平左衞門、平田治兵衞、安永五丙申十一月吉日、御代官揖斐富次郎殿、祠官長谷川相模守御戸司寶乘寺、南方村庄屋兒玉半左衞門、天保二年辛卯七月壹日御代官增屋大四郎殿、御戸司寶乘寺祠官長谷川豐前正、仝川越能登正、權祝子菊池隈岐正、庄屋黑木久兵衞、年寄黑木慶次郎、西川清右衞門、仝十年己亥六月吉日、御代官寺西藏太殿、御戸司寶乘寺、祠官右仝人、權祝子右仝人、庄屋黑木兵衞門、年寄橋口音右衞門、小川萬吉、嘉永四年十一月十二日、御代官豐前國日田池田岩之亟、御戸司右仝人、祠官右仝人、權祝子菊池近江正　政所長谷川山城正、御供役中村大隅正、庄屋右仝人、百姓代、善助、武平次、金平、八太郎、安政二年卯六月吉日、御代官右仝人、御戸司右仝人、祠官右仝人、庄屋右仝人、年寄米良善助、長谷川彦右衞門、百姓代橋口八右衞門阿萬政次郎、伊達兵太郎、橋口半九郎

明治二十四年卯三月二十三日、縣知事永峯彌吉殿、祠掌長谷川潔、村長黑木重藏、大世話人阿萬甚三郎、杉尾磯五郎、組合世話人黑木政吉、橋口得遺、鹿鳥助太郎、橋口半平、横山要之助、比江島常右衞門、黑木米吉、普請大世話人、阿萬與五郎、黑木常三郎、濱砂兵吉、村世話人、黑木富次郎、濱砂德次、黑木政太郎

面　貳個

足名推神、手名推神を奉唱、形は鬼面にて、寸法は竪七寸九分、横五寸、重量九拾五匁、壹個八拾貳匁、壹個ノ記銘文龜

二年甲戌二月より、昭和九年丁辰迄、二百七十年を經過す、仝年三月盜取りて、延岡獄谷宮に納め在り、同年十月十八日穗北村川越能登守、同村莊右衞門、南方村、彦右衞門、三名にて、取返し奉納す

社　叢　平坦の地にして、巨樟三十六尺のもの及雜樹鬱蒼たり頗る神威尊からしむ

穗北神社　仝村大字穗北、字串木鎭座

社　格　村社

祭　神　岩長姫命

由　緒　本社は由緒更に不明に屬す

合祀社　鹿島神社、祭神、武甕槌命

尾崎神社、仝　猿田彦命

高野神社、仝　豐斟渟命

二柱神社、仝　伊弉諾命、伊弉丹命

北嶽神社、仝　素盞嗚命

大年神社、仝　大年神卽年神

香取神社、仝　經津主神

諏訪神社、仝　建御名方神

山の神社、仝　大山祇神

寶物　棟札四枚天保六年未六月六日、檜祝子、菊地壹岐守重清、神主川越能登守重信、南明山如法禪師、日高仁右衞門盛信名外三枚

鉾四口

無銘燒刃裝具の地金鐵にて模様なし、寸法各八寸重量百五十匁

刀壹口

銘藤原輝行寸法、貳尺壹寸形八分反り燒刃直燒、重量二百貳拾匁、頭絹巻鍔鐵鞘黑塗明治十七年十一月二日、寄附人菊池重義

鎗壹枚

無銘燒刃不明裝具なし、寸法壹尺五寸、重量七拾六匁明治十四年巳十一月三日寄附人甲斐平太郎

以上の九神社は無格社にして由緒不明、明治四十三年五月七日本社へ合祀したのである。

社叢　高丘の地にして崇高にある。

調殿神社　仝村大字調殿字水洗鎭座

社格　村社

祭神　天兒屋根一神

相殿　神魂日命、生魂日命、高魂日命、玉魂日命、足魂日命、大宮此賣命、御食命、事代主命の八柱

由緒　本社は年時不詳回祿に逢ひしも、幸にして創建年時を証するに足るへき舊記を藏す、

略故號二整殿八幡宮一自夫以來次第相傳之苗胤。

天押雲命、天種子命

日本武命建二都橿原一帝宅經營、捧二持天璽、鏡、劔一奉二安。正殿一宮内立レ藏號、齋藏一、令天種子命、解除天祝詞太諄詞事宗源者也、爰　成務天皇五年乙亥二月、經二營正殿一始也、時代不レ絶再興、不レ怠二于今一相續宮居而座二鎭座一、天兒屋根命也

相殿神

天の八神殿

人皇六十代、醍醐天王延喜五乙丑十二月廿六日、從宣下始神樂畢（一千三十一年前）

承平四甲午十月廿九日再興　（九百九十九年前）

文延元癸酉年三月十三日再興

長元五壬申年十二月八日再興（八百九十九年前）

永保三癸亥年九月七日再興　（八百四十九年前）

保延三丁巳年五月十八日再興（七百九十年前）

養和元辛巳年潤二月再興　（七百五十一年前）

前記に依り、本社には延喜五年乙丑十二月廿六日、神樂始めの宣下にて之が執行を畢へ、尙其れより約三十五六年の承平四年に社殿再興、以後五回最終の再興七百七十八年至、此間の

由來を明にせる。恐らく本社を除いて他に、斯の如き舊き創建を立證すべき神社は縣内他に見ることは能きないのである、尚同記に左の神社を見る（插圖第一五）

稻荷大明神三柱

下社　大山祇女

中社　倉稻魂

上社　土祖神

寶物　刀一口長一尺八寸八分、豊州高田住、藤原輝行

棟札十枚、寶曆五天三月吉日、大宮司阿萬勘解由、明和九歲壬申八月、御料御代官所大宮司近江守爲壽、承應三年甲午卯月十九日、寛延二庚午以下大宮司岡田庄太夫、應安三年以下不明、天明八歲戊申十月、大宮司近江守爲壽、外數枚藏す

童子丸神社　仝村大字童子丸字槇の内鎭座

社格　村社

祭神　大巳貴命

由緒　當社の創建明ならず、社藏棟札に寛永四年丁初九月日、當守護藤原朝臣弘純とあるに依り、社の創建なりや否やを詳にせずと雖ども、社叢の狀態より考へるに、夫以前の社にして其古きを窺知せらる

寶物　棟札八枚寛永四丁祀九月、當守護藤原朝臣弘純、元祿八乙亥九月、御代官小長谷堪左衞門尉時就、寛文七年丁未十二月

日、大願主横山市右衛門長次、享保二年丁酉十二月四日、當守護牧野備後寺源成央、寶暦九年己卯十月日、御代官揖斐十太郎、寛政八年丙辰十月日、仝菅原谷五郎、文政甲申十一月日、仝高木作右衛門、嘉永六年癸丑四月二十四日、御郡代池田岩之亟等を藏せり

社叢　古樹蓊蒼として頗る森嚴にある。

廣島大明神社址　同村字川上に鎭座せしを明治四年穗北神社に合祠

辰ノ宮址　同村字串木に鎭座せしを前同上

神島神社址　同村字千畑に鎭座せしを前に同し

木城村

比木神社　木城村大字椎木、字比木鎭座

社格　鄕社

祭神　大己貴命、三穗津姬命の二神

由緒　本社は、人皇十三代、成務天皇御宇、武內宿禰を以て、國縣を分ち邑里を定む、時に日向國都合八千百拾町八段なり、其內比木方百町、郡司分百町の、宗廟と奉崇の五社大明神也、其創建は、仁壽二年壬申と記しあり、前記に依り本社の由來頗る遠きにあること歷然たり、而して歷代領主の尊仰厚く殊に舊藩主秋月氏所領するに至り、社領を寄せられ、祭事には參拜又は代參せしむるを以て恒例とし、領民亦深く尊崇して繁盛今も尙往時に異ならず

一書に當社の祭神を素盞嗚命、稻田姬命、大巳貴命、三穗津姬命、事代主命の五神としてある

本社の例祭は六月酉ノ日、九月酉ノ日。十一月酉ノ日とし、十二月は中の酉ノ日より里巡りと稱して、東臼杵郡南郷村神門神社へ神幸し、七日を經て還幸する舊慣例今に行なはれて居る、其依て起る所以は、本社の祭神は百濟國の福知王とし、神門神社の祭神は、禎嘉王である、とし禎嘉王は福知王の父にして、親子の關係あるが故に神行するを舊例とせり、然し本社建初の祭神は、前記五柱の神にして、素盞嗚命を主神とせり、然るに『日向地誌』は『日向風土記』を引て大巳貴命を祀れりとし、笠山道純か日向舊跡見聞錄にも、比木大明神は、大巳貴命云々とあり、亦本郡上江村、大年神社祭神は、福知王の母、支伎野と云ひ。例祭には比木神社より神幸の（上江村大年神社參照）例ありて、本社の、祭神並に由來に付き信疑相半する所あり、左に社傳を記して參考とせん

社　傳

比木大明神

　御社の御本地末

素盞嗚男尊

稻田姫命

大巳貴命

三穗津姫命

事代主命

於是大日本國西海路、筑紫之東南海中有於稱日向國（纂疏、有西南海中者、口傳也）五郡八院國也。人皇十三代帝成務天皇御宇、以武內宿禰分國縣定邑里。于時都合八千百十町八段也。其內比木方百町、郡司分百町之宗廟、奉崇五社大明神者也、事者神神殿有舊書。執朽切毀、損失餘以書寫者。爰兒湯郡新田庄之住居、小野朝臣、井上良光六十六歲也。雖爲老愚、任此等懇望已而云。文字點畫、毫墨引糸、過誤多少、漏落彼是、此彼之賴聖賢者歟。誠恐誠惶敬白。下書訖。

時元祿九丙子中秋寫

日州兒湯郡高鍋比木大明神本錄

日州兒湯高鍋比木大明神者、蓋所記百濟福智王也、按其所藏舊記曰百濟禎嘉王二十一年、讓位福智王、福智王立三年、百濟大亂、福智王與禎嘉王奔本邦、始到藝之嚴島。時、孝謙天皇天平勝寶八年丙申九月也。後二年戊戌秋、福智王更到日州兒湯郡蚊口浦、乃取所需鞍韉衣帶、眞干石上以乾之、因名其處曰毛比呂計。一云具良加計、遺蹤今尙存。既而欲卜其所當留住之地、乃以珠投地、珠飛走十有八里止、乃就而居焉。因名其所曰火弃。蓋取諸嚮道之義（嚮導此云久通能美知比義）禎嘉王則到日州臼杵郡金濱、入山中七十八里而留住焉。久之、寇至自百濟。禎嘉王迎遇于伊佐賀坂。連戰不利、禎嘉王爲流矢所中、王次子戰死。賊乘勝攻之益急。會福智王率石河內、中股雉野、渡河諸里之兵、從火弃來救、而患乏糧。有禎嘉王親信益見者、入山

射獵多獲麋鹿以兵食。此後世祭比木祠、必田獵以其所獲　爲豆實之綠也、既而禎嘉王病創竟不起、葬于塚原、立祠稱神門大明神、乃妃其祀葬于之伎野稱大歲大明神、又祀王次子伊佐賀坂、稱伊佐賀大明神。久之福智王薨葬火弃。其祠比弃大明神、妃附焉。亦太子、宰臣、及太子、乳母之祠隷焉。今稱太子祠曰若御子、宰臣曰一宮。乳母曰紅梅殿、嬪從十有二人皆葬于塚原。又嘗有王舍人七人、其裔世奉祀。建祠之後郡訛火、以故仁壽二年壬申、改火弃爲比木凡此厥祠莫尊於比木、而自古爲高鍋之鎭焉。而郡民之祈年禳災、皆莫不仰于此祠焉云。

右舊記所謂、無復左驗。葢百濟之事據東國通鑑。唐顯慶五年、新羅太宗王七年、百濟義慈王廿年、唐兵與新羅兵圍百濟都城拔之。王義慈降唐兵執之以皈。唐龍朔元年、新羅太宗王八年百濟宗室福信等立故王子扶餘豐爲王。豐嘗質於倭、福信起兵、與浮屠道琛迎立之。唐龍朔二年、新羅文武王二年。百濟福信專權、與豐浸相猜、豐掩斬之、遣使高勾麗倭國、乞師以拒唐兵、唐龍朔三年新羅文武王三年新羅王及唐兵攻百濟周留城拔之。扶餘豐奔高勾麗、百濟遂滅參諸日本書記、百濟王義慈入王子豐璋爲質、在舒明天皇三年。百濟遣達率闕名沙彌覺從告急、尋福信献唐俘、又乞師請救、並乞太子豐璋、在齊明天皇六年、本邦因百濟將遣救軍、在齊明天皇七年。本邦送豐璋于百濟使繼其位、在天智天皇元年。福信遭害、百濟隨滅、在天智天皇二年乃至孝謙天皇時、百濟王子金泰廉等朝貢事　無復及百濟事者、今觀舊記所道。似亦可疑雖然百濟之滅也、扶餘豐奔高勾麗。則其子孫以流寓尚冐故號、爲世讐所偪、又慕舊德而來此

歟。惟以事屬瑣尾故、不見紀於彼此之籍耳。伏惟本邦、神明垂統、列朝緝熙、寶祚之隆與天壤無窮、奉承本教、以仰慶重輝之、德崇尚舊典。而由仁民愛物之政。是以吳敗姓氏來奔、秦暴徐福逃入、自魯候赤帝之後。莫不嚮風慕化。至如三韓、則以藩服朝貢。獨百濟能保信義、終始如一。且唐虞之典、竺土之籍、皆百濟所貢。況復有若王仁以脊史之遺文、而寄秋津之舊讀。以啓文教、此其有功於國家亦既鉅焉。故及衰亂告急我、先王未嘗不爲圖存邺危也、因此觀之、亦安知百濟之遺民、不依皈我乎、此雖無史可據、既薨廟食、郡民至今賴之。是可以徵焉。其孰敢不尊且信哉。是歲日州奈珂郡上田島庄、佛日山大光拙堂禪師適來。此是比木詞舊記也、然文字鄙俚、不足以示世、傳遠奉祠之徒私病焉。嘗欲令余修之、然非吾事也。願煩吾子敢固以請。余曰、惟懼薄技以爲神之羞、且傷師之明易敢不聽命、於是因前志修撰、以貽之。

寶曆五年乙亥六月穀旦

甲斐州山梨郡山王社神主

信濃守從五位下　源朝臣光章謹撰

天保三辰年九月吉日寫之　長友司宗義

右書中に比木祠の舊記を示したと云ふ、佛日山の拙堂禪師とあるは今佐土原町に在る、大光寺第一代開山にして『伽藍開基記』には左の如く記してある。

日向國佛日山大光寺、康安二年八月云々。開山禪師諱長甫、號嶽翁、勢洲人也云々。偶仗

錫遊日州。大守田島氏一見如平生歡。就佛日山創大光禪寺、延師爲第一代開山。湧殿飛樓照映林巒、千櫩列而巍々、四集雲集　道風益盛云々。

要するに百濟滅亡の前後。舒明天皇に於て豐璋が質となつてより、其送還されし天智天皇の時代までは、彼我載籍の徵する所なるも其後の事は更らに見る所がないので疑なしとせず、併し從來百濟は信義を保ち、且つ多くの典籍を貢獻して、大いに文教を啓いた功がある故に本邦亦た彼れが乞ふまゝに、屢々其の存を圖り危を邺んだのであるが、此等の事情に因つて觀ても、福智王等の事は、强ちに其跡無しとすること能はざるも本社並に神門、大年の各主神とは考證し難かるべし、要するに當年外人が漂來歸化して文教を地方民衆に傳へしに依り民衆亦之等を敬虔し死後古き創建の前記各社へ併祀せしものを後世主神と誤傳したものと解すべし神門神社は大山祇命が主神であつたことは歷然たる所である

境内神社　若御子神社、祭神　事代主神

一ノ宮神社、同、　大國主神

稻荷神社、　同、　宇賀御魂命

左大神社、　同、　不明

右大神社、　同、　同上

合祀社　菅原神社、　同、　菅原道眞公

寶物　鏡二面、圓形、徑九寸八分、鑄文三津穗姫命
同徑一尺二寸鑄文大已貴命
刀九口、長二尺四寸、銘國次作
仝　仝二尺三寸無銘
仝　仝二尺一寸、銘備前守作
仝　仝二尺二寸五分、無銘
仝　仝一尺九寸五分、銘藤原忠吉作
仝　仝二尺二寸三分、仝源左衞門尉作
仝　仝一尺七寸七分、仝藤原包永作
仝　仝二尺三寸、仝細川忠正作
仝　仝七寸一分、仝吉輝作清和源氏野間主

社叢　大樟巨樹鬱蒼として、頗る森嚴に拜す。

伊勢神社　同村大字椎木、字比木鎭座
社格　村社
祭神　天照大神

多賀神社　同村大字同字岩淵鎭座
社格　村社

祭神　伊弉諾命

八坂神社　同村大字同字四日市鎮座

社格　村社

祭神　速須佐男之命

菅原神社　同村大字同字田畑鎮座

社格　村社

祭神　大國主命　出雲大社の分靈を奉齋したと傳うのみ他に由緒なし

水分神社　同村大字同字高城鎮座

社格　村社

祭神　品陀和氣命

八幡神社　同村大字同、字下鶴鎮座

社格　村社

祭神　應神天皇、豊前宇佐神宮の分靈を奉祀したと傳うのみ他に由緒なし

菅原神社　同村大字同字田神鎮座

社格　村社

祭神　菅原道眞公　筑前大宰府天滿宮の分靈を奉祀と傳う他に由緒なし

日子神社　同村大字同字岩戸鎮座
社　格　村社
祭　神　彦火出見命
塚原神社　同村大字同字仁君谷鎮座
社　格　村社
祭　神　菅原道眞公　筑前大宰府天滿宮の分靈を奉祀と傳う他に由緒なし
石　神社　同村大字石河内字神前鎮座
社　格　村社
祭　神　豐岩窓戸神
川原神社　同村大字川原字本村鎮座
社　格　村社
祭　神　大山祇命
三石神社　同村大字石河内字芋ヶ八重鎮座
村　格　村社
祭　神　天之御中主神

以上ノ十三神は、創建並に由緒更に不明に屬す

大山祇神社　同村大字石河内字鶴懐鎮座

社格　無格社

祭神　大山祇命

由緒　本社の創建は神田他八の祖、重吉が年時不詳社殿を創立して崇敬せしに肇まり、逐年近郷遠閭より崇仰し、舊藩主の内室厚く崇敬して。祭事には代參の恒例ありたり　社に享保年間再興の棟札を藏するに依り、舊きを窺ひ知らるべし。

寶物　棟札二枚上棟山神御殿再興、享保三年戊十二月二十一日、永友斗馬御殿再興、天保十一年二月十四日

多賀神社　川南村大字川南字白髪鎮座

社格　郷社

祭神　伊弉諾命、速須佐之男命、猿田彦命の三神

由緒　當神社は、文政十一年正月二十三日の夜回祿に逢ひ、舊記寶物の類悉く燒失し、爲に創建其他の由緒不明なるも、往時より白髭大明神と稱し、藩主並に庶民の尊崇頗る厚く、秋月氏より神領四石五斗及祭典料米並に祭器社殿造營等一切寄進せられ、尚社の中央より三十間方と畑一町四反九畝二十九歩寄進ありしが、明治初年廢藩に際して之を失なひ、同四年社名は現今に改めたのである。

合祀社　稻荷神社、祭神、宇賀魂命　明治四十年九月九日合祀

大山祇神社、祭神、大山祇命　同年四月十日合祀

寶物　棟札、二枚、寛政七乙卯十一月九日、社主普賢院、天保九年三月十五日、社主密善院

鏡　一面　圓形無文徑八寸

劍　一口　長二尺三寸七分無銘

社叢　高層の地にして、大杉古樹鬱蒼。頗る森嚴に拜せらる

甘漬神社　同村大字川南字出口東鎭座

社格　村社

祭神　大巳貴命

由緒　本社の創建年時詳ならずと雖とも、社藏棟札に、天文年間のものあるにより。古き建立なるべし。舊藩時代には別當觀音寺あり、藩主より神領高七石、社殿の營繕祭典料米、及祭器の類一切寄進せられ、以て厚く崇敬を捧げたる社である

境內神社　稻荷神社、祭神、宇賀魂命

山の神社、同、大山祇命

愛宕神社、同、火產靈命

水神社、同、水波女命

海神社、同、三筒男神

粟野神社、同、不詳
聖　神　社、同上
伊豆能女神社、同上
沫那岐神社、祭神、不明
天水分神社、同上

合祀社　火產靈神社、祭神。淤迦美神　明治四十年七月二十六日合祀
愛宕神社。同、　大年神　同上
大山積神社、同、邇々杵尊宇賀魂命、同上
菅原神社、　同、菅原道眞公　同上

以上の十四神は、創建の由來詳ならず

寶　物

棟札、三枚、奉造立日州新納院、甘漬山觀寺智坊龍尊　白敬、熊野山三所大權現守護所、天文六季丁酉卯月吉辰日、慶長二季丁酉卯月吉日、社主觀音寺圓智坊、寛永七丁未十二月二十五日等を有す
鏡、三面、圓形徑三寸八分、同二寸二分同三寸三分
刀、二口、長二尺三寸七分、無銘長二尺一寸無銘

社　叢　丘端臺地にして景勝に富み、古樹蔚然たり

三嶋神社　同村大字川南字中猪ノ久保鎭座

社格　村社

祭神　大山祇命、事代主命の二神

由緒　當社の創建其他不明に屬するも、社藏棟札に、慶長八年再興とあるに依り其以前なるを證せらる

合祀社　貴舟神社、祭神、闇淤賀美神　明治四十年九月七日合祀

稻荷神社、同、倉稻魂命　大正二年六月十八日同上

新田神社、同、高淤賀美神　明治四十一年九月九日同上

稻荷神社、同、倉稻魂命　同上

菅原神社、同、菅原道眞公　同上

寶物　棟札、一札、慶長八年卯月吉日、願主河野久左衞門勝通

細野神社　同村大字同字細野鎭座

社格　村社

祭神　饒速日命、大山祇命の二神

由緒　創建其他不明

霧島神社　同村大字川南字下山鎭座

社格　村社

祭　神　邇々杵尊、宇賀魂命の二神

由　緒　本社の由來不明なるも、社に藏する棟札に、奉再興、文明十八年(四百五十年前)並に祭田一段半等の記錄を有するにより、創建頗る古きを窺知せらる

合祀社　御年神社、祭神、御年神　　字藏座に存た明治四十年十二月三日合祀

御年神社、同、　倉稻魂命　　明治四十一年四月二十九日合祀

寶　物　棟札、四枚、奉再興神殿一宇、文明十八年十二月、承應元年十一月吉日、正德五年十二月十一日、寛文六年十一月吉日、享保五年十二月吉日等を有す

參　考　當地は上代の交道であつた都農町に通ずる順路、藏座、黑岩、沓袋、込口、細、轟等あり

市那波神社　同村大字同字虛空藏鎭座

祭　神　大物主神

菅原神社　同村大字同字川の上鎭座

祭　神　菅原道眞公、阿須波神、日本武命の三神

北山神社　同村大字平田字平鈴鎭座

祭　神　不明

境內神社　稻荷神社、祭神、宇賀魂命

以上の三社は社格村なるも、由緒更に不明

平田神社　同村大字平田字宮本鎮座

社格　鄉社

祭神　日本武命、御年神の二神

由緒　本社の由來に就ては、舊記の類所藏せさるに依り、不明に屬す、口碑の傳うる所、日本武命熊襲御征討の當年御駐營ありし其址へ、後年社殿を建てゝ命を奉齋したと云、社の南方なる丘上に、山城址がある、命の御居城と古く傳稱せり

境内神社　妙儀神社、祭神、健稻種命、若酢媛命

若宮神社、同、御子神

白鳥神社、同　上

愛宕神社、同、火產靈神

稻荷神社、同、宇賀魂神

痘神社、同、大那牟遲神

美年神社、同、大物主神

山之神社、同、大山祇神

境内祖靈社、同、不明

合祀社　菅原神社、同、菅原道眞公

霧島神社、同、　瓊々杵命
熊野神社、同、　速玉男命、事解男命

寶物　女神像一軀、木製座像高一尺一寸壯重神嚴ノ御相テ延喜式ノ作
棟札二枚、文祿三年十一月日、高神介正久、元文五年二月、大宮司大善坊
鏡一面　圓形徑六寸三分

社叢　小臺の地にして、老檜杉樹、蔚然たるもの數木あり社の尊嚴彌崇し（插圖第一六、一七）

龍野神社　同村大字平田字琵琶城鎭座
祭社　雷神

阿諏訪神社　同村大字川南字諏訪鎭座
祭神　健御名方神

御年神社　同村大字同字前の田鎭座
祭神　大年神

熊野神社　同村大字西の別府鎭座
祭神　須佐能男命、速玉男命、事解男命の三柱
合祀社　菅原神社、祭神、菅原道眞公　大正二年五月二十六日合祀
山の神社、同、　大山祇命　同上

寶物　刀、一口、長二尺三寸、裝具金銀細工付、山之口神社の寶物ナリ

御年神社　同村大字同字勝司ケ別府鎮座

祭神　大年神

鴨神社　同村大字同字櫻の本鎮座

祭神　高彦根神

以上六神社は無格社にして、創建並に由來等更に不明。

愛宕神社　同村大字同字大内西平鎮座

社格　村社

祭神　大山祇神、火產靈命の二柱

合祀社　愛宕神社、祭神、火產靈命　舊稱山の神社を現名に變更し明治四十二年八月十三日合祀

御年神社　同村大字同字下野田鎮座

祭神　大年神

稻荷神社　同村大字同字登口鎮座

祭神　宇賀魂命、須佐能男命の二柱

以上の二社は無格社にして由緒不明

川南神社　同村大字同字黑石鎮座

社格　村社

祭神　伊弉諾命、大年神の二柱

由緒　當社には舊記所藏せざる爲に由緒不明である、同村字沓袋鎭座の大年神社、祭神、大年神を合祀し、往時少宮神社と稱へしを、現時の社名に改めたのである。

八幡神社　同村大字同字八幡鎭座

祭神　品陀別命

山の神社　同村大字同字込の口鎭座

祭神　大山祇命、大年神の二柱

合祀社　早鳥神社、祭神、菅原道眞公　明治四十一年四月二十九日合祀

金刀毘羅神社　同村大字同字道東鎭座

祭神　大物主神

御年神社　同村大字同字東肥鎭座

祭神　倉稻魂命

春日神社　同村大字同字須田久保鎭座

祭神　建御加豆智命、天之兒屋根命の二柱

以上の五社は無格社にして、勸請年時其他の由來更に不明

都農町

都農神社　都農町大字川北字宮野尾鎮座

社格　國幣小社

祭神　大巳貴命

由緒　鎮座年月不詳、或考證云。承和四年八月壬申日向國兒湯郡都農神預官社、同十年日向國無位都農神奉授從五位、天安二年十月二十二日、授日向國從五位下都農神從四位上、推古天皇の御宇秦河勝奉勅奉献せしなりとぞ云傳うる神寶、鬼面形一枚存在せり古老云都農神は神武天皇日向國を立せ給ひし時奉祀り賜ひとそ言なる、そは南十一里餘にして宮崎郡に神武天皇を祭りて、宮崎神社とぞ申すなる北十二里餘にして美々津と云う海邊に立磐神社と云ふを祭れり境内に神武天皇御腰掛の石と云ふあり昔天皇御腰を掛け給ひて此の所より船出し給ひし石とて今にこの石を土民信仰しあり、和漢三才圖繪に、都農大明神兒湯郡宮村にあり、祭神一座大巳貴命、號宮崎社とあるにても、神武天皇日向宮崎を立せ給ひし時、重く祭り給ひしによりて宮崎社とも云ひしなりけん、今も鎮座の村の名を、宮尾又は宮村とそ云ひける、塵添壒嚢抄曰、日向國兒湯郡吐濃峯と云峯あり、神をいます吐乃大明神とぞ申なる

昔神功皇后新羅をうち給ひしとき、此の神を請し給ひて、御船にのせ給ひて、舳を令護給ひける、新羅をうちとりて、皈り給ひて後、韜馬峯と申す所におはして、弓躰給ひけるとき、土の中より黒き物頭さし出しけるを、弓のはずにて掘出し玉ひければ、男一人女一人ぞ有け

る、其を神人として召仕ひけり、其子孫今に殘れり、これを頭黒と云、始てほり出さるゝとき、頭黒くてさしだしたりける故にや、子孫はびこれるが疫病に死失せて二人になりたりけり、其事を刀の國説に云へるは日々死に盡きて、僅かに殘れる男女二口といへり、これは國守神人をかりつかひて、國役にしたがわしむる故に、明神いかりをなし給ひてあしき病をこりて死にけるなり和名抄に都吹、都農、韓家などいふ郷名もあり、さて神功皇后三韓御征討の時、都農神を請し重み給ひしことも、神武天皇日向國を立せ給ひて、大和國なる八十梟師等を撃ち平げ、天下を治め給ふやんことなき神事の跡を追ひ給ひ、新羅を言向賜ひて神功皇后今の宮村に、宮柱太敷立、崇敬なし給ひしなるべし、されど天正年間豊後國大友宗麟日向に亂入す、其時の神官金丸紋五郎と云者、神璽を守護して、兵火の難を尾鈴の山中、都農崎と云ふ所に避けて潜居し兵亂治まりて後、また今の宮村に祭れりとぞ申すなる、神殿並に建物、及緣起等兵火に罹り、一切灰燼となれり、惜むべしかなしむべし、されど神威赫々として明治四年十月國幣小社に列せられたり、尊むべし敬すべし例祭十一月五日、私祭大陰六月二十九日、十一月初申酉

本社は日向國式内神社四座の一で『日向國一の宮』と稱した所である延喜式に兒湯の郡都農神社あり『諸神根元抄中卷諸國一宮神名帳』に都農神大巳貴神日向國と見る創建の古きを窺知せられ歴代朝廷厚く信仰せられたること前記緣起書中三度位階昇叙に依つて明瞭せり延寶三年

橘三喜が一宮巡詣記に曰く

九月十三日申刻津野村に至り、大明神にまうでぬるに、豊後の國主大友宗麟薩摩をせめし時あまたの社を焼きはらひ縁起、古記、御寶物なご悉くうせぬ、其後取立る人もなしとて、僅の小社となり御名をさへ知らず、只明神とのみいへり、されども年老たる宮守を尋出して古き事ども語らせ、棟札など見て、日向の一宮とは知りぬ、是によりて『豊葦原一宮記』を書て宮守のもとへ遣はし侍りぬ。都農町はづれに、二つの鳥居の趾あり、社より十四五町程海邊に、三の鳥居の趾あり、其所を鳥居原と云、とあるを看れば、一時荒廢して居つたであろう現時は舊に復し、境域六千五百四十九坪を有せり（挿圖第一八）

菅原神社　仝町大字川北字尾立鎭座

社格　村社

祭神　菅原道眞公

合祀社　菅原神社、祭神、菅原道眞公　明治四十一年十一月十一日合祀

八坂神社、同、速須佐之男命　仝　年十二月十一日　同

菅原神社、同、菅原道眞公　同　四十二年三月三日　同

寶物

棟札八枚、寶暦十年庚申十一月十四日願主海野吉右衞門、文化四年丁卯霜月十四日、成慶院並氏子、享保十二年丁未十一月十三日、安永五年丙申霜月十三日外は略す

菅原神社　同町大字同字心見上肥鎭座

社格　村社

祭神　菅原道眞公

合祀社　菅原神社、祭神、菅原道眞公　明治四十一年十一月十九日合祀

熊野神社、同、速玉男命、事解男命、菊理姫命　明治四十一年十月十二日合祀

寶物　棟札四枚、享保三年戊閏月日不明、天保九年戊戌四月二十九日、外は略す

菅原神社　同町大字同字鍛冶屋敷鎭座

社格　村社

祭神　菅原道眞公

寶物　棟札六枚、天正九年辛巳十一月廿日、元和九年癸亥十一月、大宮司豐木與兵衞、享保七年壬寅十一月吉祥日、享保二年壬戌霜月十九日、願主眞應院外省略す

鏡三面、圓形徑三寸五分、同三寸九分、同四寸七分

由緒　前記三社には、古書記錄を藏せず、爲に勸請其他の由來不明である

尾鈴神社　同町大字同字尾鈴嶽鎭座、遙拜所は字本和田に在

社格　村社

祭神　饒速日命

由緒

本社殿は尾鈴山の頂上鉾峯と稱し、低地より約五里の所に一小石祠が建てられてあり、爲に容易に參拜するを得ず、故に遙拜所を鳥居尾と稱する、二里餘の上山に建設してあつた、所が明治四年九月火災に罹り、所藏の舊記寶物悉く燒失して、創建其他の由來不明である

高鍋秋月氏記錄『本藩實錄』に、天明元年辛丑六月十七日、秋月種茂、爲御祈兩尾鈴山御參詣昨夜御供揃九つ時御出、木和田にて御少休登山暫御止、都農御假屋被爲入御休息、夕方御發駕、曉七ツ半時過御歸城云云とありて、雨乞の神として藩主並に領民共に厚く信仰せし社にして、其創建は天明以前なるを窺知せらるべし

『日本地名便覽』に、鈴嶽は日向の高山なり、潔齋して參詣すべし云々とあり、遙拜所より三十町を登る所に、高三百尺の瀑布がある、饒速日命、御降臨當年鏃を研き給ひし所と稱し、又石舟と稱する巨石舟形をなせるものあり、命御乘用の舟が石に化したと云ひ傳へ、白晝音樂を聞くあり、又競馬場を見出し或は、湖水の表現する等、奇怪事が次ぎから次へと續發すると里俗の傳稱である。

寶物

鉾五本、眞鍮製長一尺三寸六分、形狀三叉、量百九十匁、同二尺四寸五分、同形量七十匁、同長七寸、同一尺四寸二分三叉形、量百匁外に鐵製一

鏡二面、圓形徑七寸五分無紋、圓形徑四寸八分無紋

仝二面、圓形徑三寸五分鐵製圓形徑八寸九分五厘無紋、遙拜所に藏す

幣一、眞鍮製、長二尺四寸五分、天保三年壬辰、夏久しく不雨、祈禱百拜越七月二十二日、岡本勝從攝吾公乞雨嶽神拜伏

神庭、三書夜、公受封始止宿嶽嶺、故奉幣帛賽

八幡神社　同町大字同字原田鎮座

祭神　品陀和氣命

寶物

棟札　拾參枚

一、寛永三年丙戌十月廿九日　法印源貞金丸善兵衞

一、仝十七年庚辰九月吉日　河野久助

一、延享三年丙寅正月廿五日　座主大泉坊

一、安永二年癸巳二月廿七日　寶源坊

一、寶曆十二年壬午十月廿七日　座主寶成院

一、享和三年癸亥十月吉日　右仝人

一、天保十二年丑霜月吉日　法慶院大勝院實成院

一、萬延元年庚申十一月吉日　寶度院

一、明治九年丙子九月廿六日　吉川藤康外五名

一、寛永十七年庚辰九月吉日　本願本司左近

一、享保三年三月吉日　大泉坊、但鳥居

一、天明七年丁未十月十六日　大願主大乘院、但鳥居

一、文化六年巳巳十月十七日　願主大成院、但鳥居

山神社　同町大字同字立野鎮座

祭神　龍田彦神。大山津見神の二神

寶物　棟札　二枚

一、延寶五年丁巳十一月吉日　本願村中

一、享保十九年甲寅十一月吉日　大願主黒木彌兵衛　以上

八坂神社

同町大字同字都農中町鎮座

祭神　速素盞嗚命、國常立神、水波女命、火產靈神、武甕槌神、齊主命、天兒屋根命、比賣命、大山祇命。吉備津姫命、菅原道眞公、外十二神

寶物　一、棟札　三枚

文化十三年丙子六月十二日　大願主緒方八直重中

文政三年寅霜月十八日　願主緒方門兵衛

嘉永六年癸丑六月十四日　姓名無之

一、鏡　一面

無銘寸法八寸一分、圓形鑄文なし、重量三百匁、明治十四年一月吉日、寄附人河野龜吉　以上

合祀社

菅原神社。字湯の本鎮座、祭神、菅原道眞　明治四十一年十月二日合祀

寶物　棟札　二枚

元始元年甲子十一月吉日他は略す

北山神社、字湯ノ本鎮座、祭神、大山祇命　同上

愛宕神社、前同所鎮座、祭神國常立命　同年十一月二十九日合祀
菅原神社、字都農中町鎮座、祭神、菅原道眞　同四十一年十月十五日合祀

寶物

棟札　三枚

享保十五年戊十二月吉日、寶永二年七月吉日、安政元年十月廿五日之有ス

春日神社、字道籠鎮座、祭神、武甕槌命、齊主命、天兒屋根命、比賣命、同年十二月十三日合祀
菅原神社、字藤見鎮座、祭神菅原道眞（本社には字木戸平鎮座、吉備津神社、祭神吉備津彦命、吉備津姫命を明治四十五年六月二十五日合祀したのである）四十五年七月十五日合祀
川上神社、字川上田鎮座、祭神國常立命　大正元年八月八日合祀
山宮神社、字川神田鎮座、祭神大山祇神　同
水神社、字木戸平鎮座、祭神、水波女命　同

吉備神社

寶物

棟札　七枚

慶安三年九月二十三日、享保二年九月二十二日、文政二年卯九月二十三日、他略

鉾　一本

銅製長六寸、巾六分厚一分量五十匁

鏡　一面　丹形徑三寸

上名貫神社　同町大字同字川原田鎮座

祭　神　菅原道眞公

寶　物　棟札　二枚

天保四年癸巳十一月吉日、大願主寶珠山三治、外略

八坂神社　同町大字同字新田鎮座

祭　神　速須佐能男命

合祀社　菅原神社　祭神　菅原道眞公　明治四十一年六月十三日合祀

愛宕神社　同　火產靈命　同

八幡神社　同　品陀和氣命　同年五月二十日合祀

三日月神社　同　月讀命　同四十四年十二月六日合祀

寶　物　棟札　三校

天明五年乙巳六月十四日他は略

熊野神社　同町大字同、字後谷鎮座

祭　神　早玉男命、事解男命、菊理姫命

寶　物　一、棟札　八枚

大永六丙戌年十一月十二日　代官並大給人

慶長十七年壬子十一月七日　河野藤左衛門
延寶六年戊十一月十四日　河野宇左衛門
享保八年癸卯十二月二十二日　河野四郎左衛門
寶暦四年申戌十一月十四日　河野安之十
外三枚略　以上

菅原神社　同町大字同字山神鎭座
祭神　菅原道眞公
寶物　棟札　三枚
永祿二年十二月十一日　藤原重勝
嘉永二年三月十日　金丸彦太郎
外略

合祀社　若宮神社　字平山鎭座、祭神、大鶴鷦命　大正二年二月十四日合祀
寶物　棟札　二枚
寶暦五年八月吉日、明暦二年三月吉日

前上七神社は創立年時を詳にせず、併熊野神社は大永六年の棟札、四百八十年のものを藏し菅原神社の永祿二年、三百七十三年前の棟札を見るにより、創建の古きを窺知せらる

菅原神社　同町大字同字西原鎭座

祭　神　菅原道眞公

寶　物　棟札　一枚

正德三年巳十一月十六日　河野次郎吉、半次郎　外略

金刀毘羅神社　同町大字同字尾鈴鼻鎭座

祭　神　丈物主神

寶　物　棟札　二枚

弘化四年未年月日不詳、他は略

水神社　同町大字同字岡田鎭座

祭　神　水波女命

菅原神社　同町大字同字山末鎭座

祭　神　菅原道眞公

寶　物　棟札　六枚

慶長五年、享保二酉年、寛政十一年未十一月二十一日　外略

菅原神社　同町大字同字福原尾鎭座

祭　神　菅原道眞公

菅原神社　同町大字同字岩山鎭座

祭神　菅原道眞公

菅原神社　同町大字同字鼓鎭座

祭神　菅原道眞公

菅原神社　同町大字同字宮川鎭座

祭神　菅原道眞公

寶物　棟札　五枚

享保三年丙戌十月吉日　海野八左衞門

元祿三年午十月吉日　仝人

安永二年癸巳霜月八日　海野茂兵衞

元和七年酉十一月吉日　海野長助

若宮神社　同町大字同字平山鎭座

祭神　大鷦鷯命

祖靈社　同町大字同宮ノ尾鎭座

以上十神社は、觀請の年時詳ならず、爲めに由緒不明である

美々津町

立磐神社　美々津町字上町鎭座（挿圖一九）

社格　鄕社

祭神　底筒男神、中筒男神、表筒男神の三神

由緒　本社の創建に付ては神武天皇東遷後間もなく奉祀せしと傳うるも、何等徴證となるべきものなきを以て明でない、元和九年二月再興と記せる、棟札を藏せるにより、舊き社たることは窺ひ知らるゝのである、境内に神武天皇腰掛け給ひしと傳うる石か社頭に存じて居る、此地天皇東遷の時船を艤し給ひし所にて、社の東方河向に、立岩權現と稱する小社がある、其社の後方に高五十尺位の大岩あり、同所より御出船遊ばされたと云傳ふ

傳說　美々津町は、神武天皇御東征御乘船の港とぞ、今も此地の風俗、毎年八月朔に、天皇御出船の日なりとて、家々團子を製して祝ひ奉る、之を搗き入れだん子と云、天皇の御出舟早くなりし爲、小豆と粉と練り雜せて天皇に獻つたと云、今に其風習が遺つて居る、そして其が黎明時であつた、其遺例が今も尙存し、各戸の人は朝早く起き出でゝ起きよ〳〵と呼びあるき之を嘉例となして居る

『太宰管內志』に、

耳川を渡りて、町はづれ地方に立岩權現とて　耳川の邊、町の入口に社あり、御社の後に大岩あり、廻り貳町許りにして、高さは五丈許り、築立たる大岩なり、此地、神武天皇の船出給ひし所なりと云ふ、耳川は船渡しなり

又た『日向雜記』に

美々津は、神武天皇東征御乗船の港とぞ。今も此地の風俗、毎年八月朔に天皇御船出の日なりとて、家々餅を製して祝ひ奉る、其日東雲の時より人々起き出て、民家の前をオキヨ〳〵と呼びあるくを以て嘉例となせり、美々津は古名御津歟とも曰へり。立岩神社の境内なる御腰掛石も、神武帝此にいこはせ給へる跡と傳へり

『日向襲高千穗神代圖』にも

美々川ハ、神武天皇東夷御征伐ノ時、御乘船ノ港ナリ

『日向神跡考略抄ニ』

此社神武天皇社ノ八月一日、家々餅ヲ製シテ、御船出ヲ祝シ奉ル、前夜ヨリ通夜シテ朔日ノ東雲ニ御發ナリ、起キヨ〳〵ト謂テ戸モ破ル、如ク叩クヲ以テ嘉例トシ、男ハ篠竹、女ハ何カ木ノ枝ニ短冊ヲ付ケタルヲ神前ニ奉ルナリトアルモ、當時ノ名殘ナル可クオボエレバナリ大年（一時高鍋藩主ニ任ヘタル大阪ノ人名和大年ナラン）云フ、此事美々津ニモ嘉例トスルヨシナリ。ソノ地立磐神社ノ邊ニ神武天皇御腰掛石ト云フ有リ、又地名ノミ、ツト云フモ御津トイヒシガ、ナマレルナルベクオボユ、サレバカノ宮崎ノ宮ヲ發シ給ヒテ、此御津ヨリ御船ニノリタマヒツルナルベシ云々、

『都農神社纂記』ニモ左ノ如ク記シテアル。

（前畧）此ノ方二里余ノ處ニ、美々津川ト云フ川アリ、此川ヤガテ、天皇御乘船アラセラレシ

港口ニシテ、爰ニテ御腰ヲ掛ケサセ給ヒシトイフ石、今ニナヲ現存セリ云々。

なほ本社に關して左の如き事を傳へて居る。

一、美々津港口に三個の岩嶼がある。その東方の一嶼を八重（ヤヘ）といひ西方の二嶼を黒瀬（クロセ）といふ。そして之れを總稱して黒八重（クロハエ）（礁）（ハエ）と云ふ。周圍約十五町（イチ）もあるべく、此の兩嶼の間を一ノ瀬（セ）といひ、天皇の御船の通路に當つたとて、地方の船夫等深く之れを畏み。古來こゝには船をやることをせぬ。

一、八朔は天皇海路御出發の日にて、遂に御還幸なかつたので。これ亦た地方の船舶は其日に當港を出帆して東航することをせぬ。

一、八朔の日に、御通路に當つた家々では『搗き入れ團子』といつて、米粉と小豆とを混搗したる一種の團子を製して之れを神前に供ふる慣例がある。これは天皇に献ずべく準備せしに、御出發の時刻切迫して、精製の遑なかつたので、未成のまま献じたと云ふに起る。

一、御出發前、日々紙凧を揚げて、遠く海上の風向を測らしめられん故。今も八月には、紙凧を揚ぐる慣例がある。

一、天皇御出發に際し、立ちながら御衣の綻びを縫はせたまうた。故に神社附近の地を『立縫里（タチヌイノサト）』と稱する。古歌に

美々津とは　たかいひそめし旅衣

寶物　一面二個（挿圖第二〇）

棟札　八枚

元和九年二月再興　修造奉行　内田市衞門　大宮司　天氏

寶文八年三月再興　内田新之亟　坂田宮内　大宮司　寺原八右衞門

寶永二年十一月再興　山田隼人　森平左衞門　寺原藤左衞門

享保九年甲辰四月再興　寺原若狹守　藤原重賢

享和三年卯月再興　三好郡太左衞門　大宮司　宮木中務

他　略

一、鏡　五面

無銘鑄文なし徑五寸重量八十匁　二面

仝上にして徑四寸五分重量四十匁　三面

右何れも傳來の品にて寄附人年月日並所由等不詳

一、劍　一口

無銘にして燒刃不明寸法二尺一寸重量二百二十匁、年月日寄附人傳來の所由不詳

社叢　美々津河に浴ひ古樹鬱蒼として景勝森嚴にある

愛宕神社　同町大字高松字上別府鎭座

祭神　火産靈命、大物主命の二神

寶物　棟札　五枚

慶長三年十二月再興　秋月三郎種長、大光院祐守

寛文十二年十一月再興　森宇左衛門尉、西村内蔵亟、千手院清貞

外略

鏡　一面

無銘、寸法徑五寸九分、重量百二十五匁

多賀神社　同町大字同字中別府鎮座

祭神　伊弉諾命

合祀社　菅原神社、祭神、菅原道眞公　明治四十二年十月一日合祀

寶物　一棟札　三枚

天保七年十一月再興　甲斐久米次郎

他略

菅原神社　同町大字同字前田鎮座

祭神　菅原道眞公

寶物　一棟札　五枚

天正十一年十一月再興　藤原朝臣義久

享保十三年十一月　金丸筑後守通寛　他略

以上三神社は、舊記の類なきにより、由緒不明

住吉神社　同町大字同字別府鎭座

祭　神　表筒男命、中筒男命、底筒男命の三神

寶　物　棟札　三枚

正德三年癸巳十一月再興　　祝祠主甲斐太千水

他　略

今宮神社　同町大字同字別府鎭座

祭　神　蒐道稚郎子

寶　物　棟札　一枚

元祿八年乙亥霜月再興　　本願休善坊

霧島神社　同町大字同字沖別府鎭座

祭　神　彦火々出見命

寶　物　棟札　一枚

寬政二年十一月再興　　甲斐刑部

若宮神社　同町大字美々津町字新町鎭座

祭　神　大鷦鷯命

寶物　棟札　一枚

寛政十二年五月十二日　甲斐亘重忠

菅原神社　同町大字高松字田の原鎮座

祭神　菅原道眞公

合祀社　菅原神社、字高島鎮座、祭神、菅原道眞公

寶物　棟札　一枚

天明六年午正月再興　祝詞主黒木出雲

菅原神社　同町大字同、字丸山鎮座

祭神　菅原道眞公

合祀社　若宮神社、祭神、大雀命　明治四十三年九月二十五日合祀

八幡神社、祭神、大己貴命　同上

寶物　棟札　一枚

弘化三年丙午十一月再興　祝詞甲斐越後

菅原神社　同町大字同字余瀬鎮座

祭神　菅原道眞公

寶物　棟札　一枚

文化辛未歳十一月再興　　祝祠主甲斐越後

若宮神社　同町大字同字高松鎮座

祭　神　大鷦鷯命

寶　物　棟札　一枚

寛政四年十一月再興　　甲斐刑部

天鏡神社　同町大字美々津町字中町鎮座

祭　神　大日靈命

寶　物　棟札　二枚

文政卯年五月再興　　祝祠主　甲斐越後

嘉永三年五月再興　　仝　仝

龍宮神社　同町大字同字新田鎮座

祭　神　綿津見命

由　緒　慶長五年十二月奉建其他由來不明

境内神社　八坂神社。祭神　素盞嗚命　寶永七寅十一月。同町石田家に奉祀せしもの、明治二十年七月二十七日合祀し、境内神社となした

寶　物　棟札　三枚

慶長五年十月再興　　祝祠主　甲斐越中

享和元年十一月再興　　祝禰主　甲斐越中

安永九年十一月再興　　祝禰主　甲斐越中

鏡　一面

圓形徑四寸五分量四十匁

愛宕神社　同町大字同字別府鎭座

祭　神　軻弖津智命　天照皇大神の二神

寶　物

棟札　一枚

永祿十年十一月　　實行院清養

鏡　一面

圓形、徑三寸六分量百七十匁

霧島神社　同町大字同字別府鎭座

祭　神　彦火々出見命

寶　物

棟札　一枚

天保十六年巳正月再興

霧島神社　同町大字同字丸山鎭座

祭　神　彦火々出見命

寶　物

棟札　一枚

安政四年十一月再興　　甲斐三河正

八幡神社　**同町大字高松字新宅鎮座**

祭神　應神天皇

寶物　棟札　一枚

嘉永元年十二月再興　　直藏院、橋口久兵衛

稻荷神社　**同町大字美々津町字新町鎮座**

祭神　倉稻魂命

寶物　棟札　四枚

一、元文元年辰十一月　慶壽院大工東吉左衛門、御領主秋月佐渡守、長福寺清長書すとあり、其他梵字數多記載あり

一、天明九年酉四月　圓成院

他　略

一、鏡　一面

但無銘鏑に、松竹の彫刻、丹形寸法徑四寸、重量百匁、古より傳來の品にて由緒不詳

元宮神社　**同町大字字同石並鎮座**

祭神　表筒海津見命、底津海津見守、中筒海津見の三神

由緒　本社の創建に付ては詳かならざるも、天德四年十一月奉祀（四は申で二が午に當る九百七十二年前）とあるにより、其由來頗る遠きを窺ひ得らるべし、本社の創建年時により、地方開

發の遠く民衆集落殷賑の地であつたことが知られ、神武天皇東征の傳說等考うる所あるべし

寶物　棟札　一枚　寛保三年四月再興　甲斐政右衞門

若宮神社　同町大字同、字蓑崎鎭座

祭神　大鶴鷦命

寶物　棟札　一枚　安永九年二月再興　秋月山城守種臧

菅原神社　同町大字同、字宮の下鎭座

祭神　菅原道眞公

寶物　棟札　二枚　文政十二月三月再興　龍正院

以上

寺院佛堂之部

高鍋町

稱光寺　高鍋町大字高鍋字町に建立
所屬　眞宗本願寺末
宗派　眞宗
本尊　阿彌陀如來　木製立像高一尺六寸五分
由緒　當寺は筑前國粟田郡に在りて覺永寺と稱せしを元和六申年八月八日此地へ移して僧の淨安が開基したのである住僧淨安は舊領主秋月氏に御目見を得盃並に寺地一反四畝十五歩拜領した天和二壬戌年本願寺十四世寂如上人木佛尊像の裏書を下賜せられた爾來相繼ぎ以て今日に至る

圓福寺　同町大字南高鍋字水谷坂平建立
所屬　總本山智恩院末
宗派　淨土宗
本尊　阿彌陀如來　木製立像高三尺五寸
脇侍　觀世音菩薩　同上　同二尺二寸五分
同　勢至菩薩　同上　同二尺二寸二分

由緒　本寺は應永年間久意上人の開基にて天保七年災火に罹り舊記什寶の類燒失し爲に由緒詳かならず

所藏佛　聖觀世音菩薩　木製立像高一尺四寸

阿彌陀如來　同上　同二尺五寸

圓淨寺　同町大字蚊口浦字蚊口に建立

所屬　總本山知恩院末

派宗　淨土定鎭西派

本尊　阿彌陀如來　木製立像高一尺八寸

由緒　寬永八年九月當地日高九兵衞藤原實友東松山と號し稱名院圓淨寺と稱し圓町圓福寺十七世聖譽賢西和尚を以て開山開基となした爾來法燈相繼ぎ以て今日に至る

所藏佛　阿彌陀如來　木彫座高一尺七寸（插圖第二〇）優秀ノ作

光福寺　同町大字同字同所建立

所屬　直宗本願寺末

宗派　直宗本願寺派

本尊　阿彌陀如來　木製立像高一尺八寸

由緒　本寺は寬永三寅年年二月七日開山開基した、天保十二年災火に逢ひ、舊記什寶の類燒失の爲

大平寺趾　其由來詳らかに知るを得ず
同所字大平寺に在り財部城（高鍋）舊城主土持氏の創建で同寺には同氏累代の過去帳があつて其事記が見へて居る明治四年廢寺した數基の墓碣が寂然と殘つている

龍興寺址　禪宗で蛟口浦に在り前同時廢寺
江上庵址　前寺の西方六町に在り宗派不明廢寺前同
觀音寺址　前同所に在り宗派廢寺等は龍興寺に同し
光音寺址　字光音寺に在り大平寺の末派で同廢寺
地福寺址　高鍋墟城内に在り眞言修驗宗であつた廢寺前に同し

上江村

日光院址　眞言修驗宗で、字高月に在り同上廢寺
飯長寺址　眞言修驗宗高鍋圓實院の末派廢止同上
天神寺址　眞言宗日光院の末派で、字黑谷に在り同上廢止
愛宕寺址　宗派同上字同所に在り、同上廢止
仙藏寺址　宗派並に廢止不明
昌福寺址　禪宗で高鍋大平寺の末派、字羽根田に在り廢止同上
羽根寺址　字羽根田に在り、宗派並に廢寺不明
田尾寺址　字羽根田に在り、宗派並に廢寺不明

松崎寺址　字羽根田に在り、宗派並に廢寺不明

長法寺址　字山王に在た、宗派並に廢寺不明

川田寺址　修驗宗で字川田に在り、明治四年辛未廢寺

安藏寺址　字安藏寺に在り、宗派並に廢寺不明

東光寺址　大字持田字東光寺に在て、眞言宗高鍋日光寺の末派、明治四年辛未廢寺

大仙寺址　宗派並に廢寺前に同し

正祐寺址　字牛ケ道原の西南に在り、宗派並に廢寺不明、現今小叢祠が遺つて居る

安養寺址　淨土宗大龍寺の北に在り、前同廢寺

當寺の本尊であつた釋迦如來座像木彫高二尺六寸並に聖觀世音菩薩立像木造高二尺六寸二の體同村大字上江坂本家に奉安して居る（插圖第二一圖第二二圖）

龍雲寺址　禪宗安養寺の末派、同寺北に隣る地に在た前同上

西迎寺址　安養寺の末派、同寺北三町に在た前同上

法福寺址　禪宗大龍寺の末派で龍雲寺の西に接した廢寺前同上

覺照寺　上江村大字上江字平原建立

所屬　眞宗本願寺末

宗派　眞宗本願派

本尊　阿彌陀如來　木製立像高一尺六寸

由緒　當寺は秋月中務大轉種方の隨臣、篠原新四良の男新六が一寺を建立して覺照寺と號し、釋了善元をして開山開基となし、以て今日に繼承す

寺院址　大龍寺址字松本に在た、禪宗で明治四年辛未廢寺

城福寺址　富田村大字三納代に在る

當寺は眞言宗、都於郡村黑貫寺の末派、明治四年辛未廢寺となつたのである、現今一小堂宇を遺し、藥師如來を本尊に奉安している、本佛像は座像で高さ三尺二寸、胎內銘に左の文字が墨書してある本像は優秀ノ作

奉再興城福寺藥師如來一体

御上下氏、武運長久息災延命所

元祿六辛酉年十月中二日成就

之庄屋　清水小左衞門

堂守　井上宇兵衞

加口施主　三納代上、中、下村

佛師

富田村馬塲木津久目

長友孫左衛門

前記事は佛体修理の狀況で、本寺の創建を窺ひ知り難しと雖ども、本尊に依り考察するに、頗る舊き寺院であつたに違いない、明治四年廢寺となりしは、佛敎文化の歷史を堙滅せしめたる眞に惜むべし（挿圖第二二二）

源齊寺址　同村字新馬場に在て、淨土宗佐土原高月院の末派、明治四年辛未廢寺した

彌勒寺址　同村字越馬場に在て、眞言宗都於郡黒貫寺の末派、明治四年辛未廢寺した

久福寺址　同村字奥に在た、禪宗高鍋大平寺の末派、明治四年辛未廢寺した、現今小堂を存し、十一面觀世音菩薩、往年の本尊を奉安している、立像にして高さ二尺六寸七分、漆黒の金色燦として輝き、造像當年の餘澤崇仰にある（挿圖第二四）

蓮臺寺址　同村字宮の首に在る、宗派不明廢棄前同じ、今尚其寺址へ小堂を存し、阿彌陀如來立像高さ二尺八寸を安置す

淨蓮寺址　字淨蓮寺に在た

東福寺址　字井手の口に在た

引林寺址　字日置に在た

中山寺址　字前同所に在た

以上の四寺は、廢棄並に宗派不明である

萬福寺址　同村字野中の北に在た、禪宗高鍋大龍寺の末派、明治四年辛未廢寺した、併舊時の堂宇を存じ說教所とし本尊を始めに左の諸佛像が奉安して居る

本尊　藥師如來座像　木製　高サ九寸五分
脇侍　日光佛立像　同　同九寸
同　月光佛　同　同　同
所藏佛　達磨大師座像　同　同　同二尺二寸五分
胎內墨書銘（明和五年戊子於武州作之）薩隅武臣竹下武助藤原盛保
十二神將　立像木製　高サ七寸
阿彌陀如來　同上　同二尺三寸
釋迦如來　座像木製　同一尺一寸
十六善神　絹本着色長四尺一寸八分横一尺八寸七分

新田村

松源寺址　新田村大字新田字花園に在た、禪宗都於郡大安寺の末派、明治四年辛未廢寺
龍福庵址　宗派廢寺前に同じ
實知寺址　字湯の宮に在た、宗派並に廢寺前に同じ
本蓮寺址　字竹淵に在り、法華宗佐土原吉祥寺末、明治四年廢毀
東福寺址　字中村に在た、眞言宗黑貫寺の末派、廢寺前に同じ

常本寺址　字成法寺に在た、禪宗佐土原大光寺の末派、廢寺前に同じ
成法寺址　字山坊に在た、宗派並に廢寺前に同じ
妙貞寺址　字古城に在た、法華宗で佐土原吉祥寺末、廢寺前に同じ、一宇小堂を殘し、不動明王立像高二尺六寸を安置す

妻　町

仙光寺　妻町大字三宅字尾筋建立
所屬　眞宗本願寺末
宗派　眞宗本願寺派
本尊　阿彌陀如來、木製立像高二尺
由緒　本寺は慶長三戊戌年三月十日、釋の深源開山開基した、其他の由來詳かでない
所藏佛　阿彌陀如來、木製座像、高一尺四寸
釋迦牟尼如來、同立像、同一尺六寸
簾名號、竹製長二尺五寸巾八寸

清水寺　同町大字清水字寺山建立
所屬　佐土原町大光寺末
宗派　臨濟宗、妙心寺派
本尊　聖觀世音菩薩、木製立像、高二尺六寸

由緒　本寺所藏の由緒に、天正年中伊東三位入道義祐、西京清水寺の觀世音菩薩を拜請して、安置す、依て清水村と號け、寺を清水寺と稱す、伊東氏滅亡後は、微々として觀音堂宇のみ存し寛文年中高鍋龍雲寺六代、天雪慈陳和尚を請して中興し、禪臨宗妙心寺派に屬し其後天雲徒弟、廣州禪黃檗宗に改派し、法憧を建て宗旨を立する所、時運の變遷に遭遇し、明治四年發寺となり、同十六年三月十三日復舊す

所藏佛　聖觀世音菩薩、木製座像高九寸

額面　橫額本庵禪師の書を刻入したるもの『圓通堂』は本堂に『紫福山』は山門に揭げてある

延命寺　同町大字清水、字大尾田に建立

所屬　都於郡村黑貫寺末

宗派　眞言宗智山派

本尊　毘沙門天王、木製立像、高一尺六寸五分

由緒　本寺は人皇百四代、後水尾天皇の御宇、延寶元年三月二十日、國家安穩庶民快樂祈願の爲め一寺を建立して、僧の深念を開山開基と爲し、延命寺と號し、黑貫寺の末となつた、爾來法脈相繼きしが、第二十二世義海の代に至り、弘化二年十一月二十七日の災火に古文書　寶物並に什器類悉く燒失した。爲に由緒詳ならず。辛して一堂を建說し明治四年七月十四日、延岡藩主より當町仙光寺に合併せられ、十六年八月二十日復舊したのである

所藏佛　毘沙門天王、木造立像高三尺
將軍地藏菩薩、木造座像、高三尺五寸
延喜十三年酉正月、開眼惠心僧都の作と傳ふ
聖觀世音菩薩、同、同、同三尺

宗光寺
同町大字右松、字下鶴に建立

所屬　越州大本山永平寺末

宗派　曹洞宗派

本尊　釋迦牟尼如來、木製座高一尺四寸五分

由緒　本寺は安政十年の火災に、舊記寶物燒失し、爲に由緒詳ならず、永平寺二十九世惠輪永明禪師の開基とのみ判明せり、泰寬の代明治四年五月十八日廢寺し、同十五年五月二十九日、再興したのである

所藏佛　地藏菩薩、木造座像、高九寸五分
毘沙門天王、木造座像高二尺二寸七分
藥師十二神同、立像同各六寸八分
觀世音菩薩同、座像同九寸五分
同十一面、金銅立像同一尺八分

不動明王、同　同　同一寸八分

東泉寺　同町大字黑生野字柳田に建立

所屬　都於郡村大安寺末

宗派　曹洞宗派

本尊　釋迦牟尼如來、木製座像、高一尺八寸

聖觀世音菩薩、同上、同五寸一分

由緒

天文九庵子年、義芳光訓禪師を開山とし、猪俣常閑、關屋永幸、兩家一致して開闢し、座禪觀法の道場也其他不明に屬す、當寺所藏の由緒左に

日向國兒湯郡、穗北鄉黑生野全傳山、東泉禪者者、不知開闢之歲月、黑生野村老所傳說、天文庚子曆、猪俣常閑關屋永幸兩家一致而開闢、當寺安置阿彌陀如來、春夏秋各間耕耘收藏之暇修念佛三昧之靈地、爲座禪觀法之道場也云々、或日明窓妙光禪師、當國徘徊之時、少時寓居于玆、歲月尙矣、慕想持寺名、洞庵期道之熟時之至時、北原氏歸依明窓妙光禪師請眞幸開都卒山建長善寺、禪風大起法憧四高、伊東氏天正之始、在城都於郡漁獵之因、見猪俣常閑之女、具而歸城、鏡愛最深一子誕生、成長之後、文祿年間、豊太閤秀吉公、如朝鮮陣伊東大和守是也、猪俣常閑、書川猶泉、由緒分明也、近里遠鄉之椎夫牧童、口號銀岳來峯之匹婦之諺是這是河洞川庵膾炙　者明窓妙光禪師嵩居之時也、而伊東氏請義峯嵩庵禪

師開闢好龜山長持寺、道風散意霧心月輝智光門流繁榮異ふ他伊東氏沒落之後、島津氏以長持寺之舊跡、安大綠之御牌號、大中寺不忘、舊切當寺者爲大中寺末寺也、如上之由緒同一不論焉、夫當寺過去帳者、歲月深遠、或紛失、或破壞而如絕舟人槳以育人杖因而、登本山改法號、就担家尋姓名數雖修補、住職數十年之間、破壞不分明、募紙墨、雖爲老筆漫書寫絕筆賦一偈終

維時延享三丙寅年秋九月上旬

東泉八世、龍吟虎雲叟七十二歲書

當寺所藏過去帳に、歷代の住僧を記されてある、左に明窓妙光禪師、北原氏、眞幸長善寺を立つ

當山開基、義芳光大和尙、伊東氏長持寺を立つ

二世樹翁守柏和尙
三世京山立甫和尙
四世月庭長潤和尙
五世連寶中變和尙
六機道龍田和尙
七艮山巖久和尙

八大透玉圓和尙
再興開山玄寶存智和尙
二世光山海禪和尙
三世文寂活鱗和尙
四世明山仙哲和尙
五大登仙長和尙
六世實明末衞和尙
七世實道祖參和尙
八世練石棟天和尙
九世運山惠良和尙
十世實明和尙
十一世宗鋏和尙

境內佛堂　本尊大黑天王、木製立像高八寸

鎭守堂　白山妙理大權現、木製立像高一尺

本堂は、天正二年戌年建立、其他由來不明

麟祥院　同町大字右松字銀杏に在

所屬　都於郡曹洞宗大安寺末

宗派　曹洞宗

本尊　釋迦牟尼如來、木製立像高三尺

由緒　本寺の創建詳ならず、往時八禪宗で、都於郡大安寺の末派であつた、明治四年辛未廢寺となり居りしを、昭和四年三月三十日復興許可せられた

傳說　本尊に就ては、舊佐土原藩主、島津以久か、熊本城受取に赴きし歸途、阿蘇に於て一美女を見(阿蘇大宮司の娘であつたとの說)之を伴ひ歸り同女の念持佛であつたものを佐土原町天昌寺に奉安し明治四年廢寺となり大安寺の所藏佛となつて居つたのである

所藏佛　地藏蹈地下像、木製座像高サ四寸

十一面觀世音菩薩同上　同七寸

寶物　大般若波羅蜜多經六百卷內十餘卷缺本本經卷は凡て寫本て舊と都萬神社別當神宮寺に所藏せし所　明治四年辛未廢寺となり各所に散在せるを蒐集保管す

奥書第一卷

喜曆二二歲三月十七日書換畢

筆者長門房

右爲出離生死頓證菩提乃至四恩法界父母二親也

大施主藤原俊宗二世悉地成就也

全第三十五卷

嘉暦四巳己八月四日書換
筆者長門房禎意
右爲出離生死頓證菩提乃至四恩法父母二親也
大施主藤原氏現當二世安穩泰平乃至砂法界平等利益也

奥書第一百三十卷
元德二暦大歳庚午日午時筆者禎意
右爲出離生死遠塵離垢四恩法界父母二親殊者檀那藤原俊宗二世所求皆令法界普等利益也
墨筆結緣宇治長資　爲宇治虎弔息災延命

此第十卷者妻萬大明神御寶前施入經本にして書寫仁每行貳拾六十五貳十七貳十九仕本書寫畢

仝第一百五十六卷　一交の祐乘
元德二季大才庚午卯月二日　筆者禎意
右爲出離生死遠塵離垢懲四恩法界父母二親別者
信心大檀那藤原俊宗現當悉地圓滿乃至法界利益也
墨筆結緣宇治長資　爲宇治虎弔息災延命也
過現息所額綱索結緣衆悉離煩惱域俱來眞如宮

奥書一百九十四卷
建武二年乙花三月九日
右爲出離生死頓證大菩提乃至四恩法界父母二別者僧眞西巳魂滅罪生善自他平等利益也
殊者力大施主藤原朝臣俊宗現當悉知成就也

右筆者　金剛佛子□□

入筆　結緣可玉

宰相房

一二夫了

正應三年二月廿二日

全第五百二十五卷

正慶元年乙酉十月廿一日酉時

右筆金剛佛子禎意

右爲師長父母自他法界有緣無緣衆生平等利益也

大檀那藤原俊宗

一義旱　執放

全第五百八十八卷

建武二年正月十四日書換畢

右筆金剛佛子禎意

右爲師長父母七世四恩出離生死頓證菩提也

大檀那藤原俊宗　筆結緣可玉

一實了守　習

全第六百卷

享德三年大才甲戌廿五日

右此經者鹿兒島之經師乞仕名は民部云者修補仕候

手傳衆阿順房彌次郎已上日數五十日

奉再奥　御代官　垂水　被　祐昌

文明十年大才四月九日

戊戌

御祓に太刀三ふり　　さくしうぜ二五貫
のり米五斗
うらがみ　一貫五百文　　飯米　五斗
五俵に米四斗五升
此外御財物にて仕候　　社家方同心仕候
仝第四百卷
天文十一年十一月より十二年十一月五日まで書之畢一筆一百卷
日向國妻萬宮大般若一部之内四百卷
國中亂劇之時分失申候を每月參詣申候折節見付心懸候へ共料紙不辨御殘候而思立不申然み新田鄉花園寺先達重龜檀那
奉願而
輪藏院一百卷一筆書寫寄進之是一偏に
現世安穩後生善處ため別者國中靜謐寺中泰平特者將軍藤原朝臣義祐御身躰堅固並
御愛子各御息災安穩武運長久弓箭勝利
顧主　花園寺　重龜　敬白
重龜御子孫繁昌死念散武運長久弓箭
勝利一切德事他方消除ため

國分寺址　**同町大字三宅字國分**に在　（挿圖第三一）

本寺は聖武天皇天平十三年、諸國に勅して國分尼寺各一寺建立せしめ給ふた、金光明王四天

王護國寺か僧寺卽ち國分寺て、法華滅罪寺か尼寺、此兩寺は國府を中心に對立するのが、各國概ね規を一にして居る、然るに當二寺は之に例はず、國府は僧寺の南方約八町、現印鑰神社附近と見られ、尼寺は僧寺の西方約六町に在を以て其異例を知らる

國分寺址は中臺の地で、往時の建築物並に佛像等一も遺存せず、痛く荒廢して一小堂宇と寛政年間木食と云沙彌が、當時に殆ど十年間留錫し、酷苦辛酸を嘗め彫造した、五智如來像が奉安されている、尙址には高二尺四寸圍り十二尺の礎石の中央に長さ七寸幅四寸五分穴あるものがある五重塔の中心礎石ならんかと思はる

當寺は寛政三亥年回祿に罹り、建初以來寸變なき、さしも輪奐の美を極めた彩額高樓に烏有に歸し了へたのである、左に木食留錫中の一節を記して參考とせん

オヨソ日本國々山々タケ〳〵島々ノ修業ニ心ヲカケテ、日本アラ〳〵成就ニイタル、ソノセツ九州修行ノ節ニイタリ、日向國分寺ニ、ヨン所ナキエンニヨツテ、トヽマリ、住シヨクイタシ、三年目ノ正月二十三日ニ、シヱツ火ニアイ、ソレヨリ七年間、ナンギョウクギョウニテ、ガランコンリユウ、成就シテ、ノチ、寛政九巳歳四月八日ニ國分寺出立ス云々

勅願所、日州兒湯郡府中、國分寺

五智山、國分寺隱居事

天一自在法門

木食五行菩薩　花押

境内銀杏樹の空洞に、地藏菩薩を彫んで入れ、世人に告て曰く、此樹皮が空洞を包む時、吾再ひ現世に生れ出ん、上人が國分寺へ來た經路其他を左に略記す

天明八申歳彌生初九日、四國八十八ケ所を順拜し大洲町に達した、此所より舟に乘して佐賀關に上陸したのが三月十二日である、馬場村を過ぎて臼杵城下に出て、國分寺に詣て寺に一宿大野川の流に沿ふて、向野、中津留、水ケ谷を經て、白石、可愛、加草、岩脇村に至り笹野に地藏尊一軀を遺す、名貫を過ぎて國分寺に詣て

奉納大乘妙典　一部

御智如來　御寶前

藥師如來　御寶前

天明申八年

四月二十日

日州國分寺　印

行者丈

納經帳に記入を得て、立去んとした所が、住僧は滯留を乞ふに任せ錫を留めた

『無據因緣によりて止りて』と自から記帳して住職となつた

三年目の正月二十三日出火にあい、堂宇舍炎上し、其歷史的となる古刹は、烏有に歸した、

年は寬政亥である

『七ケ年の難行苦行にて伽藍を建立した』寛政四年再建に着手、吉野三左衛門は木食の爲めに庵を設け日々の糧を供給した

五体の佛像を彫刻して奉安した、中央大日如來を初めとし　南方寶生如來、東方阿閦如來、西方阿彌陀如來、北方釋迦如來の五智である

寶生如來の脊面に、陰刻せる銘文がある

クワンセイ四、子ノ八月十五日作、木食

阿閦如來の後脊頭部の裏面に、墨書で左の記銘がある、木食の書ではないらしい

施主、右松大口川　榮右衞門

寛政五寶彌生穀旦

細工人　當邑　八木傳六信□

清水　猪俣清右衞門

細江　猪俣兵衞□□

圓額徑二尺四寸三分、中央に梵字、大日の種字太きく書き、其周圍一面に、細さく梵字を書き、裏面に白書して

南無大師遍照金剛

寛政五ミスノト丑、六月六日コレヲカク

日本廻國三界無庵、木食行道、花押、永々

國分寺本尊なり

住持行道事

五行大菩薩

行道の名を五行に改め、更に大菩薩と自稱したのは、五戒に身を守り、勅願所再興の大業を成就したるに因るのではないかと解す

寛政七年四月中旬國分寺を發し、霧島山大權現に詣て、翌八年末、一度國分寺へ歸り、間もなく、同九巳年四月八日當時を去つた、時に歳八十、數首の歌がある、其内の一首を左に

朝日さすその日に向ふ國分寺

國安の人を守れ五智山

中興の緣起を、木版に彫書したもの、長一尺一寸八分、横八寸二分、其記文次に掲く

抑日州兒湯郡、五智山國分寺ハ、人皇四十五代、聖武天皇天平九年丁丑ニ始レリ、御宇ノ比、夫人ノ御別ヲカナシヒ、給ヘルノアマリ、二丈六ノ盧遮那ノ尊像ヲ、南都東大寺ニ安置シ給ヒシニ、諸國ノ府ニ勅使ヲ立ラレ、各一寺ヲ置給ヘシ、中ニモコノ精舍ハ行基ボサツ、ミコトノリヲ、ウケテ開基ト、オウセ給ウ、サレバスヘノ世ノ印トテ、スナハチ御作ノ如來ノ、ヤクシヲ本尊トシ、並ニ丈餘ノ五智ノ如來ヲ寶塔ニソナヘ給ヘリ、マコトニ

是六十六寺隨一ノ尊容タリ、境内數丁ニヲヨヒ、十二ノ坊、四ノ門、東西ニ巍々トシテ南北ニ堂々タリ、常住灯ノ光リ明カニ、不斷香ノケフリヘン〳〵トシテ、トク經ノコエ、谷ニヒヾキ、嶺ニコタウ、カヽリケレドモ、エイウンスデニ消エヌルニヤ。武臣タガヒニ、弓箭ヲアラソウノ砌ニアタリ、僧徒タヘ、田地スタレ、タウ〳〵シヱウクノ人モナク、アルヽカマヽニ。年月ノウツリケル、ヤウヤクノコレル、御佛ノ御クシバカリヲ、ヒロヒアツメ、前持寂雲修補シテ本ノ如ク（以下畧）

右斯畧緣起者。就二本堂建立一、爲レ結二緣是一をあらはすもの也　（挿圖第三八同三九）

國分寺址附近部落民所藏の木版（挿圖第　）

龍福寺址　同町字松本に在り眞言宗延命寺の末派明治四年辛未廢寺した

鞍馬寺址　字鞍馬寺に在り眞言宗で京都仁和寺の末派廢寺前に同し現今一小堂宇を存し毘沙門天王立像高さ六尺二寸と吉祥天辨財天各高さ一尺六寸を安置す

福壽寺址　前寺の東方二十五町に在り禪宗高鍋大平寺の末派廢寺前に同し

照明寺址　字大筋西平前寺の東八町に在り眞宗本願寺の末派前同廢寺

光福寺址　字今井前寺の南十三町の地に在り都於郡光照寺の末派時宗で明治四年辛未廢寺

安養寺址　字松本に在り眞言宗京都仁和寺の末派で前同廢寺現今一小堂を遺し聖觀音像高さ三尺を奉安している　（挿圖第二五）

轉法輪寺址　前寺西一町に在り眞言宗で京都醍醐報恩寺末派廢寺前に同じ

神宮寺址　都萬神社の南東一町の地に在り都於郡黑貫寺の末派廢寺前に同じ都萬神社の別當寺であつた

西明寺址　字界代に在り禪宗で都於郡大安寺の末派廢寺前に同じ

尼寺址　同町字鴨田に在る法華滅罪の寺、聖武天皇天平年間の創建、國分寺と相待つて文教に力を致し、又一面に佛敎宣化に從事したのである、址は現時妻中學校敷地となり其開拓の際布目瓦其他の遺物多く出土した址に通ずる北側の小坂を尼坂と今に呼び傳へている

都於郡村

大安寺　都於郡村大字鹿野田字池の友に建立

所屬宗派　曹洞宗

本尊　釋迦如來、木製、座像高一尺二寸五分

由緒　本寺は舊と、鹿兒島直林寺の末派であつて、總稱院と稱した、總稱は伊東祐堯の諡號にして文明年間祐堯の爲に創建したもの、如し、慶長八年丙午舊佐土原藩祖、島津以久の開基にして、現時の寺名に改めたのである、開山は大庭宗徹と云ふ、爾來繼承して現今十七代に達せり、初め以久の父、島津忠將肝付河内守と兵を交へて利あらず、永祿四年七月十二日、大隅

國福山に戰死す、時に年四十二（忠將公御記）、其の子以久佐士原に對せらるゝに及び　總昌院を改めて大安寺とし、寺領百石を寄附し、忠將の僑墳を設けたるもの卽ち之れなり、總昌は伊東祐堯の法諡なり、蓋し其建立に成る所が天明六年以來屢々火災に罹り古文書什器殆ど燒失せり左に塔銘並寶曆十年記載の同寺由緒の一部及系圖の一部を錄す

心翁大安大居士塔之銘

夫以心翁大安大居士戰死趣者去永祿辛酉侍氏肝付押領守護城郭逆心逐日頻爰隅州賢君大安居士執三州權柄故急功相鬪忽焉戰死雖然嫡子武運享通爲萬軍一將矣逆心凶徒强敵退海外武威忠孝名翼飛千里薩隅日日如鼎立君臣民如鏡明奇哉領亡父落命地會稽如焉哉頃勵甚深孝心奉彫刻七寶塔稱亡父菩提眞容仰冀依此大功力頓到覺場者也專希之子乃孫常安常樂萬歲々々萬々歲殊者當職役加世田家臣吉田淸勝抽愚其功畢矣子爰小比丘綴十六向拙偈奉呈上

尊靈伏望照鑒

法身露現七寶塔　雲靄不滯聳大千
百億莊嚴含寂照　五分功德發香烟
祖師心地鉄牛吼　賢聖靈場木馬遍
古往今來無別法　朝參暮詣一如禪
溪邊流水奏奇曲　岩畔松風彈妙絃

河漢夜閑蘆雁宿　江波月朔白鷗眠
機梭動暗鹿々潔　智鑑投明物々鮮
郡國昇平從是得　壇家萬歲屬長年
慚愧々々、天正三年乙亥仲冬如意珠日
由緒殿堂寺產之覺

寶物

一山號　興福山
一寺號　大安寺
一開基　島津右馬頭以久
慶長十一丙午年、當但馬守殿先祖、實父同名右馬頭忠將、於隅州戰死、法號爲大安寺殿心翁大安大居士、建立
一開山
寂元和四戊午年、當曆迄、一百五十餘年に相成候

此　他

一忠將福山御陣、所繪圖長五尺四寸、巾二尺四寸五分
元錄十丁丑年、町田加賀左衞門尉、藤原久武寄進
一如意　一個
開山宗徹愛用
一富士登龍之圖
島津忠寬寄附

等數種の文書を藏せり

境內四千百三十餘坪、老樟古形半空を磨し、公韻鳥語、自らか俗耳を洗う、近時島津家の寄進に係る、犬書院修繕の企あり、工成るあらば、寺觀更に一層の莊嚴を加ふるものあらんと

所藏佛

韓駄天、木造座像、高一尺二寸五分

同　同　立像、高一尺二寸五分

地藏菩薩、木造座像、同一尺九寸

末寺永福山常德院の本尊であつた、明治四年廢寺の際移奉したのである

日光菩薩、同、立像、同一尺一寸二分

日光菩薩、同　上

達磨尊、同、座像、同二尺一寸

地藏菩薩、同、同、同二尺一寸五分

位牌堂

德雲院の爲建立、承應元年二月二十日、亡者の靈屋と云ふ

光照寺

同村大字同字原口建立に

所屬

相州鎌倉、藤澤清淨光寺末

宗派

時宗

本尊

阿彌陀如來、木造立像、高二尺一寸

由緒　本寺は、舊鹿兒島淨光寺の末派であつた、光照は、都於郡城主、伊東祐堯の子、祐國の釋號なるに依り、文明年間の創立なるべし、天明六年災火に罹り、舊記什寶の類悉く燒失して由來不明となつた爲に本寺の由來不明

黑貫寺　同村大字岩瓜字薗田に建立

所屬　眞言寺、新義派、京都智恩院末派

宗派　眞言寺

本尊　正觀世音菩薩、木製立像、高一尺二寸

由緒　本寺は人皇六十一代、朱雀天皇御宇、天慶九年二月隆元僧都の開基にして、維新以前は京都醍醐寺に屬して居た、今を距る九百七十三年以前の古刹なるを知る、往昔土持、伊東、島津の諸侯を經て、其尊崇厚きを致し、國中宗寺の總本山として院室號を有し、寺格實に門跡寺に亞けり、惜い哉屢々祝融の厄に遭ひ、殊に明治七年二月十八日の火災には、殆ど寶物什器文書類の全部を燒失したり、依て末寺宮崎郡廣瀨村久峯觀音堂より、本堂及正觀音の像を移して今日に至る、本堂の棟木には、天正十年竣工云々の文字あり、而して久峰觀音堂は、別に建設せる所なり、現今本寺に殘存せる文書にして、往古を徵すべきは、唯一卷の過去帳と院室の文字を刻せる、斷碣一片あるのみ、境內は隣接地と共に、一帶高臺にして、傳へて景行天皇行宮の舊址と稱す、蓋し古事記に、帝兒湯の郡に駐蹕、丹裳の小野に上りて、思邦の

歌の詠じ玉ひ、又御刀媛を妃として、日向國造の祖、豐國別皇子を生み給ひしことを載せたるに由れるか、四境、閑寂、苑泉、古蒼、心字の池、亦奇趣あり、地僻陋に在りと雖、賽客常に絶ゆることなし、左に過去帳巻尾の文を掲く

當寺過去帳殊之外、古損候故、以古過去帳、謄寫之者也

寶暦二壬申年三月□日、□□現住□亮純寄附之六十一代、朱雀院御宇、天慶九年二月、隆元僧都開基、安永九年迄、八百五十二年也

所藏佛

聖觀世音菩薩、木製座像、高三尺（插圖第二六）

大日如來、　同、同　同三尺

不動明王、　同、立像　同三尺

四天王、　同、同　同三尺

釋迦如來、　同、座像　同一尺二寸

四臂十一面觀世音菩薩、木製立像、高二尺一寸

不動明王、　木製立像、高二尺五寸五分

不動童子、　同、同　同八寸八分

愛染明王、　同、座像　同八寸五分

彌勒菩薩、　同、同　同八寸五分

將軍地藏菩薩、同、同　同八寸
傳藥師如來、同、同　同一尺二寸
弘法大師、　同、同　同三尺一寸
興敎大師、　同、同　同二尺六寸
二王二對、　木製立像、高各六尺二寸
同　一對、　同、同　同各四尺五寸

祇園寺址　字山田山田神社の東麓に在禪宗大中寺の末派明治四年辛未廢寺
谷坊址　前寺址の西南四町に在宗派廢寺不明
高瀨坊址　谷の坊址の南五町に在宗派廢寺不明
岡の坊址　前坊址の南東四町に在
海雲寺址　前坊址の南一町に在
池の坊址　山王神社の西南一町に在
以上三址は宗派並に廢棄年時不明
圓光址　字都於郡町大安寺の西南二町に在同寺末廢寺不明圓光院は伊東義益の釋號なるにより同人の爲に創建したのである
欣淨寺址　字前町の西側に在淨土宗佐土原高月院末明治四年辛未廢寺

西福寺址　字同所前寺の東北隅に在佐土原崇稱寺末廢寺前同上

宗英寺址　前寺の東南に在禪宗大安寺末廢寺前に同じ

傳受院址　字同所前寺の北三町に在宗派並に廢寺不明

大中寺址　前寺址の西に在禪宗鹿兒島福昌寺末明治四年廢寺本寺域に釋迦堂があつた伊東氏全盛時の天文年間に同氏が創立で四隅の柱に重臣十二人の氏名が彫刻してありしが幾多の星霜を經し爲に剝滅し明治初年迄判明せるもの一、福永伊豆守祐□二、伊東相模守梁三三、山田土佐守宗誠四、伊東源四郎祐長五、落合又八郎兼由六、落合河内守兼代七、伊東參河守祐□八、河崎四郎左衞門尉良治九、荒武因幡守恒恒十、長倉四郎十一、深□□□□十二、米□□□□□□伊東相模守祐梁は永正前後の士で大永三年癸未十二月十日卒福永伊豆守祐□は天文二年癸巳九月二日卒以上により同人等か遺せしものならん乎

定德院址　大中寺址の東南に在禪宗大安寺末廢寺同上

一乘院址　前寺址の東北三町に在眞言寺黑貫寺末廢寺前同

東興庵址　前院址の北三町に在宗派並に廢寺不明『日向記』に享祿四年辛卯六月下旬都於郡の靑年等は權臣福永伊豆守を除かんとせし時城下の東光興庵を夜討云々とあり此庵なるべし

德應寺址　前庵址の北に接して在禪宗大安寺末明治四年辛未廢寺

西林乾址　光照寺の西に接し同寺の支坊であつた廢棄前に同じ

德泉寺址　光照寺の東三町に在同寺末で廢寺前同

正覺寺址　大字鹿野田字青山潮神社西方に在時宗光照寺末廢寺前に同じ

寶珠寺址　大字同上字八木佐野に在立花觀音龕の南十一町の地禪宗大安寺末廢寺前に同じ

傳昌寺址　前寺址の南三町に在宗派並に廢寺不明

安養寺址　荒武坂の北側に在禪宗大安寺末明治四年辛未廢寺

德祥寺址　前寺址の西北十三町に在宗派並に廢棄年時不明

三納村

淨土寺　三納村大字三納字九流水に建設

所屬　都於郡大安寺末

宗派　曹洞宗

本尊　藥師如來、木製座像高二尺一寸

脇侍　日光菩薩。同　上一尺二寸

月光菩薩、同　上一尺二寸

十二神將、同　上一尺二寸各像

本寺の創立に就ては天正年間と傳稱し舊時は當村字上九流水に在りしを明治四年廢寺に逢ひ

しを再興したので該寺の緣起に曰く

由緒　原夫淨土寺者三納鄉中而有號物見所經二百二十四藏昔天正年中高甫主柱和尙開創號淨土寺原來珠山妙明寶富契林之四僧相續司香華雖然其宗系不考可既到盛嶽也附洞門宗派故大安寺二世正宗侃大和尙慶長年間爲中興開山逝去元和元年又到雲岩和尙輦席干時慕担家數寺地於九流水村本堂於在舊處堂與寺相去數百步故代々前住恭而酒掃太多也享保七壬寅冬現住默音代稟公廷聽許鄉中男女擔家少鳩集若干淨財諸營藥師堂宇到文化九年申酉向九十參霜堂食柱根腐朽額傾倒前柱祖代見焉不忍擔門醪志新鼎建庫裡修補惣門榮師堂與茶堂梁棟連而修補千三百中之間奉安置藥師如來日月光十二神將左右之間客座茶堂立願輪所轉伽籃堅因終到落成撰同請本山並同門芯務修禮懺奉祈禱國家安寧擔內永昌佛日增輝者也

長谷觀世音堂　同村大字同字長谷に建立

所屬　都於郡村眞言宗黑貫寺末

宗派　眞言宗派

本尊　十一面觀世音菩薩、木製立像、高二十二尺（插圖　二七）

脇侍　聖觀世音菩薩、　同　上、十八尺　（插圖第二八）

同　　勢至菩薩、　同　上、十八尺　（同　二九）

由緒　當堂は人皇四十四代、元正天皇の御宇、養老元年月不詳、道德上人と云名僧、諸國巡錫中當

山に來り堂宇を建立し、初瀨山長谷寺と號した、宏大なる伽藍輪奐の美を盡し居たりしが、大永二年正月廿八日災火に罹り、佛体を始め、舊記寶物の類悉く燒失した、領主伊東大和守尹祐之を痛惜して殿堂を再興し、現在の三佛体は、越前大野庄、重嚴、及周兼の二人を、招聘して彫作せしめた、而して伊東氏の祈願所として、信仰頗る厚かりし當寺も、天正五年同氏滅亡と共に、逐次衰頽し、堂塔、伽藍、荒廢、腐朽、遂に倒壞の悲運に迫まりしを、領主島津氏の再興に依り、辛して維持し來りしが、明治四年廢寺し、同四十年七月觀音堂と名稱し、保存するに至つたのである、三納村役場所藏の、長谷寺由緒あり、左に掲ぐ

抑も當山は、今を去る一千二百年前、人皇四十四代、元正天皇の養老年間、高僧德道上人諸國を巡錫して當山に到るや、錫を留め勅許を得て、一大伽藍建立す、名けて初瀨山補陀樂院長谷寺と號す、筑紫鎭護三密具行の總道場たり

寺域頗る廣大にして、全山に亘り七堂伽藍の壯觀を極め、遠近其敎化を慕ふて、善男善女常に群をなし、晝夜讀經讃呪の聲を絶めざりし此の靈場も

幾多の星霜を過ぎ來りし後、大永二年の初春、不幸回祿の災に罹り、行基菩薩の作と傳へし佛像を初め、殿堂に至り、悉く灰燼に歸せり

於是日向の大守伊東大和守尹祐(都於郡城主)悼く惜み、越前國大野庄の住、大佛師重嚴周兼の二人を請し、飯田肥前守後藤出羽守を任じて普請奉行とし、令を國中に發して之れが

再興を謀る國内の貴賤競うて淨財し、翌三年二月上旬工を起し、同四年十月八日工竣へて、高二十二尺の中尊十一面觀世音菩薩、脇侍聖觀世音菩薩、勢至菩薩各高十八尺の入佛開眼を行なへり、本堂は方十間高三丈、傍院十二坊を算し、以て輪奐の美を極めたり、伊東氏歴代の祈願所にして信仰頗る厚く、寺領五百石寄せられたり

天正五年、島津氏の所領となり、寺領數十石寄進し、營繕又は燈明田を附し、以て崇仰せること伊東氏に異ならざりしなり

明治維新に際し、衰運に傾むき、殿堂傍院濕雨颱風に破るれども之を補うを得ず、遂に廢寺するに至れり

明治十一年、村民相謀りて現時の堂宇を建てゝ、巨大なる三尊佛体を保存することを得たり

根來寺址　同村同根來寺に在り平郡の東方三納川に沿う所眞言宗都於郡黒貫寺末派明治四年辛未派寺した觀音菩薩を奉安した小堂が存立している

吉祥寺址　眞言宗で黒貫寺の末派廢寺前に同じ明治初年には村長役場が一時其址にあつた

西林寺址　吉祥寺址西六町の處に在り禪宗て都於郡大安寺の末派廢寺前に同じ

寶來寺址　同村字平野城塚に在り眞言宗黒貫寺の末派廢寺前に同じ

淨土寺址　字九流水に在り禪宗にて都於郡大安寺の末派廢寺前同上

國昌寺址　字野竹に在り淨土宗で佐土原高月院の末派前同時廢寺

養德寺址　字鵜ノ寺に在り禪宗で所屬不明なり廢寺前に同じ

圓福寺址　字笠原に在り淨土宗で佐土原高月院の末派明治四年辛未廢寺

寶城寺址　同村字札ノ元に在

所屬　都於郡村光照寺末

宗派　時宗

本尊　阿彌陀如來、金銅立像、高一尺六寸一分

脇侍　觀世音菩薩、同　上、高一尺

同　勢至菩薩、同　上、同一尺

本寺は明治四年辛未廢寺以來、部落民の協力に依り、其儘存置信仰して居る、開山開基の由來不明なるも、元祿六癸酉春、大山氏綱寬が、由來書を見るに、其以前の開山なるべく、尙享保十八年癸丑四月日、社寺奉行能勢惣左衞門、新納辨宮の記錄等藏せるを以て、舊藩主島津氏時代、公認寺院たりしを窺ひ知らるべし

觀音堂　同村字同前寺址の下部に在

本尊　十一面觀世音菩薩、木造立像、高六尺二寸
不動明王、同　同、同二尺二寸
毘沙門天王、同　同、同二尺二寸
以上三尊を奉安して居る貴重なる遺物である

三財村

東福寺址　三財村大字寒川字楠八重に在た禪宗で都於郡大安寺末明治四年辛未廢寺
總善寺址　上三財神社の東に在て眞言宗黒貫寺の末で前同廢寺
長福寺址　總善寺の西字金倉に在て宗派前に同じ安政年間廢寺
法隆寺址　字園に在て淨土宗佐土原高月院の末明治四年廢寺
福王寺址　眞言宗黒貫寺の末で字福王寺に在た明治初年廢寺福王は都於郡城主伊東祐立の諡號で文政の頃の創建と傳う明治四年廢寺今堂宇を殘す
天德寺址　字小豆野に在て淨土宗佐土原高月院の末安政年間廢寺
興禪寺址　禪宗大中寺の末派岩崎神社の西南二町に在た明治四年辛未廢寺興禪は都於郡城主伊東祐重の諡號で天授年間祐重の爲に創建した寺である

西米良村

西福寺址　當村大字小川字西澤に在禪宗都於郡村大安寺の末派明治四年辛未廢寺
不動院址　大字同所に在眞言宗で都於郡黒貫寺の末派廢寺前同時
新立寺址　大字村所字園に在宗派廢寺詳ならず
長德寺址　前寺の西北三十餘に在禪宗で都於郡大安寺末廢寺前に同じ
善法寺址　大字上米良字植田在熊本市眞宗願正寺末前同廢寺

東米良村

榮岸寺址　大字銀鏡字中ノ屋敷に在禪宗で都於郡大安寺末明治四年辛未廢寺した
大雄寺址　大字尾八重字上村に在宗派禪宗で都於郡大安寺末明治四年辛未廢寺
甘露寺址　大字同所甘露の北四町に在眞言宗で都於郡一乘院末廢寺前同
一蓮寺址　大字中ノ尾字椴木に在熊本願正寺末前同廢寺
西法寺址　大字八重字元村に在宗派不明文政十年の頃廢寺

上穗北村

光源寺　上穗北村大字南方字下水流に建設
所屬　本願寺末

宗派　眞宗本願寺派

本尊　阿彌陀如來、木製立像、高二尺一寸

由緒　本寺は天正六年八月十一日僧の勝力開山開基したのである其他由來不明

長安寺　同村大字調殿宇壽屋敷に建設

所屬　本山仁和寺末

宗派　眞言宗御室寺派

本尊　聖觀世音菩薩　木製立像

由緒　當寺は僧の濟惠か元祿七甲戌年三月二十一日創建開基し以て今日に及ぶ

竹尾寺　同村大字穗北字竹尾に建設

所屬　京都新義眞言宗、智山派、總本山智積院末

宗派　新義眞言、智山派

本尊　十一面觀世音菩薩、木製立像、高二尺七寸（插圖第二四）

脇侍　持國天王　同　同一尺三寸

多聞天王　同　同一尺三寸

由緒　當時は人皇五十四代、淳和天皇御宇、天長四年、眞言宗僧智圓の開山にして、神佛兩部當時穗北總鎭守妙見大菩薩の別當寺として、穗北一圓の祈願所であつた、元龜二年本當庫裏等再

建し、其後天明三年火災に罹り、古文牀其他の寶物燒失せしも、間もなく舊觀に歸した、明治四年十二月四日廢寺となり、同三十七年六月十六日再興し、以て今日に及べり

所藏佛　不動明王、木製立像、高八寸五分
十一面觀世音菩薩、木製立像、高七寸
聖觀世音菩薩、　同　座像、同六寸五分
千手觀世音菩薩、　同　立像、同八寸五分
弘法大師、　同　座像、同八寸五分
阿彌陀如來、　同　立像、同一尺六寸

如法寺　同村大字穗北字園に建設
所屬　延岡臺雲寺末
宗派　曹洞宗
本尊　釋迦牟尼如來、木製座像、高一尺八寸
由緒　本寺は穗北村上野城主、伊東彈正少弼實幸の開創なるも其他の由緒詳ならず

長德寺　仝村大字童子丸に建立
所屬　鎌倉總本山、清淨光寺末
宗派　時宗

本尊　阿彌陀如來、木製立像、高一尺六寸

由緒　當寺の創建は、人皇百四代後水尾天皇の朝、延寶二年十月三日、僧の淨雲開基にして佛光山長德寺と號した、夫より二十一世智正和尙の代、卽ち弘化元年二月五日災火に罹り、本堂を始舊記什寶の類悉く燒失した、直後復舊、明治四年十二月四日廢寺となり居しを、同二十九年六月四日再興したのである、併日向記を案ずるに、本寺は永正年間以前の創建でありしことが窺はる、日向記中の一節に

永正中都於郡城主伊東尹祐、其家臣福永伊豆守ガ女、既ニ垂水又六ニ嫁シタルヲ强奪センテ、尹祐又六ガ後ヲ慕テ、其知行所三宅福野ニ追ヒ行キケル時、近習ノ輩方便ヲ以テ、暫タ尹祐ヲ童子原ノ寺ニ入レ參ラストアルハ、卽チ此ノ寺デアル

所藏佛　一遍上人、木造立像、高一尺八寸六分

金剛寺址　字杉安に在て、眞言宗派明治四年辛未廢寺堂宇を存す

宗源寺址　字杉尾に在て　禪宗都於郡大安寺の末派、廢寺前に同し

光明寺址　字岡富に在て、禪宗都於郡大安寺末派、明治四年辛未廢寺

延命寺址　字四日市に在て、禪宗東泉寺末派、前同廢寺

安樂寺址　安千畑に在て、眞宗本願寺末派、廢寺前同

木城村

妙興寺　木城村大字椎木字田畑に建立

所屬　

宗派　本門寺派

本尊　日蓮上人

由緒　本寺は相州鎌倉の産、按察使阿闍梨日安上人、本姓南條氏で日蓮聖者第九世の嗣法者、博識多能の高僧、當時當國内に本宗派衰頽に傾くを深く憂ひ、錫を當地に留め鋭意布教に精勵せしに依り、漸次快舊し信徒亦歸依するもの多きに至り、舊佐土原新田鄉字塚原の山地を卜して草庵を結ひ、塚原山妙興寺と號し、爾來歷世二十九代を累ね連綿として嗣襲せしに、明治四年十二月廢寺となり居りしを、仝二十九年七月三十一日、本山久遠寺第五十三世、日紙上人の法弟野崎智靈之を再興、仝三十年一月八日現地へ移轉したのである

觀音堂　同村大字高城字木寺に在

所屬　小本寺細島觀音寺持

宗派　曹洞宗木寺の宗派に同

本尊　如意輪觀世音菩薩、木製座像、高一尺二寸

由緒　本堂創立其他の由來不明

興福寺址　眞言宗高鍋圓覺寺の末派、高城址の北麓に在た明治四年廢寺

圓城寺址　眞言宗高鍋日光院の末派、高城町の西岸に在た、廢寺前に同し

高源寺址　高城址の麓に在た、宗派並に廢寺年月詳ならず。今に小堂が遺つて居る其堂宇に同寺の本尊であつた十一面觀世音菩薩座像高二尺五寸を安置してある左の胎内銘が墨書せり

榮傳喜繁史同天宣宗譯書記

蓬萊山興福禪宗本尊立　住持比丘

孝屋房忠和尙

藤原氏有屋田

天文十三年乙酉四月吉祥日　同弟子　仲圓敬

於口代被成白佛　守重宗春

圓林白

泉州界住

大佛師隆惠法眼作之

當地頭源朝臣山田新助有信

建長寺址　高城墟の東南に在た宗派並に廢寺不明

長照寺址　眞言宗高鍋日光院の末寺で字北木に在た。明治四年辛未廢寺
慈恩寺址　眞言宗派末で、字重木に在た廢寺前同
普門寺址　宗派前に同し、廢寺亦同し

川南村

妙章寺　川南村大字川南字下肥に建立
所屬　本願寺末
宗派　眞宗
本尊　阿彌陀如來、木製立像、高一尺六寸
由緒　當寺創立の年時を詳にせず、明治三十一年十一月一日、豊後の國より移轉したのである。抑も本寺は毛利元成の家臣、渡邊筑後頭宗久入道して中興したのである。永祿十三年二月十三日卒去せるにより、本寺の古刹なるを窺知せらる、降年卽ち安政五年二月十六日寺號公稱し渡邊法道の代大分縣宇佐郡豊川村に在りし妙章寺を移して寺號となしたのである
所藏佛　阿彌陀如來　木造立像、高一尺二分
卒手寺址　眞言宗高鍋日光寺の末派で、字卒手に在た明治四年辛未廢寺。今一小堂宇を存し、十一面正觀世音菩薩の立像、高二尺八寸を奉安してある

海藏寺址　禪宗高鍋大平寺の末派で、字匠ケ別府に在た、明治四年辛未廢寺

觀音寺址　眞言宗高鍋地福寺の末派で、字甘漬に在廢寺前に同し

都農町

圓通寺　都農町大字川北、字福原尾に建設

所屬　佐土原町大光寺

宗派　臨濟宗妙心寺派

本尊　聖觀世音菩薩、木製座像高一尺四寸

由緒　當寺は僧の天雪なるもの、元和四年二月開山開基にして、宮崎郡佐土原大光寺末に屬し、宗內傳法地の寺格に列せられた、寺敎宣布に勤勵し居たる所、明治三年二月廢寺、同十五年十月十五日再興したのである

德泉寺　同町大字川北字分子村に建設

所屬　觀音寺末

宗派　曹洞宗

本尊　釋迦牟尼如來、木造座像、高一尺二寸

由緒　本寺は天正五年三月、僧洞益の開基する所にして、東臼杵郡細島町觀音寺末に屬し、宗內に於ける傳方地の寺格に列せられて、布敎に勤行して居りしに、明治三年八月廢寺となり、同十五年六月二十日再興した

所屬佛　釋迦牟尼如來、木造座像、高二尺
地藏菩薩、　同　立像、同八寸五分
迦葉尊者、　同　同、同八寸
阿難尊者、　同　同、同八寸
觀世音菩薩、　同　同、同七寸五分
韋駄天尊、　同　同、同一尺五分
大黑尊天、　同　座像、同六寸五分
達摩大師、　同　腰掛像、同九寸五分
承陽大師、　同　同、同一尺六寸
常濟大師、　同　同、同一尺六寸
誕生佛、　金銅立像、同四寸五分

德林寺址　禪宗で都農町の西側、字藤見に在た、明治四年辛未廢寺

美々津町

專修寺　美々津町大字高松字中の別府に建設
所屬　總本山智恩院直末

宗　派　淨土宗鎮西派

本　尊　阿彌陀如來

由　緒　本寺の開創年時詳ならず、僧の清譽淨祐なるもの開基したりと傳う、明治三年六月廢寺、同十六年二月二十日再興したのである

正覺寺　同町大字美々津町字上町に建立

所　屬　總本山本願寺直末

宗　派　眞宗本願寺派

本　尊　阿彌陀如來、木製立像、高一尺八寸

由　緒　本寺創建年時不明文明三年三月寺號公稱せるを以て、足利時代の開基に係るものの如し

寶　物　軸物親鸞ノ親筆ト傳ウルモノ

境內堂地藏庵

本　尊　地藏菩薩、木造座像

城墨址之部

高鍋町

高鍋城墟　新田原の臺地に聯續する丘陵の一端に據り築ける城廓であつて、規模宏大にして、一の丸、二の丸、三の丸の三廓と、之を繞すに東方に外城を以てせり、築城の年時か詳てない、『延陵世鑑』に依れは文德天皇の齊衡年間、日向の豪族縣の城主、（今の延岡）土持氏の支族飫肥太郎秀綱を封し、之を財邊土持と稱して居城せしめたことか文献に表はれて居る、一說に柏木左衞門尉の築設に係ると傳ふ、康正二年丙子、都於郡領主伊東祐堯と互に隙を生し、同年十一月二十二日、祐堯兵を出して當城を攻むるに、新納の目白よりして行々民屋を燒拂ひ、土持氏は之を毛作に激へ、戰て利あらすして和議した、幾干ならすして和議破れ、長祿元年丁丑七月十九日、祐堯再び大軍を卒ひて財邊鉢の窪に本陣を張り、小浪川に於て激戰、遂に土持氏の敗戰、勝に乘して追擊頗る急甚、直に財邊城に逼り、敵首を槍薙刀の鋒に貫き、之を翳して一時に鬨聲を揚けて突入せんとするに際し、城中より使僧を以て馬糧として地を分與せんことを乞う、依て新名爪の地、六十町を與て和成る、同年九月十二日土持左衞門尉景綱城を開いて祐堯に授けた、部將落合民部少輔を封し、歷世襲守し、天正五年丁丑迄、一百二十一年間居城し、天正六年戊寅島津氏に攻略せられ、同氏之を領すること十年間、同十五年丁亥秋月

種實、新納及び樺間に封を受け、種實樺間に居城し、當城には部將を置きしか、慶長九年甲辰種實の嫡男種長、樺間より移城し、延寶元年癸丑正月種信工を起して之を改築し、此年財部を高鍋と改めた城制頗る整備を告けて、累世居城せしか、明治四年辛未廢藩置縣となりて、廢棄した、併し本城は、地方領有上樞要の地區て、伊東、土持、島津の諸氏屢々攻守を重ねた歷史的城壘址てある

富田村

上城址　本村字古城に在、該城は茶臼原の高原地に續する突端陵岡にして、東、南、北の三面、斷崖、削立高四十五米餘にして、展望濶く、北方臺地の一部に塹隍を鑿掘して、敵襲來の防備となし、隍巾八米、深さ三米半、南北の兩側に腰廓を設け、巾二十米にして頗る要害堅固てある、本城築設年月を詳にせすと雖とも、都於郡城主伊東氏四十八城の一にして、城主は沼池出雲守てあつた、天正五年十二月八日、島津義久が伊東義祐の居城、佐土原を拔き一氣當城に迫まりて之を陷れた、伊東氏敗走の後、島津氏の有に歸し、元和偃武に至つて廢毀したる乎

下城址　前城址の十町東方に位す、地形前に同しく、山岡の嶺に築設してある、城域三段、南、北、兩地、壁立、斷崖、高四十五米餘、南、東、西の三方擴濶、景勝に富みしのみならす、頗る堅要の地てある、北方の一隅に深隍を鑿ち、其幅十米、深三米、本城の創築並に城主不明、伊東氏時代の創築にして、其屬將の居城なるへし、廢棄前に同し

妻町

穂北城址　同村字千田の上丘に在、斷崖一垂、高七十米、東、南、西の三面は穂北川其城脚を洗ひ、北方新田原の高原に聯續せる地に、壕隍を穿ち、城域別つて三劃となし、南端に在を榎城と呼ぶ、東西二十八間餘、南北十九間餘、中間に介在するもの中の城と稱へ、東西三十八間、南北二十間、其東方に在るもの東城と名く、方郭にして十三間、各城間に隍を設けて、各境劃をなしてある、規模大ならさるも、展望濶達、頗る要害の地域を占めたる城壘なるへし、當城の創築に付ては、其年月並に初城主を詳にせす、『日向記』に永祿十一年伊東氏、日向國内四十八城を築設せる其一にして、穂北城主、長倉洞雲齊と始めて記に表れて居る　天正五年十二月九日、伊東氏沒落當年迄、洞雲齊の居城て、伊東義祐、佐土原城を放棄し、遁路を新田原に取り、財部に赴かんとするに、財部城主落合藤九郎は、屬將なるに叛心を抱きて、部卒をして逃道を塞かしめたるを以て順路を轉して新田村花園原を經、長倉洞雲齊か居城穂北城に入れりとある、卽ち當城のことなるべし

上穂北村

有峯城址　同村字千畑隅の丘上に在、城脚懸壁、高五十米、西側穂北川の流に沿ひ、東方溪谿を帶ひ城域方、約三十間、其西方に隍を穿ち、深さ四米、幅員五米、東方に一隍を設く、深二米、幅二米半

深さ之に相同じ、當城の創築年月並に其城主を明にせす、傳云建武年間、長友兵庫頭行安が居城せしと、後年有嶺某か改築占居せしに依り、此名となつたのである

都於郡村

都於郡城址　都於郡町の北に位し、舊稱高屋山宮址と云ふ山岡に在る、北方三財川其山麓を繞くり、遠く之を望めば尤立として往時の城樓半空に聳へ、恰も雲間に懸れるかと思はしめた、歌に『春は花秋は紅葉に紅の雲霞なる浮舟の城』と、詠ひし程であつた（挿圖第三三）

城は本丸、奥の城、二の丸、三の丸、斥候（モノミ）城、西の城の五區劃となし、奥の城は伊東氏の居城であつた、東方三町を隔てる丘端には日隱の城、向城、東城等を築き、南方市街を挾んで、南の城あり、規模宏大、日向四十八城中隨一として知られ、日向大半を領せし、豪奢の跡を追懐せしむ、城主伊東氏は、工藤祐經の嫡孫で、建武元年庚戌正月二十六日、源頼朝、工藤祐經を日向國地頭職に補し、諸縣の庄四百五十町、田島の庄九十町、富田の庄八十町、縣の庄百二十町及兒湯郡内に於て二百四十町を所領せしむ、祐經、日向なる任地に着かす、部下屬僚を遣はして代領せしめ、租稅の徴收をなさしめた、嫡男祐時父の業を襲き、其より祐光、祐宗、貞祐に至る五世皆伊豆に居住、貞祐の子祐持、足利尊氏に從ひ戰功ありしを以て、其賞として更に日向國内都於郡の地を增封せられた、仍て延元二年丁丑四月日向に下り、都於郡に城を築て占居した、祐持の子祐重の代更に當城を改築し、宏大なる山上山

下に亘つて、さしも廣濶なる地域も、城樓及部臣の邸宅を構築し、城制を改むると共に、頗る偉觀を呈するに至つた、永正元年甲子三月二十一日、城中火を失し、其壯麗偉大なる樓廓を始めとし、廓外なる城下民屋に延燒し、歴代の典籍什寶の類大半燒亡せしめし、故に支城又は佐土原、宮崎の諸城に移住すること多かりしも、元來本城を以て根據として居つた、三位義祐の代に至つては、佐土原城に常に居住し、當城には嫡男義益を置き、義益夭死後、嫡孫義賢を置いた、天正五年丁丑十二月七日、部臣福永丹波守、野村刑部少輔叛を策り、薩軍と通じ之を野尻城に納れし爲に盛力を衰ひ、領民亦伊東氏に叛し、遂に同月九日義祐は佐土原城を放棄し、義賢當城を棄てゝ倶に北走した、建武元年より天正五年迄二百四十四年間、日向國内の覇王として振ひし威權者も、茲に終焉を告げた、天正十五年丁亥島津以久佐土原に封を受け、同所を本據とし、當城を支城となし居りしが、元和假武一國一城の制令に依り、廢毀するに至つたのである

三納村

平野城址　三納村大字平郡に在り、西方山を負ひ、南方谿谷に枕み、東方平地に接し、樞要なる要害地區を占む、（日向記）天文二年癸未十一月十七日、伊東武藏守の嫡男、佐衞門佐米良山を頼て平野に落るとあり、又裏山の一搽左衞門佐を大將として、都於郡に押し寄せ來れり、等の記事を見るにより、強將の居城址ならんか

三納城墟　本村字府下に在、東方谿谷に接し、西方三納川城底を洗流し、斷壁二十一丈、南方低地を擁し、北方の一端連山岡阜に聯續し、城廓三區に分ち、今尚濠隍を在し、規模大ならざるも頗る堅要の地である、『日向記』に、永祿十一年伊東氏日向四十八城を置きし、其一であり、曉將飯田肥前守を三納の地頭となし、以て此城に居らしめた、天正五年丁丑都於郡城陷落後、飯田肥前守は薩軍の爲めに死し、長倉勘解由左衞門佐恢復を謀り、伊東の舊臣遣存するものに謀計を回らし、天正六年戊寅十月二十四日、三納平郡の兵士之に應し、平郡、久米田の二村に火を放ち、烽火の擧るを相圖に、河原田に押寄せ都於郡へ打入らんとせしに、合圖の相違に依り事遂げずして戰死するもの頗る多かつた、當城には八代駿賀守を初めとして、佐土原攝津守、湯地駿賀守以下立籠り、百折不撓の勢で十一月十八日迄支へた、島津氏は城攻難しとて計略を廻らし、六つ野原に兵を置き、當城の圍を解きしも、城孤立て援兵なきに依り、敵の退敗を好期とし、城を出てゝ退却するに、待ち受けし六つ野原の伏兵、忽ち起り、駿賀攝津參河の各大將を始めとし、同士三十四名悉く敗死した

木城村

（插圖第三四）

高城址　木城村大字高城に在る、新納山の派丘なる突端、北方は宗麟原に相對し、西南は尾丸河近く城脚に接し、東、南、西の三面平夷の低地、一望展開、城脚、壁立、截縱、頗る景趣に富むと共に、要害樞區の地である、西方の一隅丘脈に連續せる狹頂を切斷して、七隍を穿ち、敵の襲來に防備してあ

る、當城の創築年月を詳にせずと雖ども、日向の豪族、土持氏の族將が居城であつたことが窺はる、建武二年乙亥薩州島津の武將、新納近江守時久、足利尊氏の爲に、高城の地頭となりしとあるにより、當時を溯る遠きにあらざるか、時に時久尊氏の召に依り、上洛中島山修理亮直顯來り攻めて之を陷いれ、間もなく亦財部城主土持の爲に略取せられ、同氏の領有となつた、長祿元年丁丑七月、都於郡城主、伊東祐尭財部城を攻取し、同氏の有に歸した、而し永祿十一年には、日向四十八城の一にして、野村藏人佐を以て城主となせしが、天正五年丁丑伊東氏敗走の後は、島津氏の所領となり、同氏の部將山田新助有信を當城に封じた、同六年戊寅十一月十二日、豐後臼杵の城主、大友宗麟五萬餘の大軍を擁して、四面五所に陣を張つて之に迫る、時に城兵僅かに五百餘、島津家久、兵一千餘人を率ひ來り援く、大友氏兵少きを侮り、且つ城內糧乏しきを知り、糧盡くるを待んと、荏苒二十有餘日に亘り大友氏の將齊藤某は、樹木を伐採して、城の西丘へ運び、之を谿間へ落し埋て、一、二の尾の深溪を平地の如くにし、以て風上より火を放ち、一、二の城砦爲に支う能はずして放棄し、本丸に引下げた、島津義久急を聞き、薩、隅、日三州の兵を自から率いて、佐土原に着陣、弟兵庫頭義弘は、都於郡に、右馬頭以久は財部に、着陣し高城を繞りて一大會戰を演じ、大友氏の敗北となつて美々津川へ退却せしに依り、當城全きを得た、天正十五年丁亥豐臣氏島津氏を征するに當り、羽柴秀長を大將とし黑田孝高を參謀として、同年四月六日當城を圍繞し、五十一所の陣營を設け以て攻勢を示した、城主山田新助は、兵一千三百餘を以て能く拒守し、圍みを受けること二十餘日に及ぶ、時に島津義久秀吉

と和を講ずるに至り、始めて城を秀吉に開致した、以後城主並に廢棄年月詳かでない、然も同時に廢棄したもの〻如し（島津以久高城軍記川南村六地藏塔の部に掲ぐ參照せられたし）

松山城址　高城址の東五町に在り、高城に相對する臺地にして、壘を別つて五劃となし、縱橫に二つの塹濠を設け、規模大ならざるも頗る堅要にして、石壘今に顯在す、天正六年大友氏高城を攻むるの時佐伯宗夫が屯營せし所と云、同十四年四月羽柴秀長、高城を攻むるに該り、該壘に據つたのであると云

目白坂の古壘　妻往還の東側にあり、南は新田の平原に連り、北は斷崖に枕み、四周高さ七尺の濠壘を環して居る、羽柴秀長、天正十五年五月六日より、高城を攻むるに該り、五十一ヶ所に砦を設けし其一で、當壘には宮部是祥坊をして、屯營せしめた所である

古壘　同所の東に古壘がある、天正十五年丁亥五月藤堂高虎、尾藤長左衞門の二氏が屯營した所である

高城興亡記の一節に、左の事項が載せられてある

高城の役に、島津義弘夜半、襲撃せんとするを　高虎之を覺つて、宮部に告げた、宮部迎撃の備をなした爲、義弘進撃か能きすして、都於郡城へ退却した、時に宮部か追撃せんとせしに、尾藤固く制止して事成すを得なかつた、仝年七月豐臣秀吉歸坂の際、赤馬關に於て、義弘を討遁したのは惜むへしだと、部臣に語け、宮部か僻易した故を秀長に問ふ、秀長曰く、宮部か躊躇したのてはなく尾藤か怯惰失態てあつたと答ふ、秀吉怒て、尾藤の領地讃岐を奪つたと云

古壘　宮部、尾藤二氏屯營の東方にあり、高城攻撃當時、黒田孝高を屯在せしめ、財部城に屯在せる島津以久の押へとなしたのである

石城址　字楠八重の山麓、尾丸川に突出する丘阜、三面川を以て繞り、西隈の一端僅に山嶺に接し、高十四丈五尺、濠隍深く穿ち、要害頗る堅固、東西一百間、南北一百八十間、東方は低地て、凸凹にある、『日向記』に、永祿十一年、伊東氏、日向四十八城中當城に、長友源次郎を置くとあり（日向記中、伊東義祐、石城を築くとあるは、改修の意てあるへし）天正六年戊寅四月十五日、縣の城主土持氏、大友の爲に亡され、全氏の有に歸し、當時伊東義祐、大友家に寄寓し、本國の恢復を策り、石城を築いて、全六年六月十五日より、舊の部將長倉勘解由左衛門、山田匡得等恩厚の將士、數百名をして之を守らしめ、全年七月六日薩將、伊集院右衛門太夫忠棟、大兵を率い雲霞の如く、來り無二。無三に攻め登る、城兵少しも怖れず、山田匡得太刀始めとして、諸兵勢を勵まし、戰ひければ、薩兵多しと雖ども進むを得ず、手負五百餘人、戰死も數多なれば、佐土原さして引去ぬ　伊東兵も戰死多かりける、早速此趣きを豐後に報じければ、宗麟行て米良四郎右衛門、山田匡得、兩人に手勢を添へて其功を賞す、然る處全年九月十五日、薩兵は又復、先度の恥辱を洒さんとて、總大將は島津右馬頭彰久、副將伊集院忠棟、平田美濃守光宗、上井伊勢守覺兼を始めとして、再ひ石城に攻め來る、薩兵大木を斫り川底に沈み、浮橋を造て諸軍を濟し、競ひ進て攻登る、伊東兵少しも屈せず、三日三夜支ふと雖ども、衆寡敵せず、且俄かに築きし山城にて、兵糧乏しく外援も來らざれば止むこと得ず城を開

き門川のやうに引退きける

美々津町

美々津古戰場　天正六年十一月島津、大友の兩氏高城に於て戰ひ、大友氏大敗美々津川畔に退き、川を挾んで交戰した地にして、當時の戰狀を『日向纂記』に載せたる所は左の通りである

高城已ニ難義ニ及フ由鹿兒島ニ聞エケレハ、島津義久ハ後詰セントテ、三州（日薩隅）ノ勢ヲ催シ、天正六年十一月上旬、佐土原ニ着陣アリ、兵庫頭義弘都於郡ニ陣ヲ居エ、右馬頭以久ハ財部ニ陣ヲ居エラル、大友宗麟ハ之ヲ聞テ、高城ノ寄手ヲ美々津川マテ引カセラル、斯テ豐後勢ハ美々川ノ北岸ニ陣ヲ張リケレハ薩摩勢ハ美々津川ノ南岸ニ陣取ケル、兩軍ノ旌旗風ニ飜リテ冷シカリケル形勢ナリ、大友家ノ先手吉弘近江太夫鑑理、齊藤鎭實ハ牟志賀ニ使ヲ立テ、宗麟ノ旗下ヲ美々川マテ寄ラレ候ヘト云ヒ遣シケレトモ田原紹忍ハ、其儘牟志賀ニ在スヘシト申シ送ル、宗麟固ヨリ信仰シ紹忍ナレハ、一議ニモ及ハス其意ニ任セテ出馬セス、鑑理鎭實ヲ始メ大友家ノ諸大將、皆歎息シテ申シケルハ彼紹忍何者ナレハ吾等カ申上ルコトヲ惡シトハ申スソ、餘ノ義ニ於テハ兎モ角モナリ軍旅ノ事ニ於テ、吾等ヲ差置、紹忍カ申スコトヲ好ト思ハル宗麟ノ心コソ大友家運ノ盡タル所ナラスヤ、只今味方大勢ナリト雖モ皆國々ノ集リ勢ナレハ、旗本ノ後楯トナクテハ、吾等何程先ヲカクルトモ、後ヨリ崩レンコト疑ナシ、サレハ此儘ステ置ヘキコトナラストテ、再應評議ノ上、重テ宗

麟へ軍略ノ程ヲ言上ニ及ヒシカナレトモ宗麟少モ用ヒサレハ、鑑理鎮實等モ此上ハ屍ヲ美々川ニ曝スヨリ外ナシト思ヒ定メケル

『九州記』　佐伯宗天モ、薩摩勢ノ十分戰ヒヲ持タル體ヲ見テ旗本ノ後詰ヲ受ント云。田北鎮周聞モアエス先手ノ大將承リシ武士ノ身トシテ、未タ一戰ニモ及ハス旗本ノ後詰ヲ恃ムヘキヤ、鎮周ニ於テハ、宗麟公ニ申上ルマテモナシ、懸ツテ一戰仕ント答フ、其時軍師角隅石宗諫ヲ申シケルハ、鎮周武勇ハサル事ナレトモ血氣ニハヤリテ萬一仕損シナハ、味方總軍ノ弱ミナリ、是非ニ本陣ノ一左右ヲ待候ヘ、鎮周肯テ聽入ス、人々ハ兎モアレ某ニ於テハ明朝ハ必ス斬テ出テ打死シテ見セ申サント云ヒステ、已カ陣所ニ歸リケル、宗天モ力及ハス、斯ル血氣一途ノ人ト合陣スルコト、吾カ軍命ノ盡ル所ナリトテ備ヲ三段ニ立テ、打テ出ル仕度ヲナセリ、石宗モ之ヲ見テ、斯ル上ハ、某トテモスヘキ樣ナシト歎息シテ、十二日ノ戰ニハ打死ヲ遂ケル、（西國衰盛記、高城興亡記）斯テ十一月九日には兩方ノ軍勢美々川ヲ挾ンテ陣ヲ張リ、其日ハ矢軍ハカリニテ止ム、其夜吉弘、鑑理諸將ニ向ツテ申シケルハ、明日ハ敵必ス川ヲ越エテカ、ルヘシ、味方ハ川端ヨリ三町程引退テ、敵ノ半濟ル處ヲ擊ツヘシ、佐伯惟定申シケルハ、イヤ〳〵、川ヲ越テ來ル敵ハ、其勢鋭トクシテ喰留カタシ又敵ヲ待テ川端ニテ戰ハントセハ、渡ル敵ヲ上ントスルニ敵味方混雜シテ川中ノ懸引自由ナラス、思フ敵ニ逢ヒ難カレヘシ。惟定ニ於テハ、明日早天ニ川ヲ渡テ打死セント存スルナリ、諸將之ニ同シテ、明日辰ノ刻ノ合戰ト約束ヲ定メ、各々陣屋ニ歸リケル中ニモ、鑑理ハ（西國盛衰記ニハ佐伯

宗天ナリトス）鎮實カ（西國盛衰記）ニハ田北鎮周ナリトス）陣屋ニ人ヲ遣ハシテ尚又明朝川ヲ渡ス時刻ヲ向合ケルニ、鎮實カ返詞ニ、某ハイマタ時刻モシカト定メ候ハス、御邊ノ渡サルヘキ時刻重テ知セ候ヘト、サリケナキ體ナレハ。鑑理不審ニ思ヒ、再ヒ人ヲ遣シテ陣屋ノ樣子ヲ窺ハシムルニ案ノ如ク鎮實ハ士卒ヲ集テ最後ノ酒宴最中ナリ、手下ノ者冷酒ヲ進メケルカ、鎮實怒ツテ、時コソアレ。此寒夜ニ冷酒ヲ進ムルハ何事ソト云フニ薪ナシト申シケレハ此ニ屈竟ノ薪アリトテ、乘代ヘノ鞍ヲ出シテ之ヲ破ラシム近習ノ者、此ハ如何ニ名作ノ鞍ニテ候ト云フ、鎮實聞テ、命ノアランニコソ秘藏ノ鞍モ愛カルヘケレトテ、打破テ酒ヲ温メケル、鑑理カ使ハ此體ヲ窺ヒ見テ、急キ走リ歸リ斯ト告ク、鑑理、サレハコソトテ、手ノ者共ニ下知ヲ傳ヘ、十一日ノ未明ニ、美々川ノ上ノ瀨ヲ舟ニテ押渡ル、鎮實之ヲ見テ、鑑理ニ出シ拔レタルコト口惜ケレトテ、美々川ノ下ノ瀨ヲ、人馬共ニサツト打渡リケル、薩摩勢二千ハカリニテ渡口ニ馳セ合セ、豊後勢ヲ川中ニ追ハシメントスサレトモ鎮實ノ兵共面モフラス喚ヒテ上リ、敵ヲ一町ハカリマクリ上ケタリ、鎮實ハ縱橫ニ馳セ廻リ敵ヲ五騎マテ斬落シ、終ニ亂軍ノ中ニ打死ス、鑑理ハ上ノ瀨ヲ渡ツテ後口ヨリ打テカヽル、卯ノ刻ノ初ヨリ未刻ノ終マテ、七八度ノ合戰ニウタル、者數知ラス、其日ハ相引ニ引ケリ、（九州記）十二日（日向紀）ニハ十一日トアリ、之ニ依ル豊後勢又々喚キ叫ンデ、薩摩ノ陣ニ斬カヽル、固ヨリ必死ト定メタル戰ヒナレハ其勢ヒ如何ニモ烈シク見エタリケル（豊後勢又々以下ハ高城ノ戰ヲ混記シテイル美々川ノ戰ニアラス）以下略ス、大友氏ノ軍此所ニテモ大敗、十三日ニハ豊後勢門川ニ引退ク田原紹忍ハ牟志賀マデ逃ケ來リ、敗軍

ノ由ヲ述ヘケレバ、宗麟聞テ、勝敗ハ兵家ノ常、悔ヒテモ益ナシ、宜シク時節ヲ待テ此鬱憤ヲ散スヘシトテ、十四日ニハ豊後ニ引取ケル

『日州平治記』には高城の戦況を左の如く叙して形容頗る誇飾してある

於是大守舎弟中書君、出高城門、不俟武夫之従而來、單騎而入友逃散之軍中、要窮寇遁走卅、親殺將士者十餘人、而況我十餘萬之甲士、無一人而不殺戮其敵軍者、我軍士之勢如亂雲敷空、仇兵之敗如秋葉亂雲、其向彦嶽而走者、高城宰山田新介逐之、皆悉壓之、高城與耳河地之相去者七八里、其從横無際涯悲哉、夫伏屍於草萊之際曝骨於沙礫之間者數十萬矣

政教史傳之部

高鍋町

秋月氏ノ由來　秋月氏は、漢高祖より出づ、高祖の後裔靈帝である、靈帝の曾孫を阿知王と謂ふ、魏の亂を避けて本朝に歸化し、播磨國赤石に居る、應神天皇召して大和國高市郡檜前村を賜ひ、此地に移居せしめた、子孫繁昌歷世官に任うるもの多かりしも、戴典不備其由來を詳にし難して雖とも履中天皇太子と爲り　住吉仲ノ皇子叛を謀りて東宮を燒くに該り、阿知王豫め之を知りて變を上り皇子其危難を免がれ給ひしより、親王厚く之を遇し、百濟の博士王仁と內藏出納の職に任ひられ、曾孫搜の代に至り、雄略天皇大藏を建。搜を主鑰と爲し大藏姓を賜ひしにより、始めて族を別つたと傳ふ

第十四世、春種の代に及んで、記錄略整備するに至つた、朱雀天皇の朝、春實を右衞門志に補し、對馬守に任せられた、天慶四年純友反し春實山陽道より進んだ。而して首將小野好古に從ひ、任せられて主典となり、戰艦二百余艘を備へて伊豫に赴、純友敗れて大宰府に走つた、好吉陸路より、春實海路より進み、筑前博多津に會合して賊團を衝いた、時に春實火船を縱つて敵船を燒き、純友爲に大敗之を捕にす、其の功に依り征西將軍に任せられ、錦旗菊桐御紋章及天國の寶刀を賞與せられ、居を筑前三笠郡原田に移した

春實の子、種光太郎と稱し、長門守に任し、大宰貳主に補せられた、其子種材岩門小三郎と稱し、後一條天皇の寛仁三年、朝鮮刀伊族入冠し、種材藤原明則、菊地則隆等と討つて之を退けた、種材功に依り壹岐守に任し大宰府大監に補せられた、子種弘父の後を嗣き、其子種資三郎と稱し亦父の職を襲ふ、子種生大郎太夫と稱して父の後を嗣く、弟種成兄の後を承けて、安德天皇に奉任し、大宰大監の職に居る、子種直大宰小貳と爲り世々岩門少鄕と稱へた

壽永二年天皇西海に幸せられ、種直の館を以て行在所に充た、賴朝忽つて鎌倉扇谷に之を幽し封を沒收し、平山季重をして監護せしめ、後幽を解かれ赦を得て筑前に還さる、時に舊臣既に散し去つて殘るものなし、怡土郡に在る高祖の祝官、上原兵庫の豪族なるを聞き、之に據つて再起し、原田本宗と爲つた

種直の弟を種雄と曰ひ、三郎と稱した、建仁三年武田有義反して、九洲擾亂するに依り、急を鎌倉に告げしを以て、家賴大に喜び、筑前秋月の莊に賜封し、此地に居城す、始めて姓を秋月と改めた

嫡子種幸太郎と稱し、其子種家三郎と稱した、弘安四年元寇あり、種家兵三千を引卒し、諸將と共に擊て功を奏した、其子種賴父の職稱に同じ嗣子種貞小太郎と稱し、延元元年三月王事に勤め、菊地武俊等と兵を起し、足利尊氏と筑前多々良濱に戰ひ、利あらず郎黨二十余人と戰死を遂げた

嗣子種高左衞門尉と稱す、其子種顯三郎と稱し、其子種道父の稱を襲つた、嫡子種忠長門守と稱へ、其子種氏左衞門尉と爲り、子種照中務大輔と爲り、其子種朝父の職務に同じ

永正四年大内義興、足利義稙を京師に入れ自ら、留まつて管領と爲つた。九洲大亂、大友義鑑菊池武朝等と屢々來り攻む、種朝古所山下に戰つて勝利あり、子種時中務大輔と爲り、後伊豫守となる、大永四年義鑑、種時を招く、曰く　王孫著姓他意なしとて敢て肯せず、同五年義鑑陶氏の地を侵し援を種時に請ふ、之に應じて援軍を果さなかつた、子種方中務大輔と爲り、弘治三年種方毛利元成と謀り、大友宗麟を攻んとした、宗麟之を知り其老臣戸次丹波、高橋三河、臼杵越中等を兵に將として、來り古所山に戰ひ、種方大敗後門より逃れ出でしを、小野九郎左衞門追蹤して、種方を討つた、（九郎の從弟に和泉なるものあり、大友の臣となり居るに因り、和泉は九郎を利を以て陷り、爲に反應し居るを種方察知しなかつた爲に、禍害身に及したのである）秋月氏の宿將坂田和泉、小田下野、桑原内膳、坂東次郎等を始めとして數百名此時戰死を遂た

時に僧の高韻、密かに孤兒を抱いて周防に遁れ、毛利に倚つた、孤兒幼名黑帽子と呼び、年十三、周防の土豪内田壹岐力を竭して之を扶育し、新館を營なんで居住せしめ厚遇して成人せしめた、是則秋月家三十九代目、筑前守種實氏である

永錄元年毛利元成八十貫邑を與ふ、舊臣深野美濃努めて恢復を圖る、時に深野は大友に屬し居るを以て之を難詰するにより、嫡子彈正を質となし他意なきを示し、其間に乘じて秋月氏の舊臣を糾合し筑前馬見城を攻めて之を拔き、種實を迎へ入らしめた、元成兵三千を遣はして之を援助し、同二年正月古所を陷れて舊有に恢復し、爲に威名頓に四隣に振ひ、筑豐前十一郡二十六城悉く歸服した

同年九月大友氏、部將吉岡鑑忠等に兵萬余人を授け、寶滿城を襲はしむ。戸次鑑速、臼杵鑑速、吉松鑑理等各萬余の兵を以てす。八月十四日甘水に迎へ討つて勝たす、退いて古所を保つ、大友の三將三方より迫まる、種實夜襲して大に之を敗つた、大友氏が占有せる、豊、筑、肥の各所日に不利に傾き十一年種實と和す、天正八年三月大友盟を破つて來り攻む、各所に交戰して敗られ、種實敵の優勢を懼れ、同十四年正月款を島津義弘に通じ、大友氏を討つことを約す、大友氏畏れて急を大坂に告ぐ。時に秀吉已に中國を平定し、將に西下せんとす、種實、惠利暢堯を以て大坂の内狀を詢はしめんとするに、秀吉既に廣島に在りしを以て、秀吉に降を請ひ約するに兩筑の地を以て、秋月氏に與うることゝした、暢堯欣然歸つて種實に其顚末を告ぐ、種實怫然色をなして曰く、盟を渝へて勢に趨むく不義焉より大なるは莫し、何を以て他日島津氏に對せんや、汝命を矯け私かに和を納る、其何の自檀なる哉と、遂に死を賜ふた、十五年秀吉の先鋒、豊前岩石城を攻めて之を陷れ、其勢敵し難し、四月三日嫡子種長と、古所及二十四の屬城を以て秀吉に降り、高鍋三萬石に移封された

文錄元年征韓に兵三千九百を卒ひ、釜山に上陸し江原道を〇ひ、八月昌平城を攻落し、慶長二年七月我軍忠清道、南原城を攻むるに當り、十一日蜂須賀其他の諸將と、東門及び宣州城其他の戰に參加して戰功あり、同年八月秀吉薨して師を班した、種實在韓七年一千五百六拾九人の斬虜あり、豊臣秀頼大閤の遺品大原實守の一刀を賞與せられ、家寶として傳ふ（宮崎徽古舘に出陳するもの夫である）（秋月家記ニ據ル）

島津義久の將　伊集院恒久、日向庄內城に據つて叛きし時、種長德川氏の命を奉して之を討つた、豐臣氏の將浮田秀家等の諸將伏見城を攻むるに該り、亦命を奉じて兵を進め、高橋元種と大垣城に鬪ひ大垣七槍の名を得た部臣がある。關ヶ原の役、豐臣氏の意にあらずして、石田三成の奸策に出でしを知り、城將筧和泉、熊谷內藏を斬て、家康に降り以て舊封を有つを得た

高鍋城初代　第三十七代　種實　日向櫛間城に居る今の福島

第二代　種長　第三代　種貞　第四代　種春
第五代　種信　第六代　種政　第七代　種弘
第八代　種美　第九代　種茂　第十代　種德
第十一代　種任　第十二代　種殷　第十三代　種樹
第十四代　種繁　第十五代　種英（現主）

秋月種茂氏　秋月種茂氏は舊高鍋藩主で、寬保三年十月生る、幼名兵部と稱し、寶曆六年十一月十四歲にして、始めて將軍家宣に謁し、同十年十八歲の時、家を繼ぎ山城守に任じ、寶曆十一年五月入城した種茂藩政改革に心を須ひ、始めて奉行制度を設け、總奉行を置き、藩政を統一した、同年六月比木神社、八幡神社、向山神社其他六社に參拜して、入封奉告を行ひ、以て敬神思想の範を領民に表示した而して藩主の賽拜年中一回なりしを、茲に二回に改めた、又革新施行の實を擧ぐるに、人材登用を行ひ、小臣小田岡右衞門を拔擢して家老職に任じ、同時に老朽淘汰を行ひ以て因習打破の例を示し、衆

庶に接する敢て權貴を問はず、徒士を書齋に引見する等、新なる革新を開いた、山野遊獵するに武人百姓を問はず、集獵に加はらしめ以て上、下の融和を圖り、尊卑、際隔の弊風矯正に勉め、人を遇する寛、身を儉いること、頗る嚴、和衷、能く臣庶を導いた、天明元年の旱天に、雨を尾鈴權現に祈るや夜四つ(今の十時)城を出で、登山徹宵、翌朝歸城したる如き、藩祖忌日と雖ども、練武の訓致に從事、苟且にせず、事務、敏捷を期し、民俗の改善、百姓の子供三人目より、一日米二合若くは畑物三合を以て扶助し、雙子に十歳迄救助するの示達を發した、勤儉自ら之を行ひ、江戸の藩費二百兩を半減にし、『宿元在邑』中食物一切一ケ年、銀十八貫を限度とし、頗る非薄、儉素を極めたのである、而して下民の奢移を禁じ、勤儉を奬勵し、下り酒(上酒のこと)停止、賴母子講座會馳走、其他禮祭には一汁二菜等に節制せしめた

文武奬勵には、役人中小供小給以上に學問を勸め、講師を任命し、父兄をして進んで其督勵を嚴行せしめ、本業たる農事精勵の誨告、頗る懇命であつた

官記の振肅に至つては、頗る格嚴に、登城退出の時刻を勵行し、會計、檢校、嚴密に、諸士の勤怠、行跡を考察し、臣僚のもの、遊蕩放埒者を嚴罰する等、上下悉く儀容を改め、之を一新し又菩提寺を修覆 賽詣、頗る恭敬、尊祖の志を叙へ以て根本の示道を布令せしめた

安永七年藩校、明倫堂を建設し、學規を定め職員を置き、大に學事奬勵を策り、自ら開校式に臨みて式辭を陳べ、氏著す所の書『鄉黌學規、聖語國字解』等で、其事績顯著にして、藩政亦大に擧り領民安

逸となつた

因に彼の名聲世に高き、上杉鷹山は種茂の實弟である、此兄にして此弟ありとは宜なる哉

一、君臣の間は義を以つて合ふもの故、君は下をつかうに禮を以てし、國家をよく治め、民百姓に至るまで不憫を加へ、着物食物居り所まで、よくありつく樣にするが君の持前なり、臣下たるものは、上に忠義を盡して、爲になる樣に致し、各、我が任前を務め、我身を上へ差上げ、打任せどうならうとも、我身を思はず、務むべし、云々

一、子たるものは、兩親へよく孝行を致す事第一なり、父母我を生み、三年の內は懷に入れて養ひ育て、成人させ、食物着物其他何にても、親のかげに非ざる事なく成人しても、親よりは子を暫くも忘る事なきなり、此の恩の深き事は、天のはてし限り無きが如く、大海より深く、高山より高し、かくの如き恩故成人しては相成だけ、食物、着物、居所、身上、相應に致し、不自由なき樣に孝行いたし、たとひ無理事も、無理と思はず、親の氣に叶ふ樣に致す事なり、水の深きは遠く流れず、木の根なきは枝も衰へるぞかし、孝は百行の源にして、父母は家のもとなり云々

一、父母は家內をよく治め惣体の者の手本と相成やうに我身を正して家職を油斷なく、子供嫁ともに不憫を加へ、筋よく差圖を致すべし

一、母親は家の世話をよく致し、子供嫁に無理なる事なく、惣体のものに恩愛を加へ、家內睦じくある樣に心掛くべし

其他兄弟仲良き事、嫁の心得、夫婦和合、婦女の心掛、一座集會の心得、老人を大切にする事、自分を知る事等、頗る多くの訓令がある（氏の揮毫挿圖第二九）

秋月種樹氏　秋月種樹氏は、天保四年江戸に生る。性天資、聰明人と爲り淡快、高潔、敢で貴賤を撰ばず、文藻、英發、書畫亦遒勁超凡、寸絹、尺楮、世爭て珍藏す

氏は少時學を、西島蘭溪、塩谷宕陰に受く、才名嘖々、華胄界に高く、小笠原　本多の二侯と併せ、世に三貴子と稱せられた。壯年に及んで、幕府に參じ、若年寄となり、外樣大名入閣の異例を開き、以て其非凡の材見るべし、維新の始め、建議して公議所を設け、任せられて其長となる、蓋我國會議の嚆矢である、時恰も封土返還の唱道に、薩、長、土、肥あり廢藩置縣の主張には、秋月種樹氏あり列藩に移した檄文は、氏の手に成り、論文卓拔、自ら各藩主の心を動かす所があつた、明治元年侍講となり、同二年大學大鑑に任せられ、其後諸官に歷任し、同四年辭して歐洲に遊歷し、歸朝するや元老院に入り、一旦辭して閑に就き、悠遊自適、風流自から樂しみ、明治十八年一學堂を設けて、英、漢、歷、數の諸學を敎授し、田村義勝、內田文次郎　藤田愛次郎等を以て敎授となした、又自ら修身漢文　作文の諸科を授け、史を講ずるに、忠君、愛國の心膓に至りては、情逼り、情意、奮激、子弟をして知らず識らず、感泣せしめ、敎化の子弟に及べる所、頗る大なるものがあつた、斯して尋て錦鷄の間祇候に任せられ、貴族院議員に勅選せられ獻納是大に努めた、明治三十七年十月相洲片瀨に薨去せらる、享年七十有一であつた、氏揮毫（挿圖第三六ノ三）

城竹窓氏　城竹窓氏は、父を志津馬景正と云、文政十一年七月五日高鍋城大手門内の私邸に生る。諱は重淵、通稱勇雄。又勳の字を須いた。竹窓は其號である。十一歳にして明倫堂行修齊に入り（今の小學校）十七歳の時、著察齊に進み（今の大學）十九歳にし明倫堂助敎に任せられた。若年にして人の師たるを恥ぢ　强て任を辭し、江戸に遊學して古賀講堂に入り、佐藤一齊、安積良齊、羽倉簡堂、安井息軒塩谷宕陰等の卓學者と交り、業成り歸つて鄉土の士を育英に努むるに志し、再び明倫堂助敎となり、其子弟を訓陶するや、其材に應じ、其器に伴ひ、循々指敎し、人材其の門より出でゝ、維新以前王事に軼掌し、又邦家に盡したるもの少なしとせず、竹窓傍ら藩治に參與し、目代を兼ね、吏民の正邪を律する頗る峻嚴を極め、又風俗改善に是努めた。三十歳にして物頭役となり、勘定奉行に補せられた三十四歳の時、物頭使番に進み、併せて明倫堂敎授に任せられ、經筵侍講を兼ね、元治元年三十七歳で總奉行兼社寺奉行に擢られ、畫策する所頗る多しとす、累進して年寄り家老となり、明治二年廢藩置縣大參事に任せられ、其後諸官に歷任し、專ら育英事業に軼掌し、閑地に就くや、黒田長成侯、之を招聘して賓師となし、優遇頗る厚かつた、明治三十七年歿す、享年七十有三であつた

秋月種殷氏　秋月種殷氏は舊高鍋藩主、文化十四年に生る、幼にして穎悟學を好む、天保三年十二月佐渡守に後長門守に任せらる。嘉永年間寄宿寮を設置し、藩校子弟の俊才を選んで資を給し學に就かしめ、更に藩費を以て洛中に遊學せしめた、入寮及遊學を欲するものは試驗し、之を拔擢して學資半額を支給し、校費一千五百石を給與し、以て益々大學の奬勵、研鑽せしむる所少しとせず、文久、慶

應の交、海内騒然、種殷祖訓を守り、深く心を王事に須いて止まず、文久三年一月參勤の任了へて歸城、京都を過んとするに、朝廷詔勅して海防の備を嚴にせしむ、領地に歸するや、細島、美々津、福島の各要港に砲臺を築き、人を聘して英式練兵を訓授せしめ、兵制大に革まり、錄三千石を以て其費に充つ、元治元年北征の命に接し、軍を送りて仁和寺の宮に屬し、以て越、羽の戰に參加し、先鋒となりて大に功あり、時に種殷氏は、上杉氏の緣故に依り、部臣を米澤に遣はして、義節を說かしめた上杉氏亦其順理を容れて伏歸し、諸國の叛者風を望んで降を朝廷に請ひ、茲に至つて越、羽の地悉く平定せり、後京師に凱旋するや、朝廷其功を嘉し給ひ、賞錄八千石加增せられ、尙維新に及び、高鍋縣知事に任せられ、明治七年病逝、享年五十有七、大正四年十一月、從四位を追贈せられた

（氏の揮毫挿圖第三六の二）

秋月種節氏　秋月種節は、高鍋舊藩主、秋月の庶族で、性强毅、活斷、寬嚴、其宜しきを得た人で、種任種殷の二公に側近、臣侍し、物頭より累進して家老となり、食錄二百石を給せられ、種殷公に從つて東征したのは

文久、慶應の年間幕府の威權、日々に衰頽す、是に於て幕府天下の英俊を集め、以て持衞せんと欲し舊藩主秋月種樹氏、夙に令名の聞へあるにより、之を拔擢して少老となした、種節云へらく、我領主のなすべき職にあらずとて上洛し、京都守護職會津侯板倉其他の閣僚に講うて辭任せしめた、時恰も幕政大に亂れ、全國騒然たるあり

明治元年德川氏闕を侵すや、種節、種樹の爲に京師に在て王事に勤めしめんことを薦む、藩兵寡少なるを以て止む、當年奥羽悉く平らき、三年十月、戊辰の變、京師倥傯の際にあつて、勤王の機を決し鳳闕を守つて、赤誠を捧げしを賞せられ以て恩賜に與かつた

明治十年の戰役起り、各藩士雷同響應すれど、順逆を說て更に戰役に從はず、藩軍種節を疑ひ、官軍に內應するものと爲し、遂に之を捕へて牢獄に投じた、氏常に持疾あり、苦熱酷烈なるに堪へ難く、病日に重り、同年六月二十三日享年六十三歲、忽焉として長眠した

明倫堂　明倫堂は舊高鍋藩儒學の始めにして寶永年間藩主長門守種政が、屬領福島より儒學者山內仙介を呼んで、子弟に學問を授けしめた、種政の嫡子種弘始めて城內に稽古所を設け、文學、武藝を教演せしめた、其子種茂の代に至り、儒臣千手八太郎の策を容れ始めて明倫堂を造築するに至つた、堂を分つて、初等教育する所を行習齊と號し、大學生を教育する所を著察齊と號した、邸內別に一宇を設けて寄宿生を置く所を切偲樓と稱した

明倫堂は現高鍋農學校で、地域と當年の建物の一部今尙遺存している

高鍋藩主には、明君が多かつた、就中清觀公（種茂）は、宏識卓見の爲政者にして、領民を憐れむ事深く、治國の要道に達成し、育英の事を以て經綸の根本義とせられ、文武の講習には多大の力と、浪金

を容れなかつた、明倫堂は、此趣旨に因つて經成せられたのが、安永七年（今を去る百五十二年前）行習齊を了へた者は、著察齊に入る、此科程を卒つたものでなければ、士籍に列せぬと云つた位であつた、其年始、開講は勿論、定時或は臨時、藩主親しく講堂に臨まれ、且參勤出發前と、歸校際とは定時に登校せられた、又每月一回、執政、參政等にも臨席し、年四回は閑僚悉く出て學習の狀況を視察し、優良の生徒には、それ〳〵褒賞の儀もあつた

學校以外では、藩廳に於て每月二回、國學及び漢學の教官が、法制、經濟の書を講じたが、其時藩主は席を下つて教官と對座し、以て學問を尊重し、師を虔敬するの範を、自から示された（插圖第三五の一、二、三　種茂の書）

上江村

孤兒院　岡山孤兒院、茶臼原分院は、上穗北村茶臼原に在り、院長石井十次氏は、高鍋町の人、二十歲の時、岡山醫學校に入り、業將に成らんとして飜然學を止め、孤兒養育の志を起し、該事業に着手せり、時恰も明治二十年にして、原野六十町歩を買ひ、義兄岩村眞鐵をして青年男女六十名を呼んで此所に移らしめ、茶臼原農林部と稱し、開墾及植林の業に從事せしめ、稍々成備を告るや、岡山より男女孤兒全部を爰に移し、岡山孤兒院茶臼原分院と始めて名けた、其後逐時附近に接續せる土地を買收し、總面積二百十七町五段歩に達し、熟舍、學校、事務所、共同販賣店、倉庫、住宅、精米所、肥料

粉碎所等約六十棟の建物を有するに至つた

男子百十名を八家族に分ち、女子六十三名を四家族とし、之を十二戸の熟舎に住せしめ一家族を十三名乃至十七名とし、其れに一名の保姆を置き、一切の世話をなさしめ、之に附與する耕地一家族平均田二段、畑一町九段三畝、内陸稻五段、甘藷三段五畝、桑園一町、菜園八畝歩、貸付耕作せしめ、保姆及兒童の力及ばざる所は、獨立せる院の卒業者をして之れが補助をなさしめた、

二、教育　半日は、院内の校舎又は林間學校に於て、小學校教育を施し、半日は桑園の除草、草刈、原野の開拓、甘藷の植付等、農業勞働に從事せしむ『人は自然を開拓し、自然は人を開拓す』孤兒の教育は彼等をして偉大の自然に接觸せしむるに在るを期した

三、農業見習生　義務教育を了りたる少年にして、農事に適する者は徵兵適令まで附近の農家に預け實地の練習をなさしめ、丁年以上に達し一人前の百姓となりたるものは本院出身の女子と結婚せしめ、漸次茶臼原農村に歸り、獨立自營せしめた

尚見習生の得たる報酬は、其の中より各自の小遣錢を引去り、殘餘は將來の獨立資金として、院内に設立せる報德社に積立しめた

四、植民とは、見習生を畢り、結婚獨立せるものを以て植民と名く、明治三十六年八月、獨立の一戸を構へたるを始めとし、年々增加し十九戸となり、十九組の夫婦と四十名の子供より成る植民村の人口、七十八名に達した（大正四年調査）

五、報德社　明治四十三年一月より、植民見習生並に職員の爲め院内に報德社を組織し、定期貯蓄をなさしめ、之を稱して茶臼原報德社と云。積立金一千六百五十五圓七十錢八厘、内見習生積立八百五十九圓二十一錢一厘に達した（大正四年の調査）

尚里子と稱する學令以下の兒童は、岡山に在り其他の分院を大阪に置いた、大正三年一月院主病死す危篤の報天聽に達するや特旨を以て正七位に叙せられた

理事岡山大原孫三郎氏代て院務を總理した、大正三年大正博覽會に於て金牌の褒賞を受けた

以上列記の如く、孤兒救濟事業著々開展發達、其稗益少なからさりしに、昭和二年　月廢院となつた

米良村

菊地氏　菊地氏の先藤原氏、後三條天皇延久三年、大宰少貳藤原則隆に肥後菊地郡を賜はり、茲に居城し地名を取りて姓菊地と改む、則隆の祖父隆家は、攝政關白道隆の子で大宰權師に任ぜられ、嫡子政則嫡孫則隆と朝鮮東北に住する、刀伊族を討つて功績多かつた、則隆の子經隆其子經則、經則の子經宗其子經直は、鳥羽上皇の武者所に仕へ、其子經直は壽永二年、安德天皇を奉じ源義仲の兵禍を避けて大宰府に幸せられた、時衞護し奉つた嫡男隆長、三男秀直は、文治元年檀の浦の戰役に天皇に殉した

隆直の次子隆定は、後鳥羽上皇の武者所を勤め、其後を繼ぎ、能隆は京師の大番役に任ぜられ、承久

三年北條茂時の大軍京師を侵すに該り、院宣を奉じて一族と宇治、勢多に防禦し、戰利あらずして所領地を失ひしが、隆泰十代目武房の世に至つて、文永十一年十月五日元寇對馬に來襲し、戟を提さけて困難に赴むいたのは武房で、弟三郎有隆、同八郎康成、叔父西郷三郎隆政、同六郎隆經、竹崎五郎兵衞、大矢野十郎種保、同種村等の一族郎黨であつて、敵中に突擊奮戰少なからざる功を奏した（弘安四年元軍、十四萬大擧來寇した、七月晦日の颱風に元艦悉く顚覆、殘兵僅かに三人と傳ふ）

大正天皇卽位大典に武房の功を追賞せられ、從三位を贈られだ

元弘元年より北條高時暴逆を逞しうするに當り、武時護良親王の令旨に接し起つて義兵を擧げた、武時は武房の孫、父を隆盛と云つて佛道に歸依し、大智和尙を師とし、入道して眞空寂阿と號した

元弘三年三月十三日、武時は博多に於て北條時英を始めとし、少貳大友を向に廻はし、時英の部將武藏四郎、武田八郎等と戰ひて之を破りしに、間もなく少貳貞經、大友貞宗は六千余騎を以て押寄せ來り、衆寡敵せず武時遂に戰死を遂げた、嫡男武重に遺訓して、急ぎ故城に歸り一族と戮力、再び義兵を擧げ大君の御心を安せ奉れと、此時に三郎賴隆、四男隆舜、弟二郎三郎覺勝等も戰死を遂げた、武時の辭世に

故郷に今宵ばかりの命とも
　知らでや人の我を待つらん

明治天皇は、武時の忠功を嘉し給ひ、從一位を贈られた、嫡男武重は父の遺訓を守り、弟武敏、阿蘇

惟武等と菊地へ歸り、再擧を策ることゝした

足利尊氏叛くに及び、武重召に應じて京師に參朝し、義貞の軍に從ひ、建武二年十二月十一日、手兵一千を以て箱根の險に直義の先鋒三千と戰うて之を破つた、然るに大友貞載佐々木高貞等と叛旗を翻へして尊氏に投じ、爲に官軍大敗退却の運命に至りし時、武重は殿軍となつて、尊氏の追擊を能く防ぎ義貞を無事歸京せしめた

武重の弟重敏は、父重時の志を嗣ぎ、延元元年二月阿蘇惟直等と、大宰府の少貳貞經を攻め、遂に自殺せしめた、次で尊氏の軍を破らんと欲して博多へ進發せしが、尊氏少貳賴尙、大友島津等の諸軍と多々良濱に憤戰、利を失ひて肥後へ退いた、然るに尊氏は部將仁木義長、並に其屬僚松浦等を率ひ肥後に進軍し、武敏の居城菊池を攻め、遂に武敏は一族を從へて深山へ潛入した

菊地氏と共に尊氏を討んとせし、秋月種道は自刃し、阿蘇惟道、弟惟成は武敏と別路を取り、肥前の小城に進まんとして、賊兵に圍まれ衆寡敵せず、百六拾四人と討死した（明治四十四年十一月惟直に正四位大正四年十一月武敏に從三位惟成に從四位を右生前の忠節を嘉せられて贈位があつた）

尊氏九州全島の兵を率ひ東上の時、菊地武重は脇屋義助と舟坂山を攻めて居つた

官軍日に非にして、楠正成自刃、武重の弟七郎武吉は正成と共に割腹した、延元元年十月十日、尊氏花山院に天皇を監護し奉り、而して公卿以下の官職を奪ひ、諸將を拘禁するに至つた、武重も此難に逢ひしが、潛かに遁れて菊池に還つた、此時武敏は義長と戰ひて敗退、義長佐竹重義に命じて追擊せ

しめ、戰勢盡きて遂に追間の谿谷に潛隱した然るに兄武重の歸國に力を得再ひ義兵を擧て寺尾城に據り、惠良惟澄阿蘇等と南郷城を攻、菊池氏の勢力挽回に努めた

延元二年四月十九日、武重一色範氏を益城犬塚原に敗つた、同七月賊將合志太郎幸隆を、合志城を攻めて陷落した、同三年正月武重一萬余騎を率ひて、筑後に來つて弟武敏と會合し、石垣山に入り、間もなく菊池城へ歸り家憲を制定し數年ならずして卒した（明治天皇は三十五年勤王の志節を嘉し給ひて從三位に贈叙せられた）

武重嗣子なく弟武士（ヒト）を以て嗣かしめ、肥後の守護となし、逆賊叛徒を討つて功を奏せしも身病むあり兄武光に職を讓りて菊地の家領とならしむ、是卽第十五代目である、武光西征將軍の宮を擁護し、菊池城を以て御在所に充て、正平八年正月肥前に赴き、諸處に轉戰し筑後探題一色直氏を討て大に之を破り、又針摺原の戰後肥後菊池へ歸つた（武光の兄武澄は肥前へ進發、多々良城の敵を攻めて、九月之を陷れ正平十年八月十八日、筑後賴資、木屋行實、有間澄明等の軍を率ひ、親王を奉じて肥前の國府に入、小牧城を攻落した、終始親王を補佐し奉り、專ら恢復に寧日なかつた）

武光は、南征して薩、隅、日の官軍と呼應し、不歸の叛徒を歸順せしめた、單り畠山直顯か、日向國穆佐城に在つて從はず、正平十三年十一月自ら兵を率ひ來りて穆佐城を圍む、直顯其子重隆か居城、三股城へ走つた、武光同城を攻め十七日にして之を拔き、兵を收めて凱旋し、直顯子氏衞を失ひ遂に不明となつた

正平十四年三月、親王再び豊後大友氏時征討に出御せられた、武光、武澄之に從ひ、氏時の部將志賀頼房の居城を攻、尚氏時を高崎に攻圍した、時に少貳頼尚官軍に屬して居、叛いて氏時に應じ、阿蘇惟村亦叛旗を飜すに至つた、爲に戰略不利の立場に至り、親王を奉じて菊池城へ歸城した

氏時は同年六月志賀氏房等を卒ひ、肥後南部を侵すを以て之を擊退し、少貳頼尚を擊つべく戰備を進め、筑後川附近の平野に於ける、所謂大原合戰の序幕は、茲に開始さるゝに至つたのである

八月七日、兩軍の戰鬪は頗る激烈を極め、懷良親王は、多網の部臣芳賀五郎房則の矢に中り、其他三創を蒙られた、此時武光の兄、武明戰死を遂ぐ、難戰鬪を重ね、武光の奮鬪能く主力を盡して、頼尚を攻擊退散せしめ、而して陣を收めて高良山へ親王を奉して歸つた、尋て隈府の根據地に歸城した

時に武光此戰鬪に、旗の蝶本に起證文を付し、其文に曰く

少貳は古浦の危難を免がれたるに依り、子孫七代まで、菊池に對し弓を引き、矢を放つことあるべからず、若し之に背くに於ては、神罰を蒙るものなり

と、今や菊池氏を討んとて大兵を擧け來りたる、變節を天に訴へ、人に知らしめん爲、旗の蝶本に着けるものなり

正平十三年、少貳頼尚、一色直氏と交戰し、古浦城に(高良ノコト)於て重圍に陷いり、援を菊池氏に請うた、氏は大軍を以て之を援はんとせしに、其兵威に恐れ圍みを解き、頼尚危難を免れたるを喜び熊野午王の裏に、前記の起證文を血書して、武光に呈したものである。　其時の軍整

第一軍、第二軍、武信、赤星、武貫千五百人、第三軍武光四千人、第四軍親王三千餘人、第五軍新田の一族二千余人、右翼五千五百を三隊に、左翼一千人を二隊に、各陣容整然として進軍した

又武光は兄武安を遣はして、大宰府の賴尚を討たしめ戰勝を得た、武光正平二十一年七月、筑前に賴尚を攻其領を燒き、進んで博多に屯營した、其間各處各城を陷れ、賴尚支うるを得ず、走つて豐後大友氏時に賴り、髮を剃つて入道し、本道と稱した、斯て親王は大宰府に入城し給ふ

武光博多を發して氏經氏時を高崎城に圍む、氏經援を大內弘世に請ふ、正平十八年來り戰ひ敗られて周防に歸り、剃髮して世を遁る、氏時を捕虜とし大宰府に凱旋した（阿蘇惟澄五月二十九日卒去、次子惟武職を嗣き阿蘇大宮司となる、（明治四十四年惟澄に正四位大正四年惟武に從三位贈叙せらる）

九洲平定し、更に後村上天皇第六皇子、良成親王御下向せられた

鎌倉幕府は、今川貞世（了俊と號す）を九洲探題として向はしめ、文中元年八月大宰府を攻めて之を陷し、武光、親王を奉じて高良山城に入つた、此時武光逝去す（明治天皇生前の忠節を嘉賞し給ひ三十五年從三位に贈叙せられた）

嫡男武政家名を嗣き、阿蘇惟武と力を戮せて賊軍に當りしが、文中三年五月二十五日年三十三にして卒去した（明治四十四年從四位贈叙の恩命に浴した）

嗣子賀々丸、武朝幼にして武澄の子武安之を輔佐し、能く敵の侵略を拒いた、而して敵尚勢盛にして抗し難く戰ひ利を失ひて、支うるの術なく、其年十月初旬高良城を拋棄し、親王を奉して故土菊池城

へ歸つた、天授三年正月十三日、肥前國府附近に於て、大内義弘、大友親世の諸軍今川の軍と合し來り、之と激戰し、菊地武義、武安、阿蘇惟武を始とし、葉室善安以下悉く戰死し、菊池城の宿將も此地に亡ひ、武朝僅かに良成親王を奉じて戰死を免がれ、漸くにし肥後に歸城するを得た、敵將了俊機逸すべからずと、之を追擊し來つて大に官軍を敗り、親王の宮薨去遊ばされ菊池城の一族以下百余人戰死した（親王御名定ならず）

天授四年九月十八日、了俊菊池城を攻む、武朝良成親王を奉じ葉室親善以下の兵を督して、了俊の軍を大に破つた、時に武朝年僅十六歲

弘和元年四月二十六日、了俊は菊池の諸城を陷れ、武朝の據れる隈部城と良成親王の御在城染土を有するのみとなつた、六月二十二日、隈部城攻略せられ親王の居城染土城は今川五郎をして略取せしめた、其後武朝屢々苦戰を重ね、力を盡して勤王の志節を全うせしが、應永四年三月二十八日歲四十を以て病沒（明治四十四年從三位贈叙せられた）

子兼朝後を嗣き、持朝爲邦を經て其子重朝に至り大友氏を攻め功少なく、其子能運に至り、菊池氏の勢力全く衰へ、政隆、武包を經て義武に至つて後を絶ちしと云ふ、併し爲重の代、米良山へ潛入し以て其家を繼ぎ、現代に及べるもの其正統なりとせり

菊池氏米良潛入の歷史は、更に左に記述せるが如し、然し何れか是乎將た非乎、是別問題として、系譜並に其所傳を附して、識者の參考とせん

其初代を、米良岩見守爲重と號した、爲重の父を菊池肥後守武運と云、世々肥後菊池郡に居り、南朝に忠精勤王の士であつた、足利氏盛なるに及んで爲重亂を避けて、其一族郎黨を從へ、米良山中に潛入して、今の西米良村大字竹原に居る、元米良と改めて姓米良を稱した、爲重の孫、石見守國重銀鏡に居を移し、此所に二世、重次の孫宮內大輔の代、村所に移り居ること五世、（重治、重鑑、重良、重隆、重直）を經て重季に至り小川に移住した、慶長六年丑九月始めて、豊臣秀頼、德川家康等に謁見し、德川氏の代に及んで　旗下の班に列せられ、五年毎に一度は必す幕府に參勤せしめた、然し獨立領主たるに乏しきを以て、球磨郡相良氏に附屬し、以て同藩の掟規に從つた、重隆より十二世の孫主膳則忠の代に至り卽ち明治元年戊辰島津氏に附屬し朝廷に參勤以て朝臣となつた

二十三代　爲　重　石見守　米良入山の初代（姓米良と稱う）
二十四代　國　重　石見守
二十五代　重　次　石見守
二十六代　重　種　石見守
二十七代　重　治　宮內大輔　西米良に移城した
二十八代　重　鑑　彌太郎　西米良村八幡宮に合祀せらる
二十九代　重　良　石見守
三十代　重　隆　主水介

三十一代　重　直　織
三十二代　重　季　彌太郎
三十三代　則　隆　兵　部
三十四代　則　重　主　膳
三十五代　則　信　同
三十六代　則　元　同
三十七代　則　紙　同
三十八代　則　敦　同　　德川家康に謁見小川に移城した
三十九代　則　須　同
四十代　則　明　同
四十一代　則　忠　米良主膳正
四十二代　武　臣
四十三代　武　夫　現　代

參考（米良鄉土史一節中ヨリ）

爲重ノ代菊地氏ノ部屬、宇土彈正爲光ハ足利ニ屬シ、隈府ヲ襲ヒシヲ以テ、幼子重爲ヲ部臣ニ托シテ、難ヲ米良山中ニ避ケシメ、西米良、村所近ク竹原ニ居ヲ占メ元米良ト號ケ、姓ヲ改メテ米良ト稱

シタ、菊池氏入山ヲ重爲ト云、或ハ重次ト云、重次ハ菊池能運ノ子テ、二十三代目トナル、而シテ重次ハ懷良親王ト、一子爵松丸ヲ奉シテ入山シ、元米良ニ居ヲ定メラレタト傳ヘ、又村所ノ中央ニ大王御所、又ハ大王屋敷ト稱ウル地名カアル、又同所ニ明治四年八幡神社ト改稱シタ、大王神社カアル、親王薨後御佩刀並ニ御齒髮ヲ神寶トシテ、創建シタト云神社デアル、故ニ親王御入山後初着ノ地、元米良ヨリ此地ヘ御移住ニナツタモノノ如シ、同村ニ大王ヅル（出ヅノ地名カアル、深壑幽鬱ノ山中ヨリ、始メテ小開ノ場所ニ出ラレテ、休憩アリシ地ト云傳

懷良親王ハ菊池武朝ノ世テ重次ヨリ六代前ニ溯ルノテ、米良入山ハ親王テアルヤ否ヤ、判證ナキニ依リ認メ難シ、後世親王ニ假托シタノデハナイ乎、後日ノ精究ニ讓ルベシ

菊地忠　菊地忠、舊米良領主にして、天保元甲寅十二月五日領地小川城に生る、幼名を廣次郎と呼び、父は米良主膳榮叔で、嘉永三年家を嗣き則忠と改稱した、維新後菊池の舊姓に復し、次郎と稱し次で忠と改めたのである、菊池氏の祖先は鎌足公より出で、累世肥後菊池に居城し、爲重の代に至つて、部臣宇土彈正爲光足利に屬し、隈府を襲ひしを以て、嫡子重爲を部臣に托して難を米良山中に避けしめ、西米良竹原に居を占め地を元米良と改め、本姓を米良と稱した、爾來歷世僻陬邊隅に隱住して、微カに家系を繼き來りしに、王事に盡瘁の遺訓は、歷代之を傳守し、重爲より十八世忠に至り、卽ち明治天皇の御宇、國事多端なるに、幕府の威令日に衰へ、外患踵に接するに至つた、此秋に當り、宸襟を安んじ奉らん爲、臣下甲斐右膳を上洛せしめ、右膳書を奉携し歸りて忠に捧げ、拜戴して優渥な

る天恩に感泣し、部兵を率いて上洛し、王事に勤めんと欲せしに、幕府の忍憚壓迫に逢ひ、禍害身に及はんとするを以て、家系斷滅を慮かり、嫡男武臣に文武修養と危難回避の目的より、甲斐右膳を付して熊本藩、名和直民に學を受け、又小川重任をして、鹿兒島藩に赴かしめて、遊學を請ひ、全藩校に入るを得、隨臣米良織部、小川重任、那須民三等を附從せしめた

忠漸くにして、甲斐右膳、米良要人、米良英一郎以下の家臣五十余人を率ひて京師に入り、寺町光明寺に宿營し三條公を經て、素志を奏し叡旨を拜した

幕府失政横暴を極めるを以て、神武天皇山陵御參拜の名目の下に、行幸討幕の軍議密圖を謀詩し奉り待命中、土方、山田、直木の諸志士に謀りなす所あらんとするの際、親王の內、非とするものありて事破れ、公卿の參朝を停め、三條公外六卿罪を負に至りて遁走せしも其所在を得て、米良要人、甲斐右膳を遣はして七卿を三田尻に迎へ、意圖を問はしめることとし忠は私かに歸國したのである

人吉藩は、家老澁谷用人、初瀨及杉田市右衞門等に吏卒を從へて來り、相良氏の意を告けしめて曰く藩規を破り、亦幕府に請はずして猥りに上洛したる理由、三條公、直木、和泉、山田十郎、土方楠右衞門等に往行の顚末を要めた、菊地氏之に答うるに、非常の時は非常の手段に出でざるを得ず、當時國事多端、宸襟を惱まされ、將軍諸侯陪臣に至るも、輦下に召さる、此時に當り座視するは、臣下の分に背くを以て、直に素志を奏し、堂上名士に會して、世事を知らんと欲したるのみと

嫡子武臣召還を迫まるも、學修の缺くべからざるを力說し之を斥けて應じなかつた

相良氏は、練兵に名を借り、菊地氏を招く、氏は嘗て身危きを豫知し、死を期して人吉に赴いた、七地村相良氏の別莊に之を幽閉して仕舞つたのである

世子武臣、父の幽閉を聞き、島津公に事情を具申して曰く、父の上洛は勅令に依る、諸侯藩士皆同し然るに單り父の上洛を非として、人吉藩之を幽す、願くは救濟あらん事をと、懇請した、公は伊地知壯之亟を人吉に遣はし放釋に努めた、文久三年十二月二十九日、放たれて歸邑するを得たのである

朝廷、德川慶喜征討の命下るや、菊地氏は二隊の兵を卒ひて鹿兒島に到り、武臣と各一隊宛引卒して京都へ赴むき、皇城警固の任を全し、五月十五日參內して本領安堵の書を拜受した

領地奉還後、鹿兒島貫屬となり、明治六年宮內省雜掌を拜命、六月大舍人に任じ、二十二年十月十二日從五位に叙せられ、二十七年六月一日菊地神社宮司に任せられた

甲斐右膳　甲斐右膳は米良領主菊地主膳の臣下で、父を右近重賢と云、文化十四年西米良に生る、初め豐前と稱し、後右膳と改めた、其祖は肥後菊地氏より出て、世々其家臣となり、遠祖重房菊池城陷るに際し、城主武運の命を奉し、世子重爲を擁し、中武、小河、西鄕の諸郎黨と共に、遁れて米良山中に潛入した

重爲姓米良と改め、歷世米良一圓を領し、以て菊池主膳の代に至つた、右膳壯年にして熊本藩儒者名和桂之介に漢籍を學び、性豪邁果斷にして節を屈せず、菊池の一族と山間僻陬の地に潛んで世を隔つと雖も、勤王志士の遺訓を体し、武を練り文を修め、以て時運の至るを俟つた、嘉永年間浦賀に米艦

の來港するや、內外多事頗る騷然たるあり、右膳茲に於て蹶然奮起、身を國難に殉せんと、領主、主膳に菊池忠語るに意中を以てす、主膳常に王事に志あり、共に密かに謀り命を以て筑紫の志士眞木和泉に策るに、微力にして事成し難く、勤王の大志を達せんには、雄藩の力に依るを良策として、世子龜之亟(男爵菊池武臣)を、熊本藩に遊學せしめ、右膳補佐として隨行した、暫くして考うる處あり、師名和を招聘して米良に還り、更に密かに款を薩藩に通じ、同藩士山內作十郎の紹旋に依り遊學せしめ、藩士頗る厚く之を遇した、菊池氏は、相良氏の爲に從屬の關係より冷遇せらるゝに依り、熊本鹿兒島の二藩に密かに款を通せしは、是相良氏の羈絆壓迫を脫せんが爲であつた

右膳は、嫡子大藏に世を讓り、出でゝ浪士となり、京家の御家人となり、公家の名を藉り、幕府の注視を巧に免れ、東諸縣郡、本庄町鎭柄神社宮永主水氏が、白川殿の執達を幸に、同氏の添書を以て、白川家の家人と爲り、同家御用の符を利用し、大に活動を開始するに至り、天下の志士、卽ち人吉藩士新宮某と會托し、又毛利到を豐後鶴崎に訪ひ、互に是等と結合した

尙眞木、和泉、土方松右衞門(土方伯)山田十郎(山田信道男)等の手により、三條公及び勤王の諸公卿に會うて、時事を謀議する事頗る切であつた、書を學習院參政所に捧げて、領主、主膳出京の御沙汰狀を請ひ、奏請勅許ありしを以て、其御沙汰書の下賜を得るに至つた、勅書に

方今時勢不容易候に付、上京御用奉窺度旨、神妙に候、祖先の遺勳も有之間、速に上京可有之事

右膳勅書を携へて歸り、主膳に捧げ、恭しく拜讀し、右膳を始とし十數名の下臣を從へ、密かに京師

に入り、聖旨を拜す、時に幕府は右膳主從を捕へんとす、機を見て遁れ歸つた、時に八吉藩主は上洛並に勅書を得たる理由、及眞木、山田、土方の諸志士と往來の顚末を糾問した、主膳答うるに、（二二九頁參看）八吉藩士又右膳に就て其顚末を聞くに、多を曰はず、同藩主文久三年癸亥十一月九日拂曉、輕卒百餘人を以て、主膳及右膳其嫡男大藏を捕へしめ、八吉藩士日野佐一郎宅に禁錮した薩藩主は伊地知宗之亟を八吉に遣はして之を諭し、主膳の幽閉を解かしめた、主膳薩藩に請うて、右膳等を救はんとす、事切なり、元治元年六月本田彌右衞（親雄男）を八吉へ遣はす、着する其前日、右膳、忽焉として牢獄に死した、是卽ち六月九日であつた、氏が獄中述懷の詩歌がある

夏日炎威冬夜霜　　獄中孤座說勤王
偏欣正氣有伸處　　一寸窓開拜太陽

露霜のおきての後や紅葉の
赤き心は人のめづべき

甲斐重達（しげすけ）　甲斐重達は、父を右膳と云、天保九年五月米良越の尾に生る、幼名は國衞、長して大藏と稱す、幼にして八吉藩校習校館に學び、漢籍を修め、稍々長ずるに及び、父右膳と時局に感ずる所あり安政甲寅の春、京師に上らしめて皇學を學はしむ、時に幕府權を擅まゝにし、外患急を告ぐ、重達天

下の情勢を視て大に憤慨し、蹶然書を閉ぢて王事に奔馳するに至り、三條實滿公以下の諸公卿と計策を廻らし、萬治元年鄉土に歸り、領主主膳並に父右膳に會うて詳に京師の近狀を陳べ、以て機の至るを待つことゝした、文久元年主命を帶びて薩藩に到り、世子龜之助の（武臣）遊學を託して歸つた、右膳秀一郎（武智）等は、京師に赴きしも重達罣り止まりて氣脈を京師及薩藩と通じて、父の壯圖を助けた、幕吏之を嫌忌し文久三年父と共に捕はれの身となり、獄裡に繫がれしに、雄心壯圖を抱き由々しき時局に當面するを憂うるも、縲紲の身、如何ともなし難きを嘆きし而已て、獄中に在るや、端然として大義明分を說き、順逆を論じて止まなかつた、元治元年八月二十四日獄裡に怨死した、享年二十有七、明治二十四年九月靖國神社に合祀、同三十五年十一月從五位追贈の恩命に浴した、獄中一詩、一歌あり

身在幽囚夢又迷　尋鄉幾過米山西　孤魂一夜歸家處
失父三兒伴母啼　誰知父子兄弟情　各抱孤忠隔死生
欲識幽囚無限恨　狂風吹落滿山櫻

天津日の御ために消にて匂うかな
吉野の山の花の下露

驛址と其他の址

妻　町

兒湯驛址　當址の所在地詳ならず、延喜式に見へるも其址跡を失へる已に遠し、當驛は妻町に之を求めんとせんか、同町を流るゝ一ツ瀬川流の、往時の流跡は、式内都萬神社々前を貫流せし形跡を遺し、又同町内に國府・國分寺等の設置せられたる、往年の遺蹟を存するあるに依り、當地方は上代頗る樞要殷賑を極め居りしを以て、當驛は此地に設置し居たるものと考察せらる、式に驛馬五匹、傳馬五匹と見ゐ、併し大宰管内志は、當驛を海岸に求めあり、或は高鍋地方に當てしにあらざるか更に考研を要す

當磨驛址　此址又不明に屬す、當磨は『タイマ』『ツマ』と讀み其何れなるかを詳にせずと雖とも、兒湯驛の異名同地にはあらざるか、併し之を現時の妻町に當磨驛を當つるとせば、兒湯驛なるものは木城村高城地方に求めざるべからず、兒湯の院卽ち新納院は、新納山を以て代表して居るに依り、院の所在地は前記の地にありとし、兒湯驛も亦此所に在りたりとせん、併し兒湯當磨の二驛は、其何れを以て何れの地に定むへきか、今之を卽斷するを得ないのである、當驛も式に驛馬、傳馬各五匹設定されてあつた

都農町

去飛驛址　當驛は書記の誤寫なるもの、如し。喜田文學博士の考察に、都農を以て之に當つ、上代各地に設置せし、驛所の距離よりし又式内都農神社鎭座の舊きは、以て當驛の所在地を證するに足る、驛馬五匹、傳馬五匹の設備ありしこと式に記してある

美々津町

美々津驛址　美々津町域なる美々津川、沿岸附近に設置せしものなるべし、該所は東南海岸に接し、西北の二方山丘に聯續して咽喉を扼する如きの地區で、殊に美々津川の急流は、海濤に遮へられ爲に激浪を起し、渡河頗る難所である、式に驛馬五匹、傳馬五匹の制置があつた、併し其址所を失うて今繹ぬるに由なし

都農町

馬牧場址　都農町大字川北、字岩山に馬牧址が在る、該場は慶長十四年、舊藩主秋月種實氏が設置した併し同氏の開場より其起源頗る遠きにあり、『延喜式』二十八、諸國の馬、牛牧を叙したる文中に、日向國、野波野馬牧、堤野馬牧、都農馬牧とあるにより、前記年間秋月氏の開設は、初始てなく復興で

あつたことが窺はられ、上代既に日向馬匹の名が、大和朝廷に聞へ、而して同場は官設であつたことが亦想像せらる、『日本書記』椎古天皇二十年春正月朔、酒を賜て群卿を宴す、時に天皇群臣の奉つた歌に和して、摩蘇我豫、曾我能古羅、倭奈良波、久禮乃眞佐美、宇摩奈良波、辟武伽能古摩と御詠し給うたことが記されてある、以て其由來遠を窺るる

去往今來既に一千三百三十余年前、該牧場より産出せる馬匹の聲價を、廣く全國に博して居つた、而して其馬齢五六歳に至れば、主馬寮に献納したのである、當場に産したと傳うる池月、摩黒の駿馬は源頼朝が愛用と傳へ、鎌倉武士の間に嘖々たるものであつた、私記に、稜威道別に、日本鍛冶、日向駒、信濃眞弓、灘波菅笠などが見へて居る

都農馬牧には、秋月氏より常備の役人三名置き、知行を與へて之を警護せしめた、然るに享保十年山犬が群り出で、牧馬を害するにより、牧場内に牧權現を建立して祈祓し、祭祀料米一俵毎年寄進せられてあつた

寶暦四年四月に牡、牝多數山犬の爲に害せられ、川南村白髭大明神に祈禱をなし、同五年十月亦山犬の害を蒙り、依つて牧馬に方一千四百間を限つて完全な垣を施し、常に五百の人夫を付して警戒せしめた、明和六年亦山犬の害を受けた、斯くして馬匹の繁殖を妨たげられ、逐年減縮し安政六年七月の頃收支相償なはざるに至り、歴史的此の牧馬は、遂に廢止したのである

新田村

牧場址　新田村大字新田原字石船に、寶永四年舊佐土原藩主島津忠興氏が、小數の種馬を放ちて開設したのが起源である、年時不詳牧神を創建した島津忠雅公の代神領二石寄進せられ、外に祭典料米四斗宛一ケ年中、三度寄奉嚴かに祭典を擧られた

當場には骨格魁偉、狀貌肥滿、優秀の馬匹を產出したもの少なくなかつた、而して牧場に對し、牧畜制規を設けて、交尾方法、馬籍、斃死馬牛、取締等大に見るべきものがあつて、隣藩秋月氏經營の其れと、規定同一にして能く整備して居つた、然れども維新の廢藩に廢止するに至つたのである

妻町

兒湯池（一に產湯址）　妻町字妻、都萬神社の西南五町に在る一小池で、面積約三十步、雜樹四周、清水湛々、旱天水を絶たず、天孫の皇子產湯に用いし遺址と云　之を兒湯池と傳稱し兒湯の郡名因て以て是より起しると

丹裳の小野　同町大字三宅、三宅神社へ參拜する往時の道路に小坂が在る、其坂名丹裳と云

丹裳の坂は、景行天皇熊襲征討の當年、思邦の歌を御詠になつた地と傳稱し、同坂に天皇御佇ずみ給ひしと云、石が地下に埋沒して居る

『大宰管内志』

『景行天皇紀』ニ十七年春、幸二兒湯縣一遊二丹裳小野一云云是日渉二野中大石一憶二京都一而歌レ之曰

波辭枳豫辭、和藝幣能伽多由、區毛位多知區暮、夜摩苔波、區珥能摩保羅摩、多多儺豆久、阿烏枳枳夜摩、許莽例屡、夜摩苔之干漏破試、異能知能、摩會祁務比苔波、多多禰許莽、幣愚利能夜摩能、志邏伽之餓延塢。干受琉左勢、許能固ト、（良古云）兒湯郡ニ覆野村アリ、景行天皇ノ踞シ玉ヘル石ト云モノアリ、今ハ土ニウヅモレテ見ル所、ワヅカニ六尺ニ三尺ナリ云々

或ハ曰ウ、三宅村ノ内覆王大明神ヘ上ル小坂ノ下ニ、景行天皇ノ佇スミ給ヘリト云石アリ、今ハ梵字ヲ工リ込ミアリ云々

丹裳の小野の地に就ては、異説ありて定かならざるも、此地上代に於ける、各種の遺蹟等に依り之を考察せば、強ち附會の説として、排すべきにあらざるを思はしむ

金木石文之部

妻　町

兒湯ノ印　稚子の池の東方二町、河野喜純宅に郡司時代の銅印を藏して居る、鑄造年代に付ては異說あり併し貴重得難き遺品である（第三七插圖）

木版　國分寺再興、則ち木食の彫造木版がある、同寺址附近部落民が所藏し、長一尺三寸八分横八寸二分ある（第三八圖）

妻町都於郡三財三納西来良上穗北川南の各町村

禪座修驗址　現存國分寺址の北方に在、該所は往時國分寺境域で墻壁の址と認められ、現今樹林となつて居、其中に自然石高一尺五寸巾二尺のものを敷並べ、其上に高二尺五寸巾一尺六寸の自然石を建て、臺石と共に、左の文句が彫刻してある

碑石の前面に　血派相承　　臺石に　元祿十五年壬午九月廿八日

八大守祖

向て左側に　雲海雲山

勢宥妙見

六地藏塔　都於郡村字都於郡町、長友忠助邸内に在、總高八尺三寸、竿石長四尺一寸五分、巾一尺五寸空の部は六方にして、六地藏菩薩の立像各高一尺を陽刻し、竿石は方で、四面梵字を陰刻しあり、正面なる其の梵字の兩側、向て右に天正三歲己亥

同左に、七月十三日欽立之の十四字がある（今を去る三百四十七年）

同　三財村大字下三財、村社稻荷神社境内に在る、總高十尺六寸、竿石長五尺二寸巾一尺五寸角、空の部は六角で、各々六地藏の立像が陽刻してある、高各一尺五寸悉く面部は缺損している

正面に奉爲前且州大守桂丹法光速證大覺

背面に永祿十二年巳巳夷吉施主（永祿十三年は元龜元年で三百六十二年前のもの）

同　三納村字長谷觀音堂境内にある、高八尺二寸竿石長四尺二寸巾一尺二寸、空の部六角で、六地藏菩薩の立像

奉二造立一長谷山伴爲二守橘朝臣朝豐實山主眞逆修善根願望成就所

永祿十三年甲□施□作者□敬白士賢

爲二妙海尼公逆修大朝一也

爲二妙鏡逆修大善根一也

四月吉祥　日

爲二諸阿彌陀月心禪定門佛果增進一爲二妙養逆修善根一也

四月吉祥　日

當院主、權大僧都法印盛瑜

背面に、鎌倉畠中之住、孫右衞門尉

墓石　同村字長谷に劍鋒形の碑石が在、長三尺二寸

巾八寸六分厚さ五寸五分

中央に爲二遺禪定門證大口辨一

向て右に、天正二年甲戌

同　左に八月吉日、施主敬白

同　同所に同形式のものがある

中央に、爲二妙貞禪定凡證大辨一

建立年時前に同し

外に同種の石碑五基あり、何れも同時のもので、銘文中逆修は、後年供養の爲に造立したこと、次の天文十七年の記銘に依りて知られる

五輪塔　前同所に高四尺二寸水の部に左の銘文を見る

爲二權大僧都法印一

大和尚位盛瑜

逆修善根故也

天正二年甲戌八月吉日

一面に權大僧都

法印清遍

逆修善根所

天文十七年

霜月二十一日　（三百八十七年前記）

墓石　西米良村大字村所字大王（俗稱向寺）に、玄武岩の粗製臺石なく地中に直立した石碑がある、地上高五尺巾一尺一寸七分厚一尺一寸

正面に、大巖院殿茂山崇繁大居之墓

右側に、天正二甲戌年

左に、六月三十日卒

向て右横に俗稱米良彌太郎重鑑

同　左に施主天姓榮叙　敬白

同　前同所川を隔てゝ南方一町の距離に、玄武岩の粗造石碑高四尺五寸巾一尺厚さ一尺が在る

正面に、照眼院月窓妙心大姉

右に、天正二甲戌暦
左に、六月三十日

横側に、文化二年丙正月中院、御施主天姓則須と記してある、前碑石も之と同時に、追善供養の爲め同族の建立であることを知らる

米良彌太郎重鑑は、菊池氏米良入山後、二十八代の領主である、一說に同族中家領奪襲を謀り、之れが爲に斬殺せられ、照眼院は其妻女にして、遁走追擊に逢ひ、此地へ葬りしものと云ふ

地藏塔　上穗北村大字杉安、長福寺址内に在る、塔は空の部を失ひ、竿石高さ四尺二寸中央に六つの梵字を鐫刻し、其右側に永正十八年壬巳一月二十四日、左側に本願主大僧都學尊□□證各々敬白

碑石　木城村、字下鶴田圃の中に在る、高一尺九寸巾六寸五分の自然石臺石長一尺二寸高四寸ある、前面に左の文字を刻せるを見る

奉二寄附一　干時寛延巳巳暦凉月下津留村中
忠臣院殿孝山源照居士

右は北郷藏人の墓で、後年供養の爲に建立したことは、年號で窺はる、藏人は薩州島津の部將にして天正六年十一月十二日、大友宗麟の軍兵と戰ひ、塩見城主右松四郎左衞門尉と、名乘を上げて互に鎬を削り兩士刺違ひて相果たのである、『日向記』は此時の戰爭を叙して、十二日豐後勢又々喚き叫んで薩軍に斬りかゝる、固より必死と定めたる戰なれば、其勢如何にも烈しく見えたりける、當家より伊

東常陸守は、薩摩の大將市久軍時と刺違へ、右松四郎左衞門尉は、北鄕藏人と刺違へ云々とあり

同村字諏訪　墓石

墓石

基石　大字高城字諏訪谷光源寺址に在、自然石地上三尺二寸巾一尺三寸石碑の上部に梵字下方に永德三中央下部に共衣其左脇に四月　日

川南村

墓石（首塚と云）　川南村大字川南字篠原の平野、川南驛を西北へ距る二里の地、中瀨川の上流臺地に、玄武岩で造つてある

墓碑一基　臺石なく地中に直立とし、形は劒鋒で高さ三尺五寸巾一尺二寸、正面に首塚、下方に元龜三年五月四日と刻入してある、里民之を呼んで首塚と云う

天正六年十一月高城に於て、島津大友の兩氏が大戰に大友氏の將卒か戰死せる其の死骸を合葬して建立したと傳ふも、元龜三年は天正の前年號なるにより、何人の墓石なるか不明に屬す

カン〳〵佛（敵味方の碑又は供養塔とも稱す）（插圖第四〇）

六藏地塔　同村大字川南、字國光原の高丘にある碑で一に宗麟原と云　世呼んで之をカン〳〵佛と云、木城村高城町を北方へ向て、右に東面小徑を登ること三町にして丘上に達し、其丘端に一小堂宇があ

る、後方は隆然たる方墳で、其南側の一部を開いて塔碑が建られてある、高さ九尺四寸二分、臺石高一尺竿石長三尺九寸五分中臺に蓮辨を彫刻し高九寸二分六地藏の部高一尺一寸竿石高一尺五分寶珠高尖端迄一尺四寸以上の各部より成れり碑銘左に

正面　謹奉訓誦大乘妙典一千部爲戰亡各靈

右側　干時天正十三年　大施主

同　右側に、二月彼岸日、源有信山田新介

同　右脇面に、本來無東西何處有南北

同　右同上に、迷故三界城悟故十方空

裏面に、諸行無常是生滅法生滅々已寂滅爲樂

カン〳〵佛の語原明かでない、唯堂の壁に、鳴鐘塚の文字あり、カン〳〵佛なるものは、元來碑の名にあらずして、塚と關係あるものにあらざるか、往古此塚より、鐘聲の響けるを聞きたりなどと云へる傳說ありて、建碑既に此墳に附したる名にあらざりしか、墳中より小鐘の如きものを發見して、鳴鐘塚と呼びたるにもあらんか、由來右墳には『白牛の立てるを見たり』『白衣の美人現はる』『天災地變の來らんとする時必ず鳴動す』などの俗說を伴ふものあり、埋藏物の種類、若くは塚の形に依て命名せられたるもの、如し、『鐘の鳴る塚』と、此碑に刻せる地藏菩薩とを混じて、起りたる名にはあらざるか、尙稽うべしだ

古來碑の周邊なる土壤を以て、之を耕地に撒布すれば害虫の發生することなしと稱し　賽者必ず携へ歸るを常とし、以て碑の背後なる塚は崩壞空洞となつて居る

本碑は天正六年十一月、島津、大友の兩將卒が戰歿した、彼我の亡靈を慰さめん爲め、高城々主島津氏の部將山田新介の建立である、正面なる『爲ニ戰亡各靈』並に側面『本來無東西何處有南北』の文字は明かに敵味方、戰亡靈を追悼弔慰するを示し、敵となり味方となるも、各其主君の爲に、精忠義烈の最後を遂げたる幾多勇士の亡靈に向つて、一視同仁、切に推奬哀悼の至誠を表したるものなるを認む春風秋雨殆と三百五十四年、荒凉落寞の丘隅に、辛くも殘れる一基の碑石は、高潔なる古武士道の眞情と、醇美なる日本國民性の精髓とを物語つて尙餘ありと謂ふべし、尙重ねて山田新介が、博愛仁慈の至情深きを感謝して止まない

其博愛仁慈の至情は、之を彼赤十字軍に比して敢て遜色あることなく、推して以て國外に誇示するに足るべし、左に參考として高城戰爭の概要を記せん

『日向國史』

天正六年十一月十二日黎明豐後軍ノ先鋒、佐伯宗天、田北鎭周、吉弘鑑理、齊藤鎭實、角隈宗岩、佐伯惟定等高城川ヲ渡リテ薩軍ヲ襲ウ、鐘鼓天ニ震ヒ、鯨波地ヲ動カス、伊東ノ將、長倉祐政、右松左衞門等先登タリ、義久軍ヲ分ツコト五、本田親治、北鄕久盛（藏人）前軍ニ將タリ、忠平第二軍ニ將トシ、高城ノ南方下水流ニ陣ス、征久、忠長各左右二軍ニ將トシ、義久自ラ中軍ヲ督シテ豐軍ニ備ウ、

既ニシテ前軍先ッ敗レ、月輪下津ニ至リテ返シ戦ヒ、親治、久盛等之ニ死ス、薩兵驚噪シテ奔ル、豊軍勝ニ乗シテ殺到ス、此ノ時時忠、忠平、棟征、久忠、忠長、覺兼等ノ遊軍築瀬口ヨリ進ミ來リテ豊軍ヲ横撃シ、奮戦力闘シテ之ヲ支ウ、敗兵亦憤激シテ返シ戦ウ、義久乃チ中軍ヲ率イテ蕃進シ、家久、有信、政近、忠澄等亦高城門ヲ開キテ突出ス、豊軍三面ニ敵ヲ受ケ周章混亂名狀スベカラス、高城河畔隨逐(タヅク)ケ淵(一ニ竹鳩ニ依ル)墜イリテ溺死スルモノ數百人餘、兵先ヲ爭ウテ北走ス、田原紹忍之カ殿タリ、薩軍追撃甚タ急ニ、名貫原ニ至リテ豊軍ノ將、蒲池宗雪(筑後柳川城生)竹田紹哲(豊後國ノ城主)吉岡鑑直(鵜崎城主)臼杵統景(臼杵城主)等以下三百餘人ヲ斬ル、豊兵ノ彦嶽ニ向テ走レルモノハ、山田有信之ヲ山陰、坪屋ニ追撃シテ亦斬獲スル所多シ、薩軍勢ニ乘シ逃クルヲ追ヒテ美々川ニ至ル、高城ヨリ七里ノ間豊軍ノ死者千餘美々川ニ殕溺スルモノ亦算ナシ、會々黄昏ニ際シ物色ヲ辨セス、薩軍卽チ追撃ヲ止メテ軍ヲ駐ム、宗麟無鹿(伴志賀)ニ在リ、敗報ニ接シ其夜軍ヲ收メテ豊後ニ歸ル

以久公御記

夜モホノ〴〵ト明方ニナレバ、大友ノ勢段々ニ備ヘ押出ス、先高城ヲ取巻、凱ヲドツトツクリ鉄砲ヲ打掛散々ニ攻ケレ共、屏裏ヲ強ク堅メケレハ、敵ハウナリセメ入ラシメシト、一番ニ備タル、北郷河上カ陣ニ押寄火ヲ散シテ突テカヽル、藏人左京少シモヒルマズ、暫カ程ハ弓鉄砲心得タル足輕ノ手利共、段々ニ備ヘ繰リ立テ防ギケル、去共大勢ヲリ重テ攻來ル、既ニ槍ヲ合セケレハ、打物ノ勝負ニ成テ鍔ヲ破ツテゾ戦ヒケル、元ヨリ田北ノ勢ハ一人モ生テハ皈ラシト、誓タル支ナレバ、一足モ不退

北郷モ爰ヲ退リテハ、大氣ニ乘テ味方敗北ニ近カラント思ヒ、必死ノ忠戰此時ニ有トテ、眞先ニ馳出ケル、去共豐後ノ大勢ニ北郷、河上ガ勢ヲクラブレバ、九牛ノ一ニモ大倉ノ一粟ニ不異、殘リスクナク成シカハ、矢彈盡キ太刀折テ引組違々々々、悉ク討レテ北郷藏人モ戰死セリ、此勢ニ乘シテ豐後勢隊伍モナク備亂レ、六萬ノ大勢一ツニ成ツテウヅマキ合、蹀血テ競來ル山田新介是ヲ見テ、スハ北郷カ備ヲ押崩シ、敵河ヲ越テ突懸ル、イザ城門ヲ開キ打テ出テ、後ヨリ衝テ懸ルヘシト申ケレバ、家久曰ウ樣ハ時分ヨクハ候得共、典厩ノ馬印來見ヘズ、イカサマ敵色ノ熟セサルナルヘシトテ制シ止メ給ヒ、自東ノ出丸ニ大木ノ有シニ登テ、軍ノ樣子ヲ見給ウ處ニ、豐後ノ勢川隈迄押來暫ラク猶豫シテ不進、味方總軍ノ斥候、並ニ城ヨリモ敵ノ有樣ヲ見テ、伏兵ノ總大將、以久公ハ何トテウテ出給ハヌゾイツノ時ヲ待給ウラン、大軍ニ氣ヲ呑レ臆シ給ウニヤト、辭忍兼テゾ待居ケル、カヽル處ニ以久公ノ備ノ內ヨリ、步立ノ士僅ニ十五六人、シヅ〳〵ト步出、豐後勢ニ打向ヒ手鉾ヲ提ゲ、簗ノ瀨ニサツト打入、シヅ〳〵ト打渡リ已ニ向ノ岸ニ打上ラントト見得シ折シモ、豐後勢是ヲ見テ一人モ落スナ、打圍ンデ生捕ニセヨト呼ハツテ一度ニドツト攻カヽル、元ヨリアシライノ事ナレバ、敵カヽレバ引退キ、又足ナミヨトメハ蹈ミ留マリ、兎角シテ川ヲヲビキ渡シケレバ、豐後勢ハ彌氣ニ乘テ、僅ノ人數ニ目モ不掛時分ハヨキゾ、大將ノ旗本ニ突カヽリ、無二ノ勝負ヲ決セヨトテ、大友ノ兵大半川ヲゾ渡シケル、以久公ノ御馬ノ脇ニハ、安藤備後、上山長門兩人轡ノ水衝ニ取付テ、時節ヲ見テ整得タリ、以久公曰ウニ、敵色少シアガミテ足ナミシトロ也、時ハイカヽト曰ヘハ、安藤、上山承テ、御諚最ト申モ

敢ス、御馬ノ口ヲ放セハ、相圖ノ貝ヲ吹鳴シ、御印ヲ指立レバ、小松ノ縁ニ映シ、金ノ鷹ノ羽目ニ曜ヲ築ノ瀬ノ水花サツトケタテ、横ニ突テ掛リ給ヘ、サスガノ大軍モ、半度ヲ討レ僻易シテゾ見ヘケル西ノ河上ノ伏兵、七百餘騎二番ノ貝ヲ吹立、一度ニドツト突テカヽル、豊後勢川ヲ隔テ備亂レ、足ナミイトシドロニ成ヌ、又カヽル所ニ川下ノ、伏兵六百餘騎、三番ノ貝ヲ吹立ケレハ、家久公モ山田ト打ツレ城門ヲ開カセ一度ニ突テ出給ヘハ、御旗本ノ勢モシヅ〳〵ト、根白坂ノ東ヲ下リテゾ掛リケル四方一度ニ突イテカヽレバ、以久公ハ僅ニ御手勢二百計ニテ、大軍ノ眞中ニ掛入給ヒ、四角八方ニ切テ通ラセ給得ハサシモ必死ノ豊後勢モ、辟忍シテ引色ニ成テ見シニ、薩摩ノ軍衆氣ヲ取テ、逞兵急ニ突立レバ豊後勢、討レテ河水ニ流ルヽモアレ共、過半ハ自溺ノ死骸ニテ、サシモニ深キダゲキガ淵モ淺瀬ト成テ上下三里カ程ハ、龍田川ノ紅葉ニ不異血ヲ流シテゾ見得ニケル、殘ル豊後ノ軍兵不叶シト西ハ勝坂ヲ上リ東ハ切原坂ヲ北ヘト引テ行キ、北ルヲ追テ討取首四千餘級也、サシモニ廣キ名貫原ノ霜枯ノ尾花ニ血ヲ灑テ、再ヒ秋ノ花野トゾ成ニケル、大友方ノ諸將宗天父子ヲ始メ、田北鎭周、角隈宗石、其他宗徒ノ歷々悉ク討レケリ

『日向記』

十二日、未明ヨリ薩摩ノ武士ニ懸合セ、追ツマクリツツ入替入替戰シカ、豊後ノ兵勝利ニナクテ、敵餘多討取勢ヒヲナスト見ヘシ所ニ、嶋津右馬頭以久、横入ノ備成シカ、眞先ニ懸リ玉ヘハ、豊後ノ士卒不案内ナレハ横入ニ背ケラレ、谷ノ瀨川ノ淵ニ入、二萬餘騎程沈ミケリ、薩摩方ニモ、北鄕藏人、

市來軍介、本多因幡是ハ無餘儀ノ武士討死ナリ、豐後ノ武士ヲ記セバ、三番ニ佐伯紀伊入道宗天、嫡子彈正、次男新介、二番ニ田北相模守談則、臼杵少輔統景、切名新介入道紹徹、吉岡掃部鑑興、齊藤監之允鎭實、雄波播磨、山下與兵衛鎭就、田北美允、吉弘太藏、吉弘宗順、我モ我モト、進出名譽ノ討死哀ナリ

天然記念物之部

高鍋町

琵彈松　高鍋町字蚊口浦に在り、高鍋驛に達せんとして、左方畦畝の一小松林を望む、之即琵彈松である、松は畦圃平地にして、十五本、其内一本南方の一隅にあるのが第二代の琵彈松で、往時の松は約五十年前に枯損し、其位地に自生せるもの該木と傳う、枝幹蟠旋頗る母樹に類せりと云、四圍耕地にして作物に害ありとし、枝葉を伐除せるは惜むへし、地域の北部に偏し、南面して立つ石碑あり、高三尺幅二尺一寸厚五寸、表面に左の和歌一首を刻す

しら浪のよりくる
　糸を遠にすけて
　　風にしらふる
　　　ことひきの松

向て左側に、肝煎綾部長英、安田義門外一名の文字裏面に、漢文を刻せるも缺損して辨せず、唯安永十三年三月、佐倉澁井孝德撰の文字のみ僅かに之を知る而して、表面の和歌は、日向守源重之の作にして源信義なる人の筆である、該所は綾部千平の所有に係り、此松に關する古人の詩歌を集めたる一

書左の序文ありと云ふ、一節を

日向ナル兒湯ノコヲリ、高鍋ノ邊ニ名ニシオウ瑟引ノ松ハ、源重之ノ家集ニコトノ葉ヲ殘シ、其木回丈ニ、アマル枝葉四方ニタレテミトリニ、千トセノ色顯ハス、其地ヤ東ハ蒼海渺々トシテ漁舟浦ニウカミ、南ハ高山峨々トシテ、樵路虵チメグル、城ハ西ニアタリ北ハ原野、ハルバルト見ワタサルヽニ、眺望タクヒナシト、彼トコロヲ　ウシ給ウ、守ノ殿ニツカウル長英義門ノヌシ、コマカニ物カタリシ、子ガハクバ重之ノウタヲ石ニ彫リテ建、マタ題帳ヲモノシ、其邊ニアル江上庵トイヘル、古寺ニ納ム由ヲ思ヒ詑ウルトナム、サアレバ、彼碑ニシルス歌ヲ、余ニモノセヨト、セチニ乞待レバイナミカタキバカリニ、後ノアサケリヲ、ワスレテ鳥ノ跡ヲ殘シ待ルニ、其由ヲ爰ニカイツケヌ

安永十年彌生　　源　信義

源信義、何處の人なるか不明、或は江戸在住の國學者なりしか、高鍋藩士綾部、安田等の囑によりて綴りしもゝ如し、碑背の文は、更に佐倉の儒、澁井孝德に倚りて、便宜漢譯せしか、文中江上庵は、維新の際廢寺となり、今は河を隔でたる、北方瑟彈松と相對して其址を留めて居る。該松より南方二町に、鐘懸松と稱するのがある、森鬱として半空に聳る、朝暮並佛參讃呪の時報、亦非常の警戒の用に供した、蓋し江上庵と關係ありしも詳かでない

日向守源重之は、何時頃の國司なるか見る所なし、但日向は中國なり、國守の位階相當正六位下なり

而して國史の例其任免、叙位を記する必ず五位以上に限り、六位以下のものは、特に事ありて史筆之に及ぶ場合の外、終に其傳を失うを常とす、重之蓋し六位以下の國司か『大日本史郡司表』に見ゐるもの、天平寶宇元年七月藤原朝臣乙繩を、日向員外掾に左降し云々に始まる、歴朝の國司遂に重之の名を記せず、從つて時代事歴知るに由なし

瑟彈松は日向國中に三ケ所あつた、南那珂郡鵜戸神宮一ノ鳥居附近と、他の一は東臼杵郡土々呂霧島神社の下側等にあつた、今殘れるは此蚊口濱の其れのみである

立波ものどかになりて浦風の
　しらべやさそう瑟彈の松　　正祥

よる波の音も長閑にこと彈の
　松にしらふる春の浦風

東路や千里の外にへたてきく
　名も高鍋の瑟ひきの松　（挿圖第四一）

新田村

座論梅　新田村大字新田字湯ノ宮に在る、地域約三百坪に亘り老幹蟠起、曲伏奇狀、往時の一株が繁殖して斯る樹林をなすに至りしが、其初時の母樹を知らす、花は單瓣白色にして、果實佳良、花時文人

墨客を始めとして、四方より觀賞の客踵を接す、日向國内彼の月知梅と並ひ、觀美併賞せらるゝ所傳へ曰、神武天皇御巡遊の際、此地に駐輦し給ひ、其靈址を尊仰紀念に、梅樹を植たと『建久圖田帳』に湯の宮（座論梅）の地十五町を記せり、以て其起源の舊きを窺はるのである、秋月古香庵（種樹）の一詩あり

日州第一座論梅　報至今朝花滿開
眞個山中高士臥　應知月下美人來　（挿圖第四二）

妻　町

オガタマ樹　妻町大字三宅稚子池土手の側に在る、地上六尺で圍り八尺五寸、樹長四十八尺ある、該樹は本縣特産で、他に産せざるもゝ如し、秋季赤色の實を結ぶ、天孫降臨の當年、猿田彦命、此樹を以て杖となし、天孫を導びき奉りしと傳稱する木である

大　樟　同町妻神社々側に在る、地上六尺目で圍り四十尺、高サ二十四間樹齡一千余年と云へり

同　上　上穂北村字島ノ内、南方神社々前に在、高さ二十三間、地上六尺目で圍り三十六尺、樹齡五六百年を經たりと云　（挿圖第四三）

第一圖　川南村字唐瀨發見　石劒同石鏃

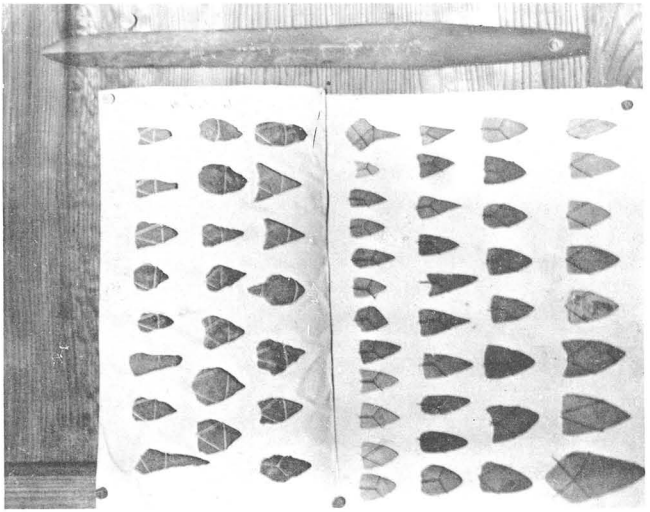

第二圖　妻町西都原祇園原發見石器（同町史蹟保存會藏）

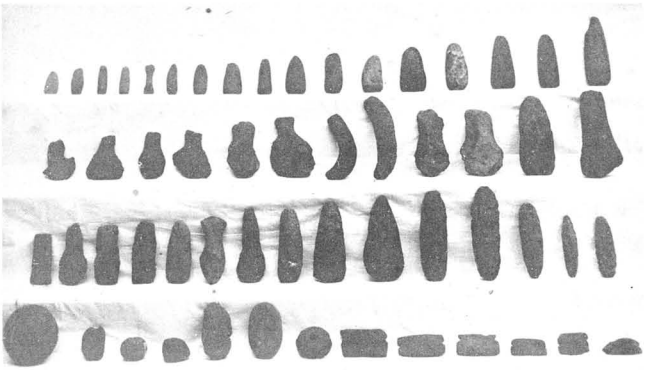

第三圖　都農神社藏

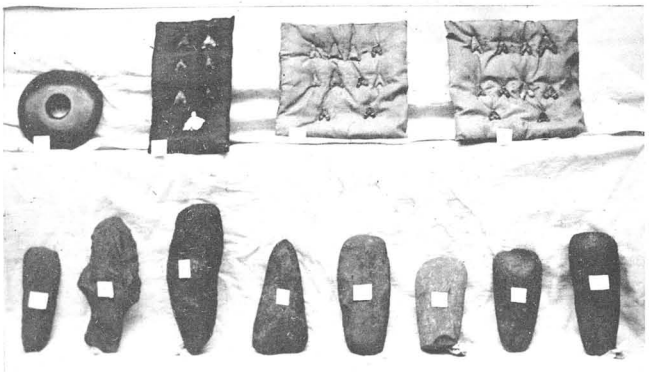

第四圖　鬼の窟墳より見たる西都原古墳群

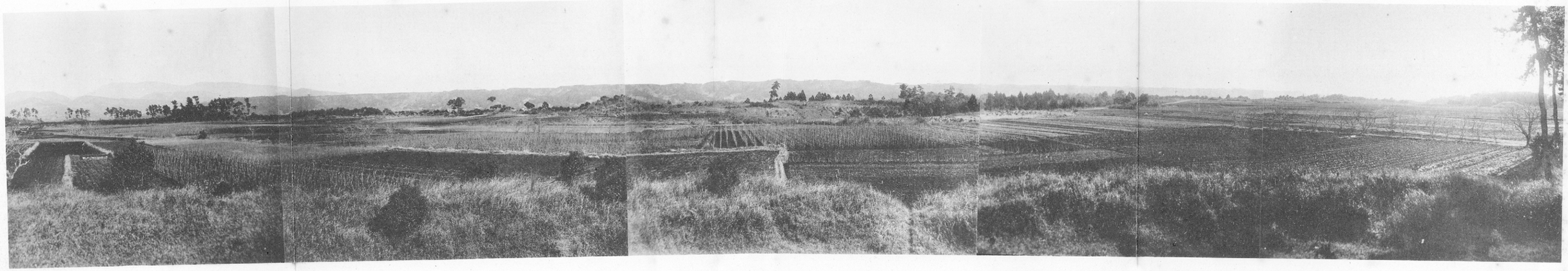

第五圖　西都原　鬼の窟墳

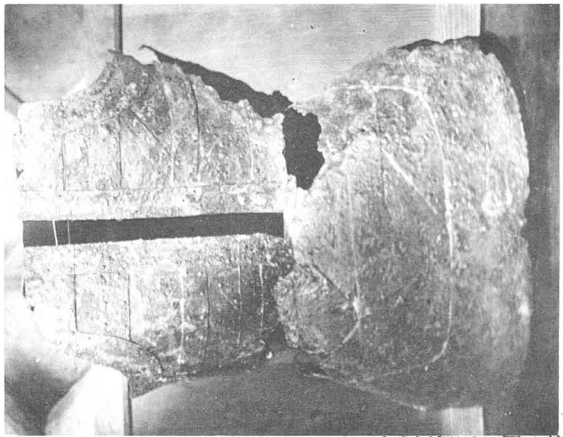

第八圖　西都原古墳より發見土器類（全般代表的のもの）

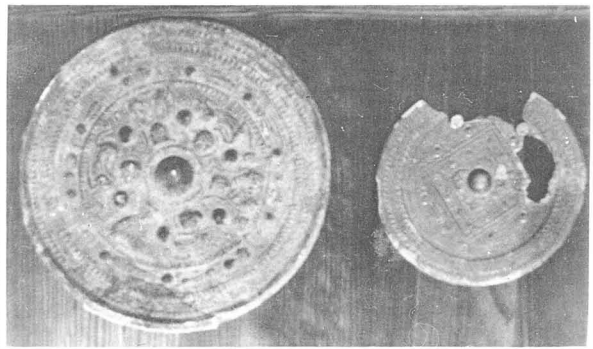

第七圖　短甲（藏館古徵）見發りよ墳號五十百二第原都西

第九圖　都農神社藏土器類

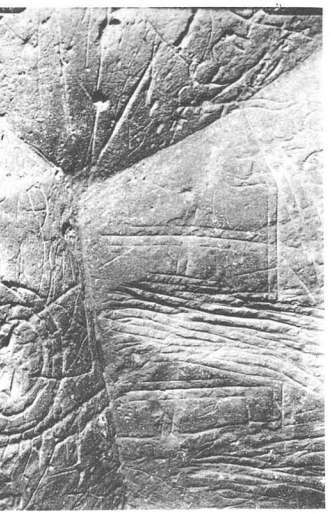

第十圖
上穂北村横穴古墳壁畫（天上の分）

第十一圖
同上ミ壁の分

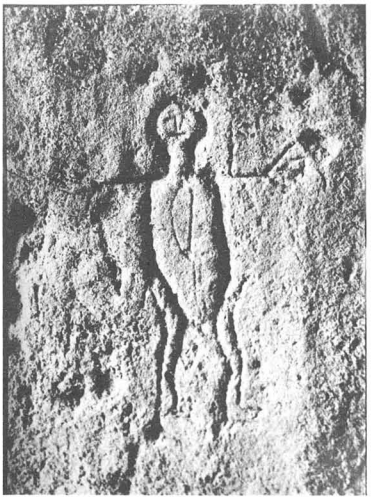

第十二圖
上穂北村横穴古墳美道の畫

第十三圖
同墳の壁畫

第十四圖

縣社都萬神社社叢

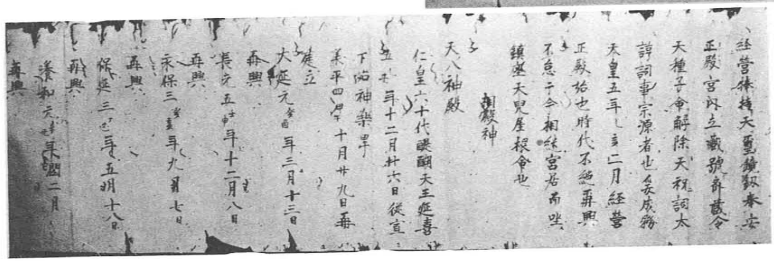

第十五圖

上穗北村　調殿神社古文書同社藏

第十六圖　川南村　鄉社平田神社叢社

第十七圖　平田神社藏女神像

第十八圖　都農町　國幣小社都農神社

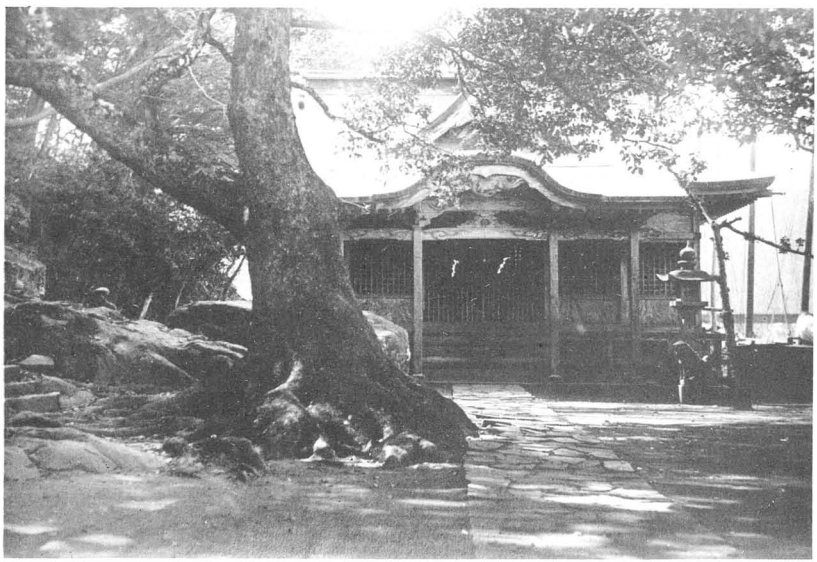

第十九圖　美々津町　鄉社立磐神社

第二十二圖　右同

第二十一圖　上江村坂本氏藏　元安養寺本尊

第二十圖　高鍋町蚊口　圓淨寺所藏藥師如來

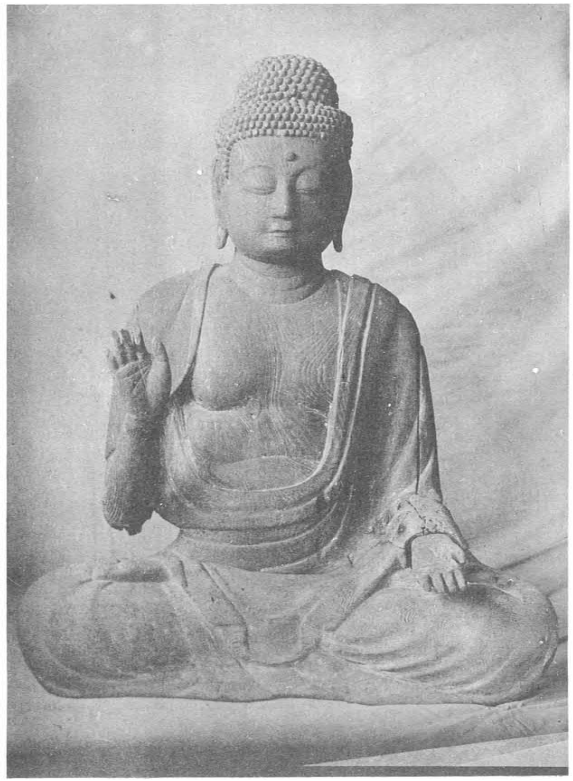

第二十三圖　富田村　城福寺址藥師堂藥師如來

第二十四圖　富田村　久福寺址觀音堂觀世音菩薩

第二十五圖　妻　町　坂本觀音堂觀世音菩薩

第二十六圖　都於郡村　黑貫寺　大日如來と聖觀世音菩薩

第二十七圖三納村　長谷觀音堂十一面觀世音菩薩

第三十圖　上穗北村　竹尾寺聖觀世音菩薩

第二十九圖

上　　同

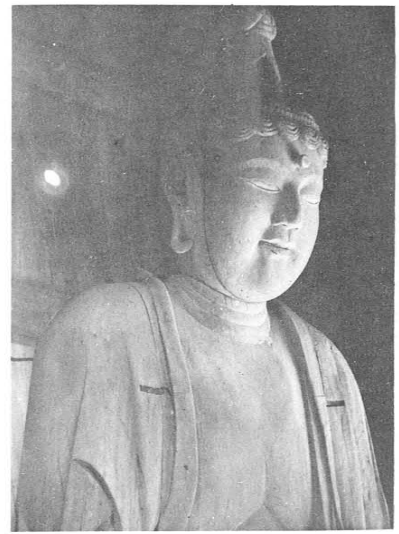

第二十八圖

三納村　長谷觀音堂十一面觀世音菩薩

（新納氏調査撮影）

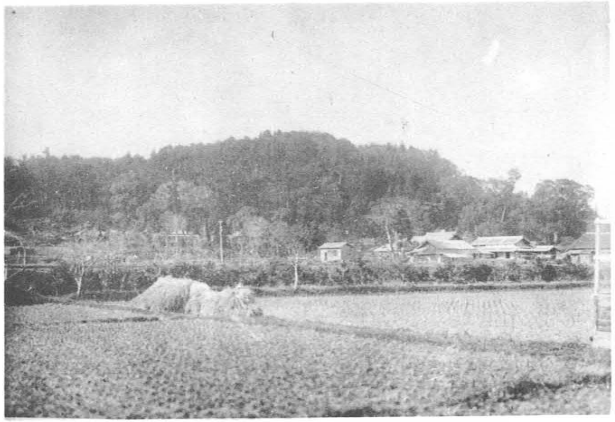

第三十二圖　高鍋町　高鍋城址

第三十一圖　妻町　國分寺址

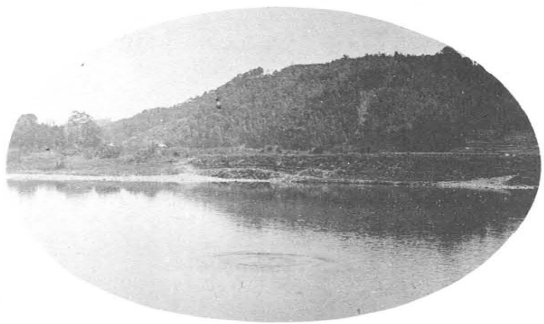

第三十三圖　都於郡村　都於郡城址

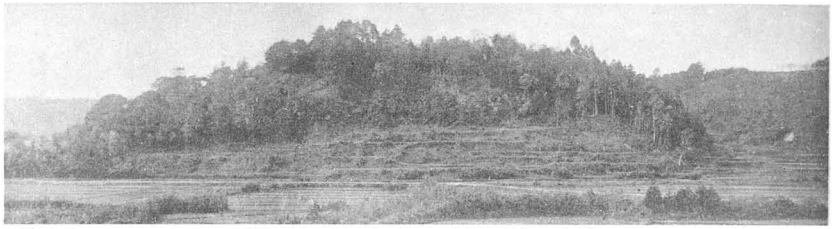

第三十四圖　木城村高城址

第三十五圖　明倫堂額（秋月種茂書）

第三十六圖（一）秋月種殷書

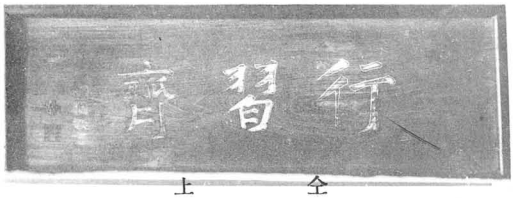

上　全

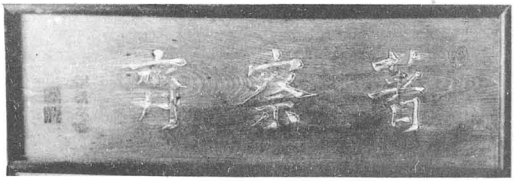

上　全

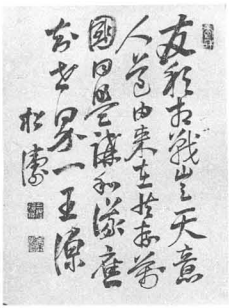

第三十六圖（三）三好退三書

第三十七圖兒湯郡印（妻町河野家藏）

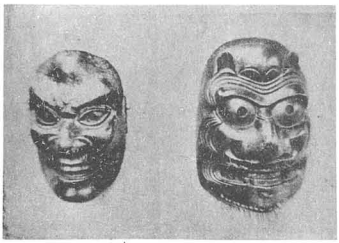

第三十八圖美々津町立磐神社の面

第三十八圖　妻町國分寺木版

第三十九圖　同　上

第四十圖
南村宗麟原供養塔川

第四十一圖
高鍋町蚊口浦 惹彈の松

第四十三圖　上穗北村　南方神社の大樟

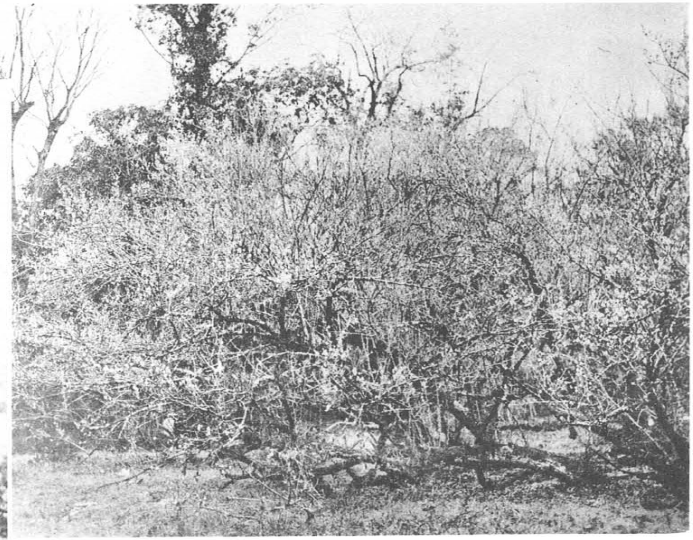

第四十二圖

新田村湯の宮の座論梅

昭和六年三月二十日印刷
昭和六年三月二十五日發行

宮崎縣內務部

宮崎市高千穗通二丁目
印刷者　壹岐晴繁

宮崎市高千穗通二丁目
印刷所　平和印刷所